

租税特別措置等に係る政策評価

国土交通省政策評価基本計画（平成26年3月28日策定）に基づき、租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等をいう。以下同じ。）に係る政策評価（事業評価方式）を行った。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 租税特別措置等に係る政策評価の概要について

租税特別措置等に係る政策評価は、租税特別措置等の透明化を図るとともに、政府における税制改正作業に有用な情報を提供し、もって国民への説明責任を果たすために実施するものである。

事前評価は、租税特別措置等の新設又は拡充・延長要望を行う際に実施するものであり、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等の新設又は拡充・延長要望を行う際には、必ず実施しなければならないこととされている。

事後評価は、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等について、事後評価実施計画に定めるものについて実施する。

（評価の観点、分析手法）

評価にあたっては、各府省共通の様式により、租税特別措置等の必要性等（政策目的及びその根拠、達成目標及び測定指標等）、有効性等（適用数等、減収額及び効果・達成目標の実現状況）、相当性（租税特別措置等によるべき妥当性等）等を明らかにする。

2. 今回の評価結果等について

今回は、平成27年度税制改正要望にあたって22の租税特別措置等について事前評価を実施した。評価を実施した租税特別措置等の一覧は別添1、様式は別添2、個別の評価結果は別添3のとおりである。

以上

租税特別措置等に係る政策評価書一覧

	事前評価	ページ
(大臣官房)		
1	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	1
2	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	18
(総合政策局)		
3	我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の延長	42
4	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置	48
5	技術研究組合の所得計算の特例の本則化	59
(国土政策局)		
6	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	63
7	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	68
8	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	72
9	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長	76
10	振興山村における工業用機械等の特別償却	80
(土地・建設産業局)		
11	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長	109
12	特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の延長	115
13	大深度地下法第16条に基づく使用の認可を受けた事業に係る区分地上権等の設定対価に対する課税の見直し	122
14	投資法人(Jリート)における「税会不一致」問題の解消	125
15	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長	128

(都市局)

16	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	133
17	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	139
18	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長	145
19	市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の延長	149
20	民間都市開発推進機構の行う業務を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充	153

(水管理・国土保全局)

21	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長及び拡充	160
----	--------------------------	-----

(海事局)

22	船舶に係る特別償却制度の延長	165
----	----------------	-----

(注) 地方創生関連については、今後設立が予定されている政府の「まち・ひと・しごと創生本部」における議論等を踏まえ、所要の措置を検討するとされており、現時点で法人税等が要望に含まれるかどうか未確定のため、今回は評価を実施していない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称		
2	要望の内容		
3	担当部局		
4	評価実施時期		
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯		
6	適用又は延長期間		
7	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 《政策目的の根拠》
		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	
		③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
8	有効性 等	① 適用数等	

		②: 減収額	
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
			《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③: 地方公共団体が協力する相当性	
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(法人税)
2	要望の内容	<p>○我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットINGを確保しつつ、オープンイノベーションの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>－オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充を図る(恒久措置)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%)。 ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)。 <p>－総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長を図る(平成28年度まで)。</p>
3	担当部局	大臣官房技術調査課、総合政策局技術政策課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成25年度税制改正にて、総額型の控除上限を20%から30%に引上げ(2年間の時限措置) ・平成26年税制改正にて、上乘せ措置(増加型及び高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5%~30%(試験研究費の増加率に応じて控除率を変更する仕組み)に変更
6	適用又は延長期間	<p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) <p>○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長(平成28年度まで)</p>
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資総額(平成24年度:17.3兆円)の約7割(同:12.2兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>具体的には、民間研究開発投資を平成28年度までに対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。あわせて、自前主義からオープンイノベーションへ企業行動を変革する。</p>
	① 政策目的及びその根拠	

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、（中略）、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進／世界最高の知財立国</p> <p>（3）新たに講ずべき具体的施策</p> <p>官民合わせた研究開発投資の目標（対GDP比4%以上）及び政府研究開発投資として目指す水準（対GDP比1%）が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに（以下略）。</p> <p>企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進 施策目標41 技術研究開発を推進する</p> <p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、（中略）、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進／世界最高の知財立国</p> <p>（3）新たに講ずべき具体的施策</p> <p>官民合わせた研究開発投資の目標（対GDP比4%以上）及び政府研究開発投資として目指す水準（対GDP比1%）が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに（以下略）。</p> <p>企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p> <p>○第4期科学技術基本計画（平成23～27年度）（平成23年8月閣議決定）</p> <p>Ⅱ. 将来にわたる持続的な成長と社会の実現</p> <p>5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革</p> <p>（1）科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化</p> <p>② 産学官の「知」のネットワーク強化</p> <p>「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」</p> <p>V. 社会とともに創り進める政策の展開</p>

		<p>4. 研究開発投資の拡充 「民間の研究開発投資を誘発するため、国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2014（平成26年5月23日閣議決定） 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 （3）イノベーションを結実させる ①新規事業に取り組む企業の活性化 「我が国では、行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、必要となる研究開発能力、技術的知見、人的資源及び資金を広くオープンな外部資源から調達し、効率的なイノベーションを目指すオープンイノベーションの必要性が高まっている」</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する（日本再興戦略）。数値水準としては、対 GDP 比3%以上である。</p> <p>あわせて、企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。（「日本再興戦略」改定2014）</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。</p> <p>また、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、補助金と比して企業の研究開発内容に対して中立的である税制による支援により、創意工夫ある自主的なオープンイノベーションに取り組む企業を効果的に支援することができ、企業行動をオープンイノベーション志向へ変革するよう、環境整備に寄与することが可能。</p>
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>○利用実績（うち中小企業分(資本金1億円以下)） ①減収額実績（うち、税法上の中小企業分） ＜総額型＞ 平成22年度 3,337億円(16億円) 平成23年度 2,848億円(45億円) 平成24年度 3,017億円(42億円) 平成25年度 4,618億円(48億円)(見込み) 平成26年度 4,618億円(48億円)(見込み)</p>

<中小企業技術基盤強化税制>

平成22年度 165億円(164億円)
平成23年度 224億円(222億円)
平成24年度 212億円(209億円)
平成25年度 278億円(275億円)(見込み)
平成26年度 278億円(275億円)(見込み)

<オープンイノベーション型>

平成22年度 0.6億円(0億円)
平成23年度 0.4億円(0.1億円)
平成24年度 0.6億円(0億円)
平成25年度 0.6億円(0億円)(見込み)
平成26年度 0.6億円(0億円)(見込み)

②適用事業者(法人)数

<総額型>

平成22年度 2,611(504)
平成23年度 2,793(705)
平成24年度 3,297(842)
平成25年度 3,636(972)(見込み)
平成26年度 3,636(972)(見込み)

<中小企業基盤強化税制>

平成22年度 4,029(4,026)
平成23年度 4,603(4,585)
平成24年度 4,706(4,686)
平成25年度 5,430(5,412)(見込み)
平成26年度 5,430(5,412)(見込み)

<オープンイノベーション型>

平成22年度 91(28)
平成23年度 91(27)
平成24年度 100(32)
平成25年度 100(32)(見込み)
平成26年度 100(32)(見込み)

※平成22年度は、「会社標本調査(国税庁)」、平成23、24年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。ただし、オープンイノベーション型の平成22年度実績は、「平成25年度経済産業省アンケート調査(大企業)」で得られた、平成23年度、平成24年度の活用実績を「平成23、24年度租税特別措置の活用実態調査(財務省)」の実績値で割り戻し、平均カバー率を算出したうえで試算した。(別紙②参照)

※平成25、26年度については、「平成26年度経済産業省アンケート調査(大企業)」及び「平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。(別紙①参照)

(平成26年度については、アンケート調査の回答企業数が少なく、試算した数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成25年度と同じ数値とした。)

なお、オープンイノベーション型の平成25、26年度見込みについては、適用数、適用額が少ないこと及び過去の伸び率を勘案し、平成24年度と同数とした。

平成25年度要望時の見込み(平成26年度要望時の見込みは、上乘せ分(増加型、高水準型)の見込みを記載していたため、平成25年度要望時の見込みを記載。なお、平成25年度要望時は、総額型の見込みと中小企業技術基盤強化税制の見込みを合算したものを記載していたため、総額型のみを抜粋し記載した。)

平成24年度見込み(総額型) 2,992事業年度 3,639億円
 平成25年度見込み(") 3,135事業年度 4,052億円

※平成25年度租税特別措置の適用実態調査結果(財務省)

平成24年度(実績) 総額型 3,297事業年度 3,017億円

平成24年度適用件数及び適用金額については、平成25年度要望時の想定と比較して、想定外に僅少ではないと考える。

○将来推計(平成27年度)

・総額型 3,636/事業年度 461,786百万円
 ・中小企業技術基盤強化税制 5,430/事業年度 27,846百万円
 ・オープンイノベーション型 373/事業年度 2,749百万円
 試算根拠:別紙②参照

	適用企業数	適用金額(百万円)
平成28年度		
・総額型	3,636/事業年度	475,640百万円
・中小企業技術基盤強化税制	5,430/事業年度	28,681百万円
・オープンイノベーション型	373/事業年度	2,831百万円
平成29年度		
・総額型	3,636/事業年度	489,909百万円
・中小企業技術基盤強化税制	5430/事業年度	29,541百万円
・オープンイノベーション型	373/事業年度	2,916百万円

※総額型は、控除上限の引下げ措置(法人税額の30%)の延長のため、将来推計(平成27年度)は、平成26年度見込み(別紙①)と同数とした。

※平成28、29年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、平成27年度将来推計と同数とした。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成28年度見込みについては、平成27年度見込みの103%に相当する額、平成29年度についても平成28年度見込みの103%に相当する額とした。

(平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)

○利用業種

(総額型控除上限 20%→30%適用企業)

平成 25 年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。

【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	2919	1893
化学	423	237
電気機器	366	203
精密機器	243	174
医薬品	224	116
食料品	190	145
輸送用機器	152	58
機械	136	87
非鉄金属	102	58
金属製品	102	87
建設業	73	29
鉄鋼	73	58
卸売業	63	58
その他	772	581

平成 26 年度「経済産業省企業アンケート調査」、平成 26 年度「中小企業庁企業アンケート調査」及び財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より作成

(オープンイノベーション型)

平成 24 年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。

【オープンイノベーション型 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	100	32
食料品	6	0
化学工業	12	2
窯業・土石製品	3	1
機械製造業	5	2
電気機械器具	8	3
卸売業	11	5
小売業	3	3
運輸通信公益事業	4	0
サービス業	13	8
その他	35	8

財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より

② 減収額

○減収額実績（うち中小企業分(資本金1億円以下)）

<総額型>

平成22年度 3,337億円(16億円)

平成23年度 2,848億円(45億円)

平成24年度 3,017億円(42億円)

<中小企業技術基盤強化税制>

平成22年度 165億円(164億円)

平成23年度 224億円(222億円)

平成24年度 212億円(209億円)

<オープンイノベーション型>

平成22年度 0.6億円(0億円)

平成23年度 0.4億円(0.1億円)

平成24年度 0.6億円(0億円)

(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

○将来推計

平成27年度 総額型 ▲562億円

オープンイノベーション型 ▲27億円

(平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)

※平成27年度推計の根拠

総額型については、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用し、法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字と財務省租税特別措置の適用実態調査の数字を比較して得たカバー率で除して算出した。(中小企業についても、平成26年度中小企業基盤強化税制アンケート調査により得られた平成25年度の総額型活用実績から上記と同様に試算。)

※オープンイノベーション型についても、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)において、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業(黒字企業のみ)は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとし、オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%として試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字を財務省「租税特別措置の適用実態調査」の数字と比較して得たカバー率で除し、上記経産省アンケート調査の平成25年度特別試験研究費の額を減じて試算した。)

なお、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入(特許、実用新案及びノウハウ)及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円であり、この金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると164百万円となる。これに我が国にお

		<p>ける欠損計上法人の比率(70.3%(平成24年度))等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。</p>																																																															
③	<p>効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年～平成29年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>○主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="544 595 1362 1014"> <thead> <tr> <th></th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> <td>4.04</td> <td>4.36</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.25</td> <td>3.38</td> <td>3.35</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.63</td> <td>2.77</td> <td>2.82</td> <td>2.74</td> <td>2.76</td> <td>2.79</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> <td>2.89</td> <td>2.98</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> <td>2.25</td> <td>2.29</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.75</td> <td>1.75</td> <td>1.82</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.73</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> <td>1.84</td> <td>1.98</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> <td>1.13</td> <td>1.09</td> <td>1.12</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)</p> <p>リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、平成24年度の研究開発投資の伸び率は引き続き低い水準に留まっている。</p> <p><今後の達成予測></p> <p>主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することを通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年～平成29年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>*民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値</p>		2007	2008	2009	2010	2011	2012	韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36	日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35	アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79	ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98	フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29	イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73	中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98	ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12
	2007	2008	2009	2010	2011	2012																																																											
韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36																																																											
日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35																																																											
アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79																																																											
ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98																																																											
フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29																																																											
イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73																																																											
中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98																																																											
ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12																																																											

○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40
日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57
アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95
ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02
フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48
イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10
中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51
ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66

*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国

(出典: OECD「Main Science and Technology Indicators」)

<今後の達成予測>

主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、平成26年度税制改正で実施した増加型の抜本的拡充に加え、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

<<租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響>>

リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。

加えて、企業の研究開発が自前主義に留まり、今後我が国における画期的イノベーションの創出が滞り、わが国の成長力・国際競争力が長期的に減衰することが懸念される。

<<税収減を是認するような効果の有無>>(分析対象期間:平成19年~平成29年)

日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。

なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。

上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33倍)及び「租税特別措置の適用実態調査」の実績から、平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、7,029億円。(平成24年度総額型実績301673百万円×2.33倍=702898百万円)

また押し上げ効果として、平成24年度の12.2兆円(平成24年度実績)は約

		<p>5.8%押し上げられており、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。</p> <p>○総額型の控除上限引き上げ措置(30%)の延長(平成28年度まで) 現行の総額型は、民間研究開発投資を維持する方策として有効であることから、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することで、民間研究開発投資を安定的に維持・拡大させることが期待でき、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置) ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) 我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。特別試験研究費税額控除制度は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。</p> <p>また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、 税込減以上の高い効果があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度減収見込額 562億円(総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ分) ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果 ・研究開発投資押し上げ額 1,309億円 ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(562億円分)が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:5,627億円、②雇用創出効果:約6.7万人、③税収効果:約927億円 ・平成27年度減収見込額 27億円(オープンイノベーション型の抜本拡充分) ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果 ・研究開発投資押し上げ額 63億円 ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(27億円分)が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:270億円、②雇用創出効果:約0.3万人、③税収効果:約44億円 <p>さらに、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.1%、主要国中トップ)。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.1%、主要国中最低)。</p>

すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。また研究開発投資にはスピルオーバー効果はあり(負の外部経済)、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。

特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進及び研究開発投資の維持効果の高い総額型の措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。

なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国をはじめ、近年、主要国では積極的に拡充されている。

(参考)

○各国は研究開発税制の拡充を進め、OECD加盟国で比較すると、1999年当時は研究開発税制採用16ヶ国中4ヶ国が増加型のみであったが、2013年現在、研究開発税制採用国27ヶ国のうち増加型のみは無い。
○なお、OECD非加盟の主要国(中国、ロシア、シンガポール、台湾)においても、現在増加型のみは無い。

主要国の研究開発税制の動向

国	税制	動向	1999年時点	現行制度
英国	永久償還 法人税法	2008 大企業向け追加資金投入割合を引上げ(25%→30%) 2008-2012 中小企業向け追加資金投入割合を引上げ (50% → 75%; 2009fy → 100%; 2011fy → 125%; 2012fy) 2013 大企業向けの特種減税制度の導入	純額型	純額型
韓国	永久償還 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に課した一定の支出に対して2%の税額控除の創設	増加型	増加型
韓国	永久償還 米重点分野は 時限措置 租税特別措置法	2008 重点分野(産学連携及び産学連携研究開発)に対する税額控除の創設 2013 中堅企業の増進を促し、優遇減税率を適用 (以前は、大企業と同率) ※2014年8月に発効された税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	純額型と増加型の選択制	①重点分野:純額型 ②非重点分野:純額型と増加型の選択制
中国	永久償還 法人所得税法	2013 対象企業に設備の保守・管理費用や新製品の研究・開発に課税する際の特種減税等も適用	増進型	増進型
米国	時限措置 内閣輸入法	※2014年8月に発効された税制改正案では、産学連携制度の拡充化及び減税率の引上げについて記載。	純額型とハイブリッド型の選択制	ハイブリッド型 純額型と増加型の特長をもった制度。

また、我が国におけるオープンイノベーションの現状は、OECD の調査によると他国と比較しても劣後している。(我が国の高等教育機関及び公的研究機関の研究開発費に占める民間拠出の割合は 2.4%であり、OECD平均 5.0%の約半分と低水準)

すなわち、いまだに少なからぬ企業が自前主義に固執している状況であることから、日本再興戦略改訂版 2014 において掲げられている「企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」という目標を達成するためには、企業行動を自前主義からオープンイノベーション志向へ変革させる必要がある。このため、企業行動に影響を与え得る税制によってインセンティブを与えることが必要である。

加えて、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進する税制による措置が効果的である。

			<p>なお、オープンイノベーションに係る優遇税制措置は、フランスやイタリア、スペインなど欧州においても導入されている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECDペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金とを組み合わせることが効果的であることを示唆している。</p> <p>また、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2014 に記載のある他の施策（「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月

平成 25 年度、平成 26 年度の適用数等推計の考え方

○租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成 24 年度実績）

総額型：適用件数：3,297（うち中小企業：842）

適用総額：301,673 百万円（うち中小企業：4,163 百万円）

中小企業技術基盤強化税制：適用件数：4,706（うち中小企業：4,686）

適用総額：21,164 百万円（うち中小企業：20,901 百万円）

オープンイノベーション型：平成 23 年度適用件数：91（27）

平成 23 年度適用総額：41 百万円（8）

平成 24 年度適用件数：100（32）

平成 24 年度適用総額：63 百万円（4）

○平成 26 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果 適用件数：497（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：15.07%）

適用総額：183,271 百万円（カバー率：60.75%）

（平成 24、25 年度の適用額が記載されている企業のみ抽出して試算）

平成 25 年度集計結果 適用件数：548

適用総額：280,535 百万円

平成 25 年度推計件数： $548 \div 15.07\% = 3,636$

総額： $280,535 \text{ 百万円} \div 60.75\% = 461,786 \text{ 百万円}$

うち、中小企業分（平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：16.86%）

適用総額：647（カバー率：15.54%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：746 百万円

平成 25 年度推計件数： $164 \div 16.86\% = 972$

総額： $746 \text{ 百万円} \div 15.54\% = 4,801 \text{ 百万円}$

オープンイノベーション型：平成 25 年度適用件数 100 社

平成 25 年度適用総額 63 百万円

※オープンイノベーション型の減収見込額・適用見込事業者数については利用数及び利用金額が少ないこと、また過去の伸び率等を勘案し、平成 24 年度実績と同数とした。

○中小企業技術基盤強化税制

平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.02%）

適用総額：658（カバー率：3.11%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数： $164 \div 3.02\% = 5,430$

総額： $866 \text{ 百万円} \div 3.11\% = 27,846 \text{ 百万円}$

うち資本金 1 億円以下

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.03%）

適用総額：658（カバー率：3.15%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数： $164 \div 3.03\% = 5,412$

総額： $866 \text{ 百万円} \div 3.15\% = 27,509 \text{ 百万円}$

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制（控除上限30%の延長）における
減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

（大企業）

1. 経済産業省平成26年度企業アンケート調査（以下「大企業アンケート」という。）により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を合計すると、36,313百万円。
2. 財務省租税特別措置の適用実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成24年度の総額型の活用実績は301,669百万円。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型実績は199,331百万円なので、金額のカバー率は約66.08%。
4. 1. で得られた36,313百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた54,957百万円を減収見込額とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業庁平成26年度企業アンケート調査（以下「中小企業アンケート」という。）により得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた減収見込額は、1,237百万円。

よって、大企業と中小企業者等の減収見込額の合計56,194百万円を、減収見込額とした。

○適用見込事業者数

（大企業）

1. 大企業アンケートにより得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業数は180社。
2. 実態調査によると、平成24年度の総額型の活用企業数は3,297社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型活用企業数は497社なので、件数のカバー率は約15.07%。
4. 1. で得られた180社を件数のカバー率で割り戻して得られた1,194社を適用見込事業者数とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた適用見込件数は、2,320社。

よって、大企業と中小企業者等の適用見込件数の合計3,514社を、適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとする。
2. オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%とした場合、それら企業の減収見込額は649百万円。
3. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は59百万円。
4. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は15.7百万円なので、金額のカバー率は約26.61%。
5. 2. で得られた649百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた2,439百万円から、実態調査の実績額である59百万円を差し引いて得られた2,380百万円を大企業の減収見込額とした。
6. 中小企業者等の減収見込額については、以下の式により得られた310百万円から、実態調査の実績額である4百万円を差し引いて得られた306百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 2,380 \times \frac{(8+4 \div 33+59)}{\quad} = 310 \text{ 百万円}$$

大企業の適用金額に対する中小企業者等割合
(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

7. 大企業及び中小企業者等の控除見込額合計額2,686百万円を、オープンイノベーション型の減収見込額とした。

(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価について)

1. 特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円。
2. 上記金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると、164百万円。
3. 我が国における利益計上法人の比率（29.7%（平成24年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

○適用見込事業者数

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は38社。

2. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は68社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は10社なので、件数のカバー率は約14.71%。
4. 1. で得られた38社をカバー率で割り戻して得られ258社を大企業の適用見込件数とした。
5. 中小企業者等の適用見込件数については、以下の通りとした。

$$\text{中小企業者等} : 258 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 115 \text{社}$$

(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

6. 大企業及び中小企業者等の適用見込件数373社を、オープンイノベーション型の適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 平成22年実績について

1. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査（対象：大企業）により得られた、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ16.7百万円及び14.6百万円。
2. 実態調査によると、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ33百万円及び59百万円。
3. 上記アンケートにおける、平成23年度及び平成24年度の金額の平均カバー率は、約34.0%。

$$\text{カバー率} : 16.7 + 14.6 \div 33 + 59 = 34.0\%$$

4. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査により得られた、平成22年度のオープンイノベーション型の活用実績16.5百万円を、上記金額の平均カバー率で割り戻して得られた48百万円を、平成22年度におけるオープンイノベーション型の適用実績とした。
5. うち中小企業者等の実績についてはアンケート等により把握できていないため、以下のとおり6百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 48 \times \frac{(8+4 \div 33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 6 \text{百万円}$$

5. よって、大企業と中小企業者等の減収額の合計を54百万円とした。

6. 同様の手法により、平成22年度の適用事業者数を91と試算した。

$$\text{カバー率} : 12 + 9 \div 64 + 68 = 15.9\%$$

$$\text{適用事業者数} : 10 \div 15.9\% = 63$$

$$\text{中小企業者等} : 63 \times \frac{(27+32 \div 64+68)}{\text{大企業の適用事業者数に対する中小企業者等割合}} = 28$$

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充(法人住民税)
2	要望の内容	<p>・制度概要</p> <p>法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)</p> <p>・要望内容</p> <p>我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保しつつ、オープンイノベーションの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充を図る(恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引き上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) <p>○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長を図る(平成28年度まで)</p>
3	担当部局	大臣官房技術調査課、総合政策局技術政策課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和60年度 創設(税額控除率6%)</p> <p>昭和63年度 2年間延長</p> <p>平成2年度 3年間延長</p> <p>平成5年度 2年間延長</p> <p>平成7年度 2年間延長</p> <p>平成9年度 1年間延長</p> <p>平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%)</p> <p>平成11年度 1年間延長</p> <p>平成12年度 1年間延長</p> <p>平成13年度 1年間延長</p> <p>平成14年度 1年間延長</p> <p>平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化)</p> <p>税額控除率の3%上乘せ措置の拡充(12%→15%)</p> <p>平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充</p> <p>税額控除率3%上乘せ措置の廃止(15%→12%)</p>

	<p>平成20年度 増加額に係る税額控除（増加額の5%）または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加</p> <p>平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について ①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%へ上げるとともに②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。</p> <p>平成22年度 2年間延長（上乘せ措置）</p> <p>平成24年度 2年間延長（同上）</p> <p>平成25年度 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げ（2年間の時限措置）</p> <p>平成26年度 上乘せ措置（増加型・高水準型）を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5%～30%（試験研究費の増加率に応じて控除率が変更する仕組み）に変更</p>
6 適用又は延長期間	<p>○オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の拡充（恒久措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引き上げ（5倍程度）及び控除上限の別枠化（法人税額の10%） ・特別試験研究費の範囲の拡大（中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化） <p>○総額型の控除上限の引上げ措置（法人税額の30%）の延長（平成28年度まで）</p>
7 必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資総額（平成24年度：17.3兆円）の約7割（同：12.2兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>具体的には、民間研究開発投資を平成28年度までに対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。あわせて、自前主義からオープンイノベーションへ企業行動を変革する。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、（中略）、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」</p>

		<p>○日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進／世界最高の知財立国</p> <p>（3）新たに講ずべき具体的施策 官民合わせた研究開発投資の目標（対GDP比4%以上）及び政府研究開発投資として目指す水準（対GDP比1%）が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに（以下略）。 企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進 施策目標41 技術研究開発を推進する</p> <p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、（中略）、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にするとともに目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進／世界最高の知財立国 （3）新たに講ずべき具体的施策 官民合わせた研究開発投資の目標（対GDP比4%以上）及び政府研究開発投資として目指す水準（対GDP比1%）が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに（以下略）。 企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p> <p>○第4期科学技術基本計画（平成23～27年度）（平成23年8月閣議決定） Ⅱ. 将来にわたる持続的な成長と社会の発展の実現 5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革 （1）科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化 ② 産学官の「知」のネットワーク強化 「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」 Ⅴ. 社会とともに創り進める政策の展開 4. 研究開発投資の拡充 「民間の研究開発投資を誘発するため、国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2014（平成26年5月23日閣議決定） 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 （3）イノベーションを結実させる ①新規事業に取り組む企業の活性化 「我が国では、行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、必要となる研究開発能力、技術的知見、人的資源及び資金を広くオープンな外部資源から調達し、効率的なイノベーショ</p>

		ンを目指すオープンイノベーションの必要性が高まっている」
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対 GDP 比3%以上である。あわせて、企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。(日本再興戦略改定2014)</p> <p>また、中小企業者は大企業に比べ研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業者が行う競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講じることにより、中小企業者の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。なお、研究論文(kasahara et al. (2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。</p> <p>また、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、補助金と比して企業の研究開発内容に対して中立的である税制による支援により、創意工夫ある自主的なオープンイノベーションに取り組む企業を効果的に支援することができ、企業行動をオープンイノベーション志向へ変革するよう、環境整備に寄与することが可能。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>国税及び地方税における中小企業者利用実績</p> <p>平成20年度 4,899件</p> <p>平成21年度 3,807件</p> <p>平成22年度 4,530件</p> <p>平成23年度 5,290件</p> <p>平成24年度 5,528件</p> <p>【平成20~22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」</p> <p>平成23~24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデー</p>

タが表記されていない。

○国税利用実績

①減収額実績 () 内が中小企業者分 (資本金1億円以下)

<総額型>

平成22年度 3, 337億円 (16億円)

平成23年度 2, 848億円 (45億円)

平成24年度 3, 017億円 (42億円)

平成25年度 4, 618億円 (48億円) (見込み)

平成26年度 4, 618億円 (48億円) (見込み)

<中小企業技術基盤強化税制>

平成22年度 165億円 (164億円)

平成23年度 224億円 (222億円)

平成24年度 212億円 (209億円)

平成25年度 278億円 (275億円) (見込み)

平成26年度 278億円 (275億円) (見込み)

<オープンイノベーション型>

平成22年度 0.6億円 (0億円)

平成23年度 0.4億円 (0.1億円)

平成24年度 0.6億円 (0億円)

平成25年度 0.6億円 (0億円) (見込み)

平成26年度 0.6億円 (0億円) (見込み)

②適用事業者 (法人) 数

<総額型>

平成22年度 2, 611 (504)

平成23年度 2, 793 (705)

平成24年度 3, 297 (842)

平成25年度 3, 636 (972) (見込み)

平成26年度 3, 636 (972) (見込み)

<中小企業技術基盤強化税制>

平成22年度 4, 029 (4, 026)

平成23年度 4, 603 (4, 585)

平成24年度 4, 706 (4, 686)

平成25年度 5, 430 (5, 412) (見込み)

平成26年度 5, 430 (5, 412) (見込み)

<オープンイノベーション型>

平成22年度	91(28)
平成23年度	91(27)
平成24年度	100(32)
平成25年度	100(32)(見込み)
平成26年度	100(32)(見込み)

○地方税影響額実績

平成23年度	43億円
平成24年度	43億円
平成25年度	43億円(見込み)
平成26年度	43億円(見込み)

※平成22年度は、「会社標本調査(国税庁)」、平成23、24年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。ただし、オープンイノベーション型の平成22年度実績は、「平成25年度経済産業省アンケート調査(大企業)」で得られた、平成23年度、平成24年度の活用実績を「平成23、24年度租税特別措置の活用実態調査(財務省)」の実績値で割り戻し、平均カバー率を算出したうえで試算した。(別紙②参照)

※平成25、26年度については、「平成26年度経済産業省アンケート調査(大企業)」及び「平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。(別紙①参照)

(平成26年度については、アンケート調査の回答企業数が少なく、試算した数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成25年度と同じ数値とした。)

なお、オープンイノベーション型の平成25、26年度見込みについては、適用数、適用額が少ないこと及び過去の伸び率を勘案し、平成24年度と同数とした。

平成25年度要望時の見込み(平成26年度要望時の見込みは、上乗せ分(増加型、高水準型)の見込みを記載していたため、平成25年度要望時の見込みを記載。総額型の見込みと中小企業技術基盤強化税制の見込みを合算し、中小企業者分のみを算出。

・平成24年度見込み

3,783件 12,032百万円(国税)

3,783件 2,082百万円(地方税)

・平成25年度見込み

3,783件 12,594百万円(国税)

3,783件 2,179百万円(地方税)

※平成25年度租税特別措置の適用実態調査結果(財務省)

平成24年度(実績)

5,528件 25,064百万円(国税)

※平成25年度地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する

報告書(総務省)

平成24年度(実績)

影響額 4,252万円(地方税)

平成24年度適用件数及び適用金額については、平成25年度要望時の想定と比較して、想定外に僅少ではないと考える。

○将来推計

平成27年度

・総額型

<国税における減収額>(別紙①、別紙②参照)

件数 3,636(972)

事業年度 461,786百万円(4,801百万円)

<地方税における減収額>(別紙③参照)

事業年度 619百万円

・中小企業技術基盤強化税制

<国税における減収額>(別紙①、別紙②参照)

件数 5,430(5,412)

事業年度 27,846百万円(27,509百万円)

<地方税における減収額>(別紙③参照)

事業年度 3,549百万円

・オープンイノベーション型

<国税における減収額>(別紙①、別紙②参照)

件数 373(115)

事業年度 2,749百万円(310百万円)

<地方税における減収額>(別紙③参照)

事業年度 40百万円

平成28年度

・総額型

<国税における減収額>

件数 3, 636 (972)

事業年度 475, 640百万円 (4, 945百万円)

<地方税における減収額>

事業年度 638百万円

・中小企業技術基盤強化税制

<国税における減収額>

件数 5, 430 (5, 412)

事業年度 28, 681百万円 (28, 334百万円)

<地方税における減収額>

事業年度 3, 655百万円

・オープンイノベーション型

<国税における減収額>

件数 373 (115)

事業年度 2, 831百万円 (319百万円)

<地方税における減収額>

事業年度 41百万円

平成29年度

・総額型

<国税における減収額>

件数 3, 636 (972)

事業年度 489, 909百万円 (5, 093百万円)

<地方税における減収額>

事業年度 657百万円

・中小企業技術基盤強化税制

<国税における減収額>

件数 5, 430 (5, 412)

事業年度 29, 541百万円 (29, 184百万円)

<地方税における減収額>

事業年度 3, 765百万円

・オープンイノベーション型

<国税における減収額>

件数 373 (115)

事業年度 2, 916百万円 (329百万円)

<地方税における減収額>

事業年度 42百万円

※平成28、29年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、平成27年度将来推計

と同数とした。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目 GDP が毎年 3%増加する見込みであることから、平成 28 年度見込みについては、平成 27 年度見込みの 103%に相当する額、平成 29 年度についても平成 28 年度見込みの 103%に相当する額とした。
(平成 26 年度経産省アンケート調査結果による試算)

○利用業種

(総額型控除上限 20%→30%適用企業)

平成 25 年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。

【総額型控除上限 20%→30%適用企業 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	2919	1893
化学	423	237
電気機器	366	203
精密機器	243	174
医薬品	224	116
食料品	190	145
輸送用機器	152	58
機械	136	87
非鉄金属	102	58
金属製品	102	87
建設業	73	29
鉄鋼	73	58
卸売業	63	58
その他	772	581

平成 26 年度「経済産業省企業アンケート調査」、平成 26 年度「中小企業庁企業アンケート調査」及び財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より作成

(オープンイノベーション型)

平成 24 年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。

【オープンイノベーション型 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	100	32
食料品	6	0
化学工業	12	2
窯業・土石製品	3	1
機械製造業	5	2
電気機械器具	8	3

		卸売業	11	5
		小売業	3	3
		運輸通信公益事業	4	0
		サービス業	13	8
		その他	35	8
		財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より		
② 減収額	<p>1. 減収額について</p> <p>○地方税における減収額</p> <p>影響額実績</p> <p>平成20年度 43億円 平成21年度 23億円 平成22年度 30億円 平成23年度 43億円 平成24年度 43億円</p> <p>【平成20～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」 平成23～24年度：総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」より算出】</p> <p>(参考) 国税における減収額</p> <p>減収額実績(うち、税法上の中小企業分)</p> <p>平成20年度 2,881億円(246億円) 平成21年度 2,565億円(131億円) 平成22年度 3,726億円(174億円) 平成23年度 3,395億円(234億円) 平成24年度 3,952億円(223億円)</p> <p>○増加型・高水準型における減収額</p> <p>減収額実績</p> <p>平成20年度 2.4億円 平成21年度 1.0億円 平成22年度 1.7億円 平成23年度 2.1億円 平成24年度 2.3億円</p> <p>(参考) 減収額実績額(うち、税法上の中小企業分)</p> <p>平成20年度 178億円(14億円) 平成21年度 133億円(6億円) 平成22年度 224億円(10億円) 平成23年度 232億円{増加型116億円、高水準型116</p>			

億円} (12億円)

平成24年度 266億円 {増加型173億円、高水準型93億円} (14億円)

【平成20~22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」

平成23~24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】

(減収額の算出方法)

「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型、高水準型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。

2. 利用実績について

国税及び地方税における中小企業利用実績

平成20年度	4,899件
平成21年度	3,807件
平成22年度	4,530件
平成23年度	5,290件
平成24年度	5,528件

【平成20~22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」

平成23~24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】

○増加型利用実績

平成23年度	1,228件
平成24年度	1,447件

○高水準型利用実績

平成23年度	83件
平成24年度	81件

【平成23~24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】

(注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。

○将来推計

平成27年度	
総額型	▲562億円 (▲12.4億円)

オープンイノベーション型 ▲27億円(▲3.1億円)
(平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)

※平成27年度推計の根拠

総額型については、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用し、法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字と財務省租税特別措置の適用実態調査の数字を比較して得たカバー率で除して算出した。(中小企業者についても、平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査により得られた平成25年度の総額型活用実績から上記と同様に試算。)

※オープンイノベーション型についても、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)において、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業(黒字企業のみ)は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとし、オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%として試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字を財務省「租税特別措置の適用実態調査」の数字と比較して得たカバー率で除し、上記経産省アンケート調査の平成25年度特別試験研究費の額を減じて試算した。)

なお、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入(特許、実用新案及びノウハウ)及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円であり、この金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると164百万円となる。これに我が国における欠損計上法人の比率(70.3%(平成24年度))等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

③ 効果・達成
目標の実
現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年~平成29年)

我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。

○主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36
日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35
アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79
ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98
フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29
イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73
中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98
ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12

*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国

(出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)

リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、平成24年度の研究開発投資の伸び率は引き続き低い水準に留まっている。

<今後の達成予測>

主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年~平成29年)

我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。

*民間の研究開発費の対GDP比率の目標

官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値

○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40
日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57
アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95
ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02

フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48
イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10
中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51
ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66

*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国

(出典: OECD「Main Science and Technology Indicators」)

<今後の達成予測>

主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、平成26年度税制改正で実施した増加型の抜本的拡充に加え、総額型の控除上限(法人税額の30%)の恒久化を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

<<租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響>>

リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。

加えて、企業の研究開発が自前主義に留まり、今後我が国における画期的イノベーションの創出が滞り、わが国の成長力・国際競争力が長期的に減衰することが懸念される。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成19年~平成29年)

日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。

なお、研究論文(kasahara et al. (2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。

上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33倍)及び「租税特別措置の適用実態調査」の実績から、国税における平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、7,029億円(平成24年度総額型実績301673百万円×2.33倍=702898百万円)。同様に「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の実績から、地方税における平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、99億円(平成24年度影響額4,252百万円×2.33)。

また押し上げ効果として、平成24年度の12.2兆円(平成24年度実績)は約5.8%押し上げられており、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

○総額型の控除上限引き上げ措置(30%)の延長(平成28年度まで)
 現行の総額型は、民間研究開発投資を維持する方策として有効であることから、主要国の研究開発税制とのイコルフットイングを確保することで、民間研究開発投資を安定的に維持・拡大させることが期待でき、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。

○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)

・控除率の大幅引上げ（５倍程度）及び控除上限の別枠化（法人税の１０％）

・特別試験研究費の範囲の拡大（中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化）

我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。特別試験研究費税額控除制度は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。

また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税込減以上の高い効果があると考えられる。

・平成２７年度減収見込額 ５６２億円（総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ分）（中小企業者：１２．４億円）【地方税：１．６億円】

↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果

・研究開発投資押上げ額 １，３０９億円（中小企業者：２９億円）【地方税 ３．７億円】

↓ GDP 押上げ効果（マクロモデルによる計算）

・単年度の減収（５６２億円分（中小企業者：１２．４億円））が、平成２７年度～平成３６年度までの１０年間に及ぼす

①GDP 押上げ効果：５，６２７億円（中小企業者：１２４億円）【地方税：１６億円】

②雇用創出効果：約６．７万人（中小企業者：約１，５００人）【地方税：約１９０人】

③税込効果：約９２７億円（中小企業者：約２０億円）【地方税：約２．６億円】

・平成２７年度減収見込額 ２７億円（オープンイノベーション型の抜本拡充分）（中小企業者：３．１億円）【地方税０．４億円】

↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果

・研究開発投資押上げ額 ６３億円

↓ GDP 押上げ効果（マクロモデルによる計算）

・単年度の減収（２７億円分（中小企業者：３．１億円））が、平成２７年度～平成３６年度までの１０年間に及ぼす

①GDP 押上げ効果：２７０億円（中小企業者：３１億円）【地方税：４億円】

②雇用創出効果：約０．３万人（中小企業者：約３４０人）【地方税：約４４人】

③税込効果：約４４億円（中小企業者：約５．１億円）【地方税：約０．７億円】

さらに、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2014 に記載のある他の施策（「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。

9 相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等

我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。
 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い（76.1%、主要国中トップ）。
 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している（98.2%）。
 ③政府による企業への直接支援が少ない（1.1%、主要国中最低）。

すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。また研究開発投資にはスピルオーバー効果はあり（負の外部経済）、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。

特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進及び研究開発投資の維持効果の高い総額型の措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。

なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国をはじめ、近年、主要国では積極的に拡充されている。

(参考)

○各国は研究開発税制の拡大競争を実施。
 ○OECD加盟国で比較すると、1999年当時は研究開発税制採用16ヶ国中4ヶ国が増加型のみ制度であったが、2013年現在、研究開発税制採用国27ヶ国のうち増加型のみ国はない。
 ○なお、OECD非加盟の主要国(中国、ロシア、シンガポール、台湾)においても、現在増加型のみ国はない。

主要国の研究開発税制の動向

国	税制	動向	特徴	現行制度
英国	租税措置 法人税法	2008 大企業向け追加減税導入割合を引上げ (25%→30%) 2008-2012 中小企業向け追加減税導入割合を引上げ (50% → 75% : 2008fy → 100% : 2011fy → 125% : 2012fy) 2013 大企業向けの新減税制度の導入	1999年時点 総額型 進行制度	総額型 進行制度
仏国	租税措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に課した一定の支出に対して2%の税額控除の創設	1999年時点 増額型 進行制度	増額型 進行制度
韓国	租税措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別措置法	2008 重点分野（新成長動力及び運用技術開発）に対する税額控除を創設 2013 中小企業の創設を助ける、優遇控除率を適用（※対象は、大企業と同等） ※2014年8月に公開された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 増額型と増進型の進 行制 現行制度 ①重点分野：増額型 ②非重点分野：増進型 進と増進型の進歩制	増額型と増進型の進歩制 現行制度
中国	租税措置 法人所得税法	2013 対象企業に課税の課守・管理費用や新薬の研究・開発に課税する減税控除等を追加	現行制度	増進型
米国	時限措置 内閣歳入法	※2014年3月に発表された予算案では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。	1999年時点 総額型とハイブリッド型 進行制度 ハイブリッド型 進歩型と増進型の併用をもった制度	総額型とハイブリッド型 進行制度 ハイブリッド型 進歩型と増進型の併用をもった制度

また、我が国におけるオープンイノベーションの現状は、OECD の調査によると他国と比較しても劣後している。（我が国の高等教育機関及び公的研究機関の研究開発費に占める民間拠出の割合は 2.4%であり、OECD 平均 5.0%の約半分と低水準）

すなわち、いまだに少なからぬ企業が自前主義に固執している状況であることから、日本再興戦略改訂版 2014 において掲げられている「企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノ

		<p>ベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」という目標を達成するためには、企業行動を自前主義からオープンイノベーション志向へ変革させる必要がある。このため、企業行動に影響を与え得る税制によってインセンティブを与えることが必要である。</p> <p>加えて、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進する税制による措置が効果的である。</p> <p>なお、オープンイノベーションに係る優遇税制措置は、フランスやイタリア、スペインなど欧州においても導入されている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECDペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金とを組み合わせることが効果的であることを示唆している。</p> <p>また、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策（「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年8月

平成 25 年度、平成 26 年度の適用数等推計の考え方

○租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成 24 年度実績）

総額型：適用件数：3,297（うち中小企業：842）

適用総額：301,673 百万円（うち中小企業：4,163 百万円）

中小企業技術基盤強化税制：適用件数：4,706（うち中小企業：4,686）

適用総額：21,164 百万円（うち中小企業：20,901 百万円）

オープンイノベーション型：平成 23 年度適用件数：91（27）

平成 23 年度適用総額：41 百万円（8）

平成 24 年度適用件数：100（32）

平成 24 年度適用総額：63 百万円（4）

○平成 26 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果 適用件数：497（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：15.07%）

適用総額：183,271 百万円（カバー率：60.75%）

（平成 24、25 年度の適用額が記載されている企業のみ抽出して試算）

平成 25 年度集計結果 適用件数：548

適用総額：280,535 百万円

平成 25 年度推計件数： $548 \div 15.07\% = 3,636$

総額： $280,535 \text{ 百万円} \div 60.75\% = 461,786 \text{ 百万円}$

うち、中小企業分（平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：16.86%）

適用総額：647（カバー率：15.54%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：746 百万円

平成 25 年度推計件数： $164 \div 16.86\% = 972$

総額： $746 \text{ 百万円} \div 15.54\% = 4,801 \text{ 百万円}$

オープンイノベーション型：平成 25 年度適用件数 100 社

平成 25 年度適用総額 63 百万円

※オープンイノベーション型の減収見込額・適用見込事業者数については利用数及び利用金額が少ないこと、また過去の伸び率等を勘案し、平成 24 年度実績と同数とした。

○中小企業技術基盤強化税制

平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.02%）

適用総額：658（カバー率：3.11%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数： $164 \div 3.02\% = 5,430$

総額： $866 \text{ 百万円} \div 3.11\% = 27,846 \text{ 百万円}$

うち資本金 1 億円以下

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.03%）

適用総額：658（カバー率：3.15%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数： $164 \div 3.03\% = 5,412$

総額： $866 \text{ 百万円} \div 3.15\% = 27,509 \text{ 百万円}$

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制（控除上限30%の延長）における
減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

（大企業）

1. 経済産業省平成26年度企業アンケート調査（以下「大企業アンケート」という。）により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を合計すると、36,313百万円。
2. 財務省租税特別措置の適用実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成24年度の総額型の活用実績は301,669百万円。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型実績は199,331百万円なので、金額のカバー率は約66.08%。
4. 1. で得られた36,313百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた54,957百万円を減収見込額とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業庁平成26年度企業アンケート調査（以下「中小企業アンケート」という。）により得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた減収見込額は、1,237百万円。

よって、大企業と中小企業者等の減収見込額の合計56,194百万円を、減収見込額とした。

○適用見込事業者数

（大企業）

1. 大企業アンケートにより得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業数は180社。
2. 実態調査によると、平成24年度の総額型の活用企業数は3,297社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型活用企業数は497社なので、件数のカバー率は約15.07%。
4. 1. で得られた180社を件数のカバー率で割り戻して得られた1,194社を適用見込事業者数とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた適用見込件数は、2,320社。

よって、大企業と中小企業者等の適用見込件数の合計3,514社を、適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとする。
2. オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%とした場合、それら企業の減収見込額は649百万円。
3. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は59百万円。
4. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は15.7百万円なので、金額のカバー率は約26.61%。
5. 2. で得られた649百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた2,439百万円から、実態調査の実績額である59百万円を差し引いて得られた2,380百万円を大企業の減収見込額とした。
6. 中小企業者等の減収見込額については、以下の式により得られた310百万円から、実態調査の実績額である4百万円を差し引いて得られた306百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 2,380 \times \frac{(8+4 \div 33+59)}{\quad} = 310 \text{ 百万円}$$

大企業の適用金額に対する中小企業者等割合
(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

7. 大企業及び中小企業者等の控除見込額合計額2,686百万円を、オープンイノベーション型の減収見込額とした。

(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価について)

1. 特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円。
2. 上記金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると、164百万円。
3. 我が国における利益計上法人の比率（29.7%（平成24年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

○適用見込事業者数

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は38社。

2. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は68社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は10社なので、件数のカバー率は約14.71%。
4. 1. で得られた38社をカバー率で割り戻して得られ258社を大企業の適用見込件数とした。
5. 中小企業者等の適用見込件数については、以下の通りとした。

$$\text{中小企業者等} : 258 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 115 \text{社}$$

(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

6. 大企業及び中小企業者等の適用見込件数373社を、オープンイノベーション型の適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 平成22年実績について

1. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査（対象：大企業）により得られた、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ16.7百万円及び14.6百万円。
2. 実態調査によると、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ33百万円及び59百万円。
3. 上記アンケートにおける、平成23年度及び平成24年度の金額の平均カバー率は、約34.0%。

$$\text{カバー率} : 16.7 + 14.6 \div 33 + 59 = 34.0\%$$

4. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査により得られた、平成22年度のオープンイノベーション型の活用実績16.5百万円を、上記金額の平均カバー率で割り戻して得られた48百万円を、平成22年度におけるオープンイノベーション型の適用実績とした。
5. うち中小企業者等の実績についてはアンケート等により把握できていないため、以下のとおり6百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 48 \times \frac{(8+4 \div 33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 6 \text{百万円}$$

5. よって、大企業と中小企業者等の減収額の合計を54百万円とした。

6. 同様の手法により、平成22年度の適用事業者数を91と試算した。

$$\text{カバー率} : 12 + 9 \div 64 + 68 = 15.9\%$$

$$\text{適用事業者数} : 10 \div 15.9\% = 63$$

$$\text{中小企業者等} : 63 \times \frac{(27+32 \div 64+68)}{\text{大企業の適用事業者数に対する中小企業者等割合}} = 28$$

平成27年度中小企業者等の試験研究費に係る特例措置要求減収額等算出根拠

<地方税における将来推計>

①総額型の控除上限の引上げ措置の延長（法人税額の30%）

・総額型

技術振興・大学連携推進課算出の国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲461,786百万円 3,636社

うち中小企業者：▲4,801百万円、972社

この試算された減収見込み額より、12.9%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した結果、地方税における減収額見込み額を算出。

※なお、平成26年10月の税率改定前の試算には17.3%を適用している。

$$4,801 \text{ 百万円} \times 12.9\% = \underline{619.3 \text{ 百万円}}$$

（参考）法人住民税の減収額（平成26年10月以降）

$$\text{法人住民税の減収額} = \text{法人税の減収額} \times \text{税率} 12.9\% \text{（※）}$$

※市町村分9.7%、都道府県分3.2%

・中小企業技術基盤強化税制

技術振興・大学連携推進課算出の国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲27,846百万円 5,430社

うち中小企業者：▲27,509百万円、5,412社

同様に地方税適用見込みは以下のとおり

$$27,509 \text{ 百万円} \times 12.9\% = \underline{3548.6 \text{ 百万円}}$$

②オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の拡充

技術振興・大学連携推進課算出の国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲2,749百万円、373社

うち中小企業者：▲310百万円、115社

同様にオープンイノベーション型における地方税適用見込みは以下のとおり

$$310 \text{ 百万円} \times 12.9\% = \underline{40.0 \text{ 百万円}}$$

<実績把握>

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）による影響額

○平成23年度 措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

・ 中小企業技術基盤強化税制	3, 881, 485千円
・ 繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除	97, 750千円
・ 試験研究費の増加額に係る税額控除	126, 476千円
・ 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除	185, 193千円

○平成24年度 措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

・ 中小企業技術基盤強化税制	3, 661, 353千円
・ 繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除	282, 254千円
・ 試験研究費の増加額に係る税額控除	184, 527千円
・ 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除	123, 700千円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の延長（法人税・所得税）
2	要望の内容	<p>流通に関わる事業者における流通業務の総合化及び効率化の促進を図ることによって我が国産業の国際競争力を強化するとともに、物資の流通に伴う環境の負荷の低減を図ることを目的として平成17年に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」（以下、「物流総合効率化法」という。）が施行された。</p> <p>物流総合効率化法の施行に併せ、同法による総合効率化計画の認定を受けた倉庫業者（同法に規定する「特定流通業務施設」の確認を受けた者を含む。）が、倉庫用建物等の施設（特定流通業務施設に限る。）を建設又は取得した場合に、当該施設に対し割増償却制度（5年間10%）の適用を受けることができることとし、同法の目的達成を促進してきたところ。</p> <p>一方、近年の急速な経済のグローバル化の下で、日本の産業立地競争力を強化していくためには、トラック運転手の不足、燃料費高騰等、物流を取り巻く厳しい環境に対応し、より一層の物流の効率化を図ることが不可欠である。</p> <p>また、東日本大震災の教訓を踏まえ、強固なサプライチェーンを構築するためには、流通業務の早期機能回復を可能とする物流施設の整備が引き続き必要とされている。</p> <p>昨年閣議決定をした「総物流施策大綱」においても、我が国の立地競争力強化を図り、産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現や、安全・安心な物流の確保を図っていくこととしており、上記の社会的要請に対応するためには、本租税特別措置により、物流事業者の初期投資負担を軽減することにより、物流総合効率化法のもと、我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設の整備を推進していく必要がある。このため、特定流通業務施設の施設要件の強化を図ったうえで、本特例措置を2年間延長する。</p>
3	担当部局	総合政策局物流政策課（物流産業室）
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和49年度 創設</p> <p>平成8年度 延長 (20/100) 地区要件の追加</p> <p>平成10年度 延長 (18/100) ランプウェイ構造追加</p> <p>平成12年度 延長 (16/100)</p> <p>平成14年度 延長 (12/100) 規模要件の引き上げ</p> <p>平成16年度 延長 (10/100) 輸入対応型倉庫用建物等の廃止</p> <p>平成17年度 延長 (10/100) 要件の見直し</p> <p>平成18年度 延長 (10/100)</p> <p>平成19年度 延長 (10/100)</p> <p>平成21年度 延長 (10/100) 要件の見直し</p> <p>平成23年度 延長 (10/100) 要件の見直し</p> <p>平成25年度 延長 (10/100) 災害要件の追加</p>
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>近年における物資の流通をめぐる経済的社会的な事情の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対</p>

		<p>応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図るため、流通業務の総合化及び効率化の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与すること（物流総合効率化法第一条）が目的である。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>近年の急速な経済のグローバル化の下で、日本の産業立地競争力を強化していくためには、トラック運転手の不足、燃料費高騰等、物流を取り巻く厳しい環境に対応し、より一層の物流の効率化を図ることが不可欠である。</p> <p>また、東日本大震災の教訓を踏まえ、強固なサプライチェーンを構築するためには、流通業務の早期機能回復を可能とする物流施設の整備が引き続き必要とされている。</p> <p>昨年閣議決定をした「総合物流施策大綱」においても、我が国の立地競争力強化を図り、産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現や、安全・安心な物流の確保を図っていくこととしており、上記の社会的要請に対応するためには、本租税特別措置により、物流事業者の初期投資負担を軽減することにより、物流総合効率化法のもと、我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設の整備を推進していく必要がある。</p> <p>また、運輸部門における地球温暖化対策については、平成17年に発効した京都議定書の国際約束の達成に向けて地球温暖化対策推進大綱に基づく施策の実施に加え物流総合効率化法により施策の充実・強化を図ってきた結果、平成23年度において、基準年(平成2年)比でマイナス17.1%の大幅なCO2排出量削減が達成されたところであるが、平成25年6月25日に閣議決定された「総合物流施策大綱(2013-2017)」において、さらなる環境負荷の低減に向けた取組として「物流に起因する環境負荷の低減の面からも物流の効率化を推進する」とされており、平成32年度末までに物流総合効率化法による物流効率化を通じたCO2排出削減量を、合計約29万トン(平成2年比マイナス25%)とする政策目標を達成するために集中的な取組を推進していく必要がある。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進するに包含。</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>「平成32年度末までにCO2排出量を平成2年に対して25%相当を削減する」の着実な遂行のため、環境負荷低減等の課題に対応した営業倉庫に対する投資を促進し、営業用倉庫からのCO2排出量について29万トン(1990年排出量115万トンに対して25%相当)を削減。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>環境負荷低減等の課題に対応した営業倉庫に対する投資を促進し、延長後の期限である平成28(2016)年度末までの2年間に、CO2排出量を5.8万トン(政策目標を達成するのに今後必要なペース(2.9万トン/年))削減する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>環境負荷低減等の課題に対応した営業倉庫に対する投資を促進することにより、政策目的である、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減に寄与する。</p>

8 有効性等

① 適用数等

《過去の実績》 (単位 上段:件、下段:社)

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計
6	17	23	28	37	37	28	32	33	241
4	11	5	2	7	6	2	7	6	50

適用額 (単位百万円)

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
22	105	169	220	295	307	228	233	233

税制利用証明書(地方運輸局発行)に基づく実績

《将来の推計》 (単位:件)

26年度	27年度	28年度	合計
39	48	61	148

適用額 (単位百万円)

26年度	27年度	28年度
239	286	363

倉庫業界へのアンケート調査結果を基に推計

割増償却の実績と予測

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	予測	予測	予測
H17	6	6	6	6	6							
H18		11	11	11	11	11						
H19			6	6	6	6	6					
H20				5	5	5	5	5				
H21					9	9	9	9	9			
H22						6	6	6	6	6		
H23							2	2	2	2	2	
H24								10	10	10	10	10
H25									6	6	6	6
H26										15	15	15
H27											15	15
H28												15
	6	17	23	28	37	37	28	32	33	39	48	61

《僅少、偏りがないか》

平成17年度から平成25年度までの物流総合効率化法による認定件数は221件、税制利用は50社あり、約23%が本制度を利用していることから僅少、偏っているとは言えない。

《適用実態に関する情報を用いない理由》

租税特別措置の適用実態調査の集計結果を用いない理由は、当該措置の適用を受けるためには運輸局が発行する税制利用証明書を必要としており、実績については詳細に把握しているからである。

また、平成17年に「物流総合効率化法」が施行されてからの実績を把握していることもあり、適用実態調査の集計より長期期間の実績を把握しているため、有効性等を評価するあたり有意義であるため使用したところ。

② 減収額

《過去の実績》

(単位:百万円)

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計
6	31	51	66	88	92	68	69	70	541

税制利用証明書(地方運輸局発行)に基づく実績

《将来の推計》 (単位:百万円)

26年度	27年度	28年度	合計
68	79	99	246

倉庫業界へのアンケート調査結果を基に推計

(算出式:取得価格×償却率×割増償却率×税率)

減収額の実績と予測

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	予測	予測	予測
H17	6	6	6	6	6							
H18		25	25	25	25	25						
H19			19	19	19	19	19					
H20				15	15	15	15	15				
H21					22	22	22	22	22			
H22						10	10	10	10	10		
H23							1	1	1	1	1	
H24								20	20	20	20	20
H25									16	16	16	16
H26										21	21	21
H27											21	21
H28												21
	6	31	51	66	88	92	68	69	70	68	79	99

《適用実態に関する情報を用いない理由》

租税特別措置の適用実態調査の集計結果を用いない理由は、当該措置の適用を受けるためには運輸局が発行する税制利用証明書を必要としており、実績については詳細に把握しているからである。

また、平成17年に「物流総合効率化法」が施行されてからの実績を把握していることもあり、適用実態調査の集計より長期期間の実績を把握しているため、有効性等を評価するあたり有意義であるため使用したところ。

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年度～平成25年度)

平成17年10月1日の物流総合効率化法施行後、平成26年3月末現在で221件の総合効率化計画の認定があり、流通業務の総合化及び効率化が図られている。

今後は、現行制度の拡充・延長により効率的で環境負荷低減の低減に資する物流拠点施設の整備をさらに促進し、平成32年(2020)度末までにCO2排出量を平成2年(1990年)比25%削減する。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 17 年度～平成 25 年度)

平成 26 年 3 月末における営業倉庫(205 件)の排出削減量は 131,446 トンとなっている。(達成目標 29 万トンに対する達成率約 45%)

物流効率化法の認定を受けた営業倉庫の CO2 削減量の実績

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計
件数	22	29	35	29	18	12	15	17	28	205
CO2 排出 削減量 (t)	8,899	6,856	39,756	19,892	4,874	6,339	2,479	11,637	30,714	131,446

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 27 年度～平成 28 年度)

多額の設備投資を要する一方で投資の回収に時間を要する倉庫業者の初期投資の負担が軽減される当該特例措置が延長されない場合、流通業務の総合化及び効率化を促進するための営業倉庫の設備投資が進まず、CO2 排出削減量について、従来より低い削減量しか見込めず、平成 32(2020)年度末までに 25%(1990 年比)という地球温暖化対策の目標を達成できなくなることが予想される。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 17 年度～平成 28 年度)

物流総合効率化法に基づく高度なロジスティクス機能を有する流通業務施設を整備するに当たっては、多額の設備投資資金が必要となるが、物流事業者はその事業特性から収益性が低いため設備資金が不足しがちである。このような状況の下、租税特別措置によって物流事業者の初期負担を軽減することにより、物流の総合化及び効率化並びに環境負荷低減に資する倉庫等の整備が進んでいるところである。

具体的には、新設された倉庫の 1 棟当たりの平均面積・容積を比較すると、倉庫全体では、6,964.5 m²なのに対し、本税制の適用のあった倉庫では 18,968.7 m²であるが、これら大規模な施設については特に環境面における影響も大きいと考えられているところ、これらの施設における CO2 削減率は 1 件あたり 33.0%となっている。こうしたことから、本税制の施設の集約化や環境負荷低減における波及効果は非常に大きいといえる。

9 相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

本件特例措置は、現行の物流事業の効率性の向上、環境負荷の低減等を更に進めることが求められている物流事業者に対し、その効率性の向上等に向けた自発的な取り組みを後押しするために、既存施設の集約、高機能化のためのインセンティブを与えるためのものである。このような目的のための特例という性質上、事業者の規模に拘わらない、既存事業者の更なる取り組みへの初期負担の軽減を図ることのできる最小限の特例措置として割増償却を選択しているところである。

なお、租税特別措置においては法令に規定された明確かつ形式的な要件に基づいて、これを満たす事業者が等しく租税特別措置の適用を受けることが可能であることから、予算の範囲内で対象者が限定的となる補助金等と異なり、適用の可否についての予見可能性が高い点、また、流通業務施設の整備に当たっては、計画から土地の取得、施設整備まで一定期間を要することから、単年度の予算措置の場合には物流事業者が施設整備計画を立てることが容易ではない点からも本件特例措置には補助金等に比して、手段としての妥当性が認められる。

		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	-
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 24 年 9 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置 (法人税、所得税、法人住民税、事業税)
2	要望の内容	(新設) 国立研究開発法人への法人からの寄附金について、全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとする。 法人税について当該措置が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。また、国立研究開発法人への個人からの寄附金について税額控除を導入し、所得控除と選択できるようにする。 ※「国立研究開発法人」とは、平成27年4月施行の改正独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第3項に定める法人をいう。
3	担当部局	総合政策局技術政策課、大臣官房技術調査課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度の税制改正要望において、研究開発力強化法に規定する研究開発法人への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度の創設及び個人寄附に係る税額控除の導入を要望。
6	適用又は延長期間	期限の定めのない措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国立研究開発法人について、自己収入(寄附金収入)の増大を図ることにより、研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等及び国民からの寄附金を用いて当該民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進することにより、世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 【科学技術イノベーション総合戦略2014(平成26年6月24日閣議決定)】 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 (2)イノベーションシステムを駆動する ～分野や組織の枠を超えた共創環境の実現～ ②組織の「強み」や地域の特性を生かしたイノベーションハブの形成 ・法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。また、法人の事務・事業や収入の特性に応じ、臨時に発生する寄付金や受託収入などの自己収入であってその額が予見できない性質のものについては、運営費交付金の算定において控除対象外とする。加えて、各法人への寄附の促進方策、受託収入の増加など、自己収入に</p>

		<p>係る検討を進める。</p> <p>【わが国の研究開発力強化に関する提言(中間報告)(平成25年5月14日 自民党 科学技術イノベーション戦略調査会)】</p> <p>2 研究基盤関係</p> <p>提言3 世界最高水準の研究環境を整備する</p> <p>(4)寄附税制の拡充</p> <p>・全額損金算入の適用や、税額控除の導入・要件の見直しなど、研究開発法人・国立大学法人・学校法人について自己財源確保のための寄附税制を拡充すべき。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>・政策目標 11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進</p> <p>施策目標 41 技術研究開発を推進するに包含</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>国立研究開発法人の自己収入(寄附金収入)の増大をさせるとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進する。なお、定量的な目標は、過去の実績を勘案し、目標水準を寄附収入金額ベースで1.4倍(約1,662百万円)(対本租税特別措置等前比)、とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>本租税特別措置の対象となる国立研究開発法人の寄附金収入の伸び率。また、「本租税特別措置の対象となる国立研究開発法人の寄附金収入の伸び率」と、「他の法人に対する寄附金収入の伸び率」を比較することにより、本租税特別措置の効果を検証する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>租税特別措置等により、国立研究開発法人への寄附を行う民間企業等や国民に対するインセンティブを付与し、寄附による国立研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進し、イノベーション創出に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>国立研究開発法人に移行予定の31法人の実績等に基づけば、以下のとおり推計される</p> <p>法人：508法人 個人：1,136人</p> <p>※推計方法は、別添の「国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う適用見込数の試算について」を参照。</p>
	② 減収額	<p>国立研究開発法人に移行予定の31法人において、</p> <p>国税：平年度 105 地方税：平年度 39 (単位：百万円)</p> <p>※推計方法は、別添の「国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う減収見込額の試算について」を参照。</p>

		<p>③: 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～29年度) 租税特別措置等により、国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～29年度) 本措置により、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>過去に学校法人に税額控除を導入した際には、3年間で寄附額が1.4倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られ、目標を達成できることが十分に期待・予測できる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度～29年度) 国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブが付与されず、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)の増大が見込めない。このため、研究開発に必要な資金収入の拡充が十分に図られず、結果としてイノベーション創出への寄与が限定的なものとなる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》 国立研究開発法人の機能強化のためには、研究開発資金の充実を図る必要があり、その資金の一部となる自己収入の増大を図るために、法人・個人からの寄附金に係る税制措置を設けることは、国立研究開発法人に対する国からの支出の代替効果があることから、税收減が是認されると考えられる。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブとして、税制上の優遇措置が有効である。また、寄附金収入を増大させるための手段としては、補助金等の他の政策手段は想定しがたく、本租税特別措置によることが妥当である。</p> <p>国立研究開発法人においては、寄附金収入は、民間企業や国民のニーズを的確に踏まえた研究開発の推進に用いられる。一方、補助金等は、国費の投入により国策を着実に実施するものであり、国家戦略を踏まえて国立研究開発法人に措置されるものである。</p> <p>本租税特別措置により、法人からの寄附金については、現在損金算入に限度がある法人税・法人住民税・事業税において、全額損金算入とすることで、法人からの寄附の増大を図る。また、個人からの寄附金については、高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附の促進に寄与する制度である現状の所得控除に加えて、中低所得者ほど減税効果が大きく、小口寄附の促進に寄与する制度である税額控除を導入することにより、国民の幅広い層からの国立研究開発法人への寄附を拡充することができる。</p> <p>双方の資金が相まって、国立研究開発法人は、幅広いイノベーション創出に貢献することが可能となる。</p>

		③: 地方公共 団体が協 力する相 当性	国立研究開発法人については、地域の特性(当該地域の民間企業の技術・人材、地域的な産学官のつながり、研究機関など関連機関の物理的な集積状況など)を生かした、イノベーションハブの中核となることが期待されている。国立研究開発法人の寄付収入の増加による研究開発の推進は、地方経済の活性化にも資する。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う 適用見込数の試算について

【適用見込数】

○指定寄附金化に伴う適用見込数

508 法人

○税額控除の導入に伴う適用見込数

1,136 人

【①指定寄附金化】

1. 国立研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去5年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成24年度分）に基づき試算した。
2. 国立研究開発法人に移行する予定である31法人に対する法人寄附について、過去5年間の寄附件数の平均である1,196件（※1）をもとに、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加すると仮定（※2）して、年間の適用事業者の見込数を算出する。
（※1）年度ごとの寄附件数は、H21: 1,210件、H22:1,201件、H23:1,205件、H24: 1,218件、H25: 1,148件
（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率と同様の増加があると仮定

（適用事業者の見込数）

$$1,196 \text{ 件} \times 1.8 = 2,153 \text{ 法人}$$

3. 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は675,516百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は159,330百万円である。

（寄附金支出額に占める損金不算入額の割合）

$$159,330 \text{ 百万} \div 675,516 \text{ 百万円} \times 100 = \underline{23.6\%}$$

4. 2. から算出された2,153法人のうち、3. で算出された割合である23.6%が、国立研究開発法人に対する寄附事業者のうち損金不算入となっているもの（つまり、本要望の措置の適用を受けるもの）と仮定して、指定寄附金化による適用事業者は、

$$2,153 \text{ 法人} \times 23.6\% = 508 \text{ 法人}$$

508 法人であると推計される。

【②税額控除の導入】

1. 国税庁の申告所得税標本調査結果（平成 24 年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：426,927 人）について、所得階級毎の人数から適用見込数を計算した。（表 1・表 2 参照）

<表 1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	表2の対応
a	～150 万円	12,257	6.9%	—
b	～300 万円	32,372	18.1%	あ
c	～500 万円	28,131	15.7%	い
d	～800 万円	25,735	14.4%	う
e	～1,000 万円	10,535	5.9%	え
f	～2,000 万円	32,433	18.1%	お
g	2,000 万円～	37,387	20.9%	か
合計		178,850		

<表 2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
あ	～195 万円	5%
い	195 万円～330 万円	10%－97,500 円
う	330 万円～695 万円	20%－427,500 円
え	695 万円～900 万円	23%－636,000 円
お	900 万円～1800 万円	33%－1,536,000 円
か	1800 万円～	40%－2,796,000 円

2. 国立研究開発法人に移行する予定の31法人に対する個人寄附について、過去5年間の平均件数である874件（※1）をもとに、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加すると仮定（※2）して31法人分の予想寄附者数を算出し、＜表1＞の寄附者数の分布に当てはめ、適用見込数を算出する。

（※1）年度ごとの寄附件数は、H21：19件、H22：239件、H23：224件、H24：2,446件、H25：1,440件

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率と同様の増加があると仮定

予想寄附者数：874件 × 1.8 = 1,573人 となる。

3. 予想寄附者のうち税額控除を選択することになる人数（適用見込数）については、

- ・ 表中 a（表2の「一」に該当）の階層は、所得税非課税のため除外、
- ・ g（表2の「か」に該当）については、税額控除を選択しても減税とならない（税額控除率と所得税率が40%と同率）ため除外、

よって、残りの b～f の階層が税額控除を選択すると仮定して、適用見込数を算出する。

$$1,573 \text{ 人} \times \left(\underset{\text{b}}{18.1\%} + \underset{\text{c}}{15.7\%} + \underset{\text{d}}{14.4\%} + \underset{\text{e}}{5.9\%} + \underset{\text{f}}{18.1\%} \right) = 1,136 \text{ 人}$$

以上より、1,136人が適用見込数となる。

国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う 減収見込額の試算について

【減収見込額（総額）】

○指定寄附金化に伴う減収見込額

129 百万円（国税：90 百万円、地方税：39 百万円）

○税額控除の導入に伴う減収見込額

15 百万円（国税のみ）

【①指定寄附金化】

1. 国立研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去5年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成24年度分）に基づき試算した。

2. 国立研究開発法人に移行する予定である31法人に対する法人寄附について、過去5年間の寄附額の平均である1,018,583 千円（※1）をもとに、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、1.4 倍に寄附額が増加すると仮定（※2）して、年間の法人寄附金見込額を算出する。

（※1）年度ごとの寄附金額は、H21：592,762 千円、H22：678,682 千円、H23：1,362,756 千円、H24：960,711 千円、H25：1,498,003 千円

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附金の増加率と同様の増加があると仮定

（法人寄附金見込額）

$1,018,583 \text{ 千円} \times 1.4 = 1,426,016 \text{ 千円}$ （約 1,426 百万円）

3. 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は675,516 百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は159,330 百万円である。

（寄附金支出額に占める損金不算入額の割合）

$159,330 \text{ 百万} \div 675,516 \text{ 百万円} \times 100 = \underline{23.6\%}$

4. これらをもとに、国立研究開発法人に移行予定の31法人に係る減収見込額を算定する。

○ 国税分

・ 法人税 $1,426 \text{ 百万円} \times 23.6\% \times 25.5\% \text{ (税率)} \doteq \underline{85.8 \text{ 百万円}}$

・ 地方法人税 $85.8 \text{ 百万円} \times 4.4\% \doteq \underline{3.8 \text{ 百万円}}$

※ 税額は、法人税額の4.4% (平成26年10月1日以降)。

○ 地方税分

・ 法人住民税 $85.8 \text{ 百万円} \times 12.9\% \doteq \underline{11.1 \text{ 百万円}}$

※ 税率は、総務省指定の率。

・ 事業税

(A. 法人事業税所得割 (収入割) の減収額)

$1,426 \text{ 百万円} \times 23.6\% \times 5.3\% \doteq 17.8 \text{ 百万円}$

※ 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

(B. 地方法人特別税の減収額)

$17.8 \text{ 百万円} \times 54.7\% \doteq 9.7 \text{ 百万円}$

※ 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

AとBの合計を事業税の減収額とする。

$17.8 \text{ 百万円} + 9.7 \text{ 百万円} \doteq \underline{27.5 \text{ 百万円}}$

5. 以上、減収見込み額 (指定寄附金化による) は、以下の通り。

○ 国 税 : $85.8 \text{ 百万円} + 3.8 \text{ 百万円} \doteq \underline{90 \text{ 百万円}}$

○ 地方税 : $11.1 \text{ 百万円} + 27.5 \text{ 百万円} \doteq \underline{39 \text{ 百万円}}$

【②税額控除の導入】

1. 国税庁の申告所得税標本調査結果（平成 24 年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：426,927 人）について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの平均寄附金額を計算した。（表 1 参照）

<表 1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額(百万円)	1人あたり寄附額(推計)(円)	表2の対応
a	～150万円	12,257	6.9%	384	33,329	—
b	～300万円	32,372	18.1%	1,213	39,471	あ
c	～500万円	28,131	15.7%	1,435	53,011	い
d	～800万円	25,735	14.4%	1,810	72,332	う
e	～1,000万円	10,535	5.9%	937	90,942	え
f	～2,000万円	32,433	18.1%	4,253	133,132	お
g	2,000万円～	37,387	20.9%	18,319	491,983	か
合計		178,850		28,349		

(※1) 小数点以下の計算により、合計額と控除額とが一致していないところがある

(※2) 1人あたり寄附額(推計) = 寄附金控除額 / 人数 + 2,000円

<表 2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
あ	～195万円	5%
い	195万円～330万円	10%－97,500円
う	330万円～695万円	20%－427,500円
え	695万円～900万円	23%－636,000円
お	900万円～1800万円	33%－1,536,000円
か	1800万円～	40%－2,796,000円

2. 課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に（表2参照）、所得控除方式と税額控除方式（2,000円を超える寄附について40%控除）による差額、すなわち税額控除をした場合の減税効果を算出する。

（計算式）

税額控除額 - 所得控除額 = 各所得階層1人当たりの減収見込額

a → 所得税非課税と想定（基礎控除等で課税されることがないため）

$$b \quad [\{ (39,471 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (39,471 - 2,000) \times 0.05 \}] = 13,115 \text{ 円}$$

$$c \quad [\{ (53,011 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (53,011 - 2,000) \times 0.1 \}] = 15,303 \text{ 円}$$

$$d \quad [\{ (72,332 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (72,332 - 2,000) \times 0.2 \}] = 14,066 \text{ 円}$$

$$e \quad [\{ (90,942 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (90,942 - 2,000) \times 0.23 \}] = 15,120 \text{ 円}$$

$$f \quad [\{ (133,132 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (133,132 - 2,000) \times 0.33 \}] = 9,179 \text{ 円}$$

$$g \quad [\{ (491,983 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (491,983 - 2,000) \times 0.4 \}] = 0 \text{ 円}$$

※ g は、差額0円

国立研究開発法人に移行する予定の31法人に対する個人寄附について、過去5年間の平均件数である874件（※1）をもとに、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加すると仮定（※2）して31法人分の予想寄附者数を算出し、＜表1＞の寄附者数の分布に当てはめ、1人当たりの減収見込額をかけて合計し、減収見込額を算出する。

（※1）年度ごとの寄附件数は、H21: 19件、H22: 239件、H23: 224件、H24: 2,446件、H25: 1,440件

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率（1.8倍）と同様の増加があると仮定

予想寄附者数：874 × 1.8 ≒ 1,573（人）となる。

したがって、所得に階級に応じた減収見込額は以下のように求められる。

a → 所得税非課税のため算出しない

$$b \quad (1,573 \text{ 人} \times 18.1\%) \times 13,115 \text{ 円} = 3,734,011 \text{ 円}$$

$$c \quad (1,573 \text{ 人} \times 15.7\%) \times 15,303 \text{ 円} = 3,779,244 \text{ 円}$$

$$d \quad (1,573 \text{ 人} \times 14.4\%) \times 14,066 \text{ 円} = 3,186,118 \text{ 円}$$

$$e \quad (1,573 \text{ 人} \times 5.9\%) \times 15,120 \text{ 円} = 1,403,242 \text{ 円}$$

$$f \quad (1,573 \text{ 人} \times 18.1\%) \times 9,179 \text{ 円} = 2,613,381 \text{ 円}$$

g → 減収が発生しないため算出しない

以上より、b～fを合計した 14,715,996円 ≒ 15百万円が減収見込額となる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	技術研究組合の所得計算の特例の本則化(法人税)
2	要望の内容	技術研究組合が賦課金をもって試験研究用資産を取得し、1円まで圧縮記帳をした場合には、減額した金額を損金に算入する制度について、法人税法本則上の措置とする。
3	担当部局	総合政策局技術政策課 大臣官房技術調査課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和36年度 創設 昭和55年度 適用期限設定(昭和60年3月31日まで) 昭和60年度 適用期限延長(2年間) 昭和62年度 適用期限延長(2年間) 平成元年度 適用期限延長(2年間) 平成3年度 適用期限延長(2年間) 平成5年度 適用期限延長(2年間) 平成7年度 適用期限延長(2年間) 平成9年度 適用期限延長(2年間) 平成11年度 適用期限延長(2年間) 平成13年度 適用期限延長(2年間) 平成15年度 適用期限延長(2年間) 平成17年度 適用期限延長(2年間) 平成19年度 適用期限延長(2年間) 平成21年度 適用期限延長(2年間) [平成21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正] 平成23年度 適用期限延長(2年間) 平成25年度 適用期限延長(2年間)
6	適用又は延長期間	法人税法本則上の恒久的な措置とする。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境を整備することを通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図ることにより、持続的な経済成長に寄与する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略(平成25年6月閣議決定) 第Ⅱ. 3つのアクションプラン 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、産学官のオープンイノベーションの推進~などの取組を実施するとともに、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国 (3)新たに講ずべき具体的施策</p>

		<p>「官民合わせた研究開発投資の目標(対 GDP 比4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対 GDP 比1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」</p> <p>○第4期科学技術基本計画(平成23～27年度)(平成23年8月閣議決定)</p> <p>5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革 (1)科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化 ②産学官の「知」のネットワーク強化 「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」</p>																					
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 1 1 ICT の利活用及び技術研究開発の推進 施策目標 4 1 技術研究開発を推進するに包含</p>																					
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 技術研究組合について、他の法人形態と税制上のイコールフットイングを図り、これを通じて技術研究組合を利用した共同研究開発を促進すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 1組合当たり、事業費である研究開発費を増加させること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 技術研究組合の活用を通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図る。</p>																					
8 有効性等	① 適用数等	<p>前回要望時には、16件・211組合員(24年度)の適用を想定しており、実績は25年度にて14件、211組合員となっていることから、想定外に僅少ではない。また、化学、電機、石油・窯業、医薬品等、幅広い業種で適用されていることから、想定外に偏っていない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>FY21</th> <th>FY22</th> <th>FY23</th> <th>FY24</th> <th>FY25</th> <th>FY26 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合数</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>17</td> <td>8</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>組合員数</td> <td>105</td> <td>167</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>211</td> <td>239</td> </tr> </tbody> </table> <p>・21年度及び22年度については、全組合についての経産省調査に基づき記載。 ・23年度及び24年度については、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 ・25年度以降については、平成26年4月までに設立された全組合についての経産省調査及び平成26年度新設組合の見込みを基に算出。</p>	区分	FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)	組合数	9	15	17	8	14	14	組合員数	105	167	-	-	211	239
区分	FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)																	
組合数	9	15	17	8	14	14																	
組合員数	105	167	-	-	211	239																	
	② 減収額	<p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>FY21</th> <th>FY22</th> <th>FY23</th> <th>FY24</th> <th>FY25</th> <th>FY26 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,651</td> <td>1,961</td> <td>246</td> <td>264</td> <td>645</td> <td>463</td> </tr> </tbody> </table> <p>・21年度及び22年度については、全組合についての経産省調査に基づき記載。 ・23年度及び24年度については、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。</p>	FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)	3,651	1,961	246	264	645	463									
FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)																		
3,651	1,961	246	264	645	463																		

		<p>・25年度以降については、平成26年4月までに設立された全組合についての経産省調査及び平成26年度新設組合の見込みを基に算出。</p>																									
	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23～26年度) 技術研究組合について、他の法人形態との税制上のイコールフットイングを図り、これを通じた共同研究及び研究開発投資の促進により、持続的な経済成長に寄与。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23～26年度) 1組合当たりの事業費の伸び率は、平成24年度増加、平成25年度は微増、26年度は増加となっており、目標を達成。</p> <table border="1" data-bbox="544 629 1323 949"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> <th>H26 年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費(百万円)</td> <td>30,562</td> <td>36,118</td> <td>36,449</td> <td>49,780</td> </tr> <tr> <td>組合数</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>1組合当たり事業費</td> <td>556</td> <td>657</td> <td>663</td> <td>839</td> </tr> <tr> <td>対前年度伸び率</td> <td></td> <td>18.2%</td> <td>0.9%</td> <td>26.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>・平成26年4月までに設立された経済産業省所管の全組合についての経産省調査及び平成26年度新設組合の見込みを基に算出。(注:経産省所管組合数は全省庁分の8割以上を占めている)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(平成23～26年度) 租税特別措置が延長されない場合、他の法人形態に比べて税制上不利な状況が発生することから、技術研究組合を活用した設備投資が減少し、あるいは、技術研究組合の新設件数が減少し、共同研究及び研究開発投資の促進に支障が生ずる恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26～35年度) ○所得計算の特例による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果を試算した場合、減税額の約3.55倍となる。 ※H26 経産省アンケート調査における、経産省所管組合の減税による押し上げ率を加重平均するなどして算出。(注:経産省所管組合数は全省庁分の8割以上を占めている)</p> <p>○技術研究組合の所得計算の特例のGDP押し上げ額をマクロモデルにより試算すると、平成26年度の単年度の減税(463百万円)により、技術研究組合の設備投資に関する効果(1,643百万円)を通じ、10年間累計で約65億円のGDP押し上げ効果が見込まれる。 ※上記アンケート結果を元に、減税により押し上げられた設備投資の経済波及効果を試算。研究開発税制のGDP押し上げ効果を算出するものと同じの方法により試算。</p> <p>○また、技術研究組合の過去の実績から、設備投資費と事業費の比率は、およそ1:4.2の関係となっていることから、平成26年度の単年度の減税(463百万円)により、事業費に関し6,900百万円の効果が推計され、達成目標(技術研究組合を利用した共同研究開発等の促進)の実現に寄与していることから、税収減を是認する効果が認められる。</p>	区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	H26 年度 (見込)	事業費(百万円)	30,562	36,118	36,449	49,780	組合数	55	55	55	59	1組合当たり事業費	556	657	663	839	対前年度伸び率		18.2%	0.9%	26.5
区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	H26 年度 (見込)																							
事業費(百万円)	30,562	36,118	36,449	49,780																							
組合数	55	55	55	59																							
1組合当たり事業費	556	657	663	839																							
対前年度伸び率		18.2%	0.9%	26.5																							

※経産省所管組合の H21-H25 の事業費、設備投資費合計から算出。(注:経産省所管組合数は全省庁分の8割以上を占めている)

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>出資制の法人は、構成員からの拠出金(資本金)が損益と無関係であるために、圧縮記帳がなくても、課税関係が発生しない。</p> <p>他方、非出資性の法人は、構成員からの拠出金(賦課金)が益金算入されるために、圧縮記帳がないと課税関係が発生する。</p> <p>このため、技術研究組合と同様に非出資制の協同組合等については、租税特別措置ではなく法人税法本則(法人税法第46条)で、圧縮記帳が認められている。</p> <p>以上を踏まえ、技術研究組合と、非出資制の協同組合等や出資制法人との税制上のイコールフットイングを図る観点から圧縮記帳は必要。</p>																												
			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">法人区分</th> <th colspan="3">課税計算</th> </tr> <tr> <th>収益 A (構成員からの拠出金)</th> <th>費用 B (固定資産の取得時)</th> <th>AとB差に係る課税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">非出資制</td> <td>技術研究組合</td> <td>賦課金 ↓ (益金算入)</td> <td>固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [租特法 66 の 10]</td> <td>(損益相殺) ↓ 課税なし</td> </tr> <tr> <td>非出資制の協同組合等</td> <td>賦課金 ↓ (益金算入)</td> <td>固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [法人税法 46]</td> <td>(損益相殺) ↓ 課税なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">出資制</td> <td>出資制の協同組合等</td> <td>資本金 ↓ (益金不算入)</td> <td>固定資産取得費 ↓ (損金不算入) ※減価償却資産は長期にわたって費用化</td> <td>(損益無関係) ↓ 課税なし</td> </tr> <tr> <td>株式会社</td> <td>資本金 ↓ (益金不算入)</td> <td>固定資産取得費 ↓ (損金不算入) ※減価償却資産は長期にわたって費用化</td> <td>(損益無関係) ↓ 課税なし</td> </tr> </tbody> </table>			法人区分		課税計算			収益 A (構成員からの拠出金)	費用 B (固定資産の取得時)	AとB差に係る課税	非出資制	技術研究組合	賦課金 ↓ (益金算入)	固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [租特法 66 の 10]	(損益相殺) ↓ 課税なし	非出資制の協同組合等	賦課金 ↓ (益金算入)	固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [法人税法 46]	(損益相殺) ↓ 課税なし	出資制	出資制の協同組合等	資本金 ↓ (益金不算入)	固定資産取得費 ↓ (損金不算入) ※減価償却資産は長期にわたって費用化	(損益無関係) ↓ 課税なし	株式会社	資本金 ↓ (益金不算入)	固定資産取得費 ↓ (損金不算入) ※減価償却資産は長期にわたって費用化	(損益無関係) ↓ 課税なし
			法人区分		課税計算																										
					収益 A (構成員からの拠出金)	費用 B (固定資産の取得時)	AとB差に係る課税																								
非出資制	技術研究組合	賦課金 ↓ (益金算入)	固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [租特法 66 の 10]	(損益相殺) ↓ 課税なし																											
	非出資制の協同組合等	賦課金 ↓ (益金算入)	固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [法人税法 46]	(損益相殺) ↓ 課税なし																											
出資制	出資制の協同組合等	資本金 ↓ (益金不算入)	固定資産取得費 ↓ (損金不算入) ※減価償却資産は長期にわたって費用化	(損益無関係) ↓ 課税なし																											
	株式会社	資本金 ↓ (益金不算入)	固定資産取得費 ↓ (損金不算入) ※減価償却資産は長期にわたって費用化	(損益無関係) ↓ 課税なし																											
<p>本措置は、制度創設後10年を越えているが、技術研究組合が他の法人形態との税制上のイコールフットイングの下で、組織として継続的な運営をしていく上で、必要な最小限の措置であり、引き続き存置させることが必要。</p>																															
<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>			なし。																												
<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>			地方税に関係しない。																												
10	有識者の見解		—																												
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—																												

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 (法人税・所得税)
2	要望の内容	半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画(以下「産業投資促進計画」という。)に係る地区として関係大臣が指定する地区における法人又は個人に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却制度(5年間、償却限度額:機械・装置普通償却額の32%、建物・附属設備、構築物普通償却限度額の48%)の適用期限を2年延長する。
3	担当部局	国土政策局地方振興課半島振興室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和61年度 創設(機械等 16/100 建物等 8/100 1,700万円超)</p> <p>昭和63年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成2年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成4年度 適用期間の2年延長(1,900万円超)</p> <p>平成6年度 適用期間の1年延長 (機械等14/100 建物等 7/100 2,100万円超)</p> <p>平成7年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成9年度 適用期限の2年延長(2,300万円超)</p> <p>平成10年度 特別償却率引下げ(機械等14/100→13/100)</p> <p>平成11年度 適用期限の2年延長(機械等12/100 建物等 6/100)</p> <p>平成13年度 適用期限の2年延長(機械等12/100→11/100)</p> <p>平成15年度 適用期限の2年延長(2,500万円超)</p> <p>平成17年度 適用期限の2年延長(機械等11/100→10/100) 旅館業の追加(半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区:建物等7/100)</p> <p>平成19年度 適用期限の2年延長 (旅館業:建物等7/100→6/100 2,000万円超)</p> <p>平成21年度 適用期間の2年延長</p> <p>平成23年度 適用期限の2年延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加</p> <p>平成25年度 割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ(2,000万円超→500万円以上)</p>
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなどの条件不利性を抱えており、人口減少・高齢化が加速している。このため、半島振興法に基づき半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス等の振興を図り、雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。</p> <p>なお、達成目標として、半島地域における観光入込客数*の平成22年度を基準とした変化率について全国を継続的に上回ること、半島地域における納</p>

		<p>税義務者1人あたりの課税対象所得額の変化率について全国を継続的に上回ることを設定する。 ※観光地及び行祭事・イベントのため域外から訪れた人の数</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半島振興法(昭和60年法律第63号) ・第1条(目的) <p>この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。)について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もつて半島地域の自立的発展及び地域住民の生活の向上並びに国土の均衡ある発展に資することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第16条(税制上の措置) <p>国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標: 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標: 25 都市再生・地域再生を推進するに包含</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針 2014 第2章3(3)</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半島地域における観光入込客数[※]の平成22年度を基準とした変化率について全国を継続的に上回ること ※観光地及び行祭事・イベントのため域外から訪れた人の数 ・半島地域における納税義務者1人あたりの課税対象所得額の変化率について全国を継続的に上回ること <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半島地域における観光入込客数の平成22年度を基準とした変化率 ・半島地域における納税義務者1人あたりの課税対象所得額の変化率 <p>測定指標として、それぞれの実数ではなく、半島地域の変化率を全国の変化率と比較するという手法を採用することにより、経済状況等の全国レベルで影響を及ぼす要因による変動を除いた効果の計測が可能であると考えている。</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業にかかる設備投資が促されることにより、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が期待される。また、製造業、情報サービス業等にかかる設備投資が促されることにより、事業者の競争力が強化され、雇用の増加が期待される。これらを通じ、これら関連業種に係る半島地域</p>

			における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。
8	有効性等	① 適用数等	<p>(適用件数) (適用額(取得価額))</p> <p>平成 23 年度: 47 件 12,100 百万円 平成 24 年度: 40 件 7,295 百万円 平成 25 年度: 12 件 2,114 百万円 平成 26 年度: 26 件 2,466 百万円 平成 27 年度: 41 件 2,642 百万円 平成 28 年度: 56 件 2,642 百万円</p> <p>※平成 23、24 年度は特別償却、25 年～28 年度は割増償却。 ※平成 26 年度～28 年度の適用件数は過年度(25 年度～)に取得した資産の 2 年目～4 年目の適用も含めた当該年度の適用件数、適用額(取得価額)は当該年度に取得した資産の価額のみを記載。 ※平成 23～25 年度は適用実績について関係道府県より聞き取った結果。平成 26～28 年度は平成 25 年度の適用実績及び平成 26 年度の適用見込みについて関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」においては、適用件数及び特別償却限度額等が公表されており、耐用年数を考慮して計算する必要がある取得価額等が把握できないため、関係道府県から聞き取った当該値を用いている。</p> <p>適用件数は、特別償却の時期も含めて十件以上で推移しており、適用数について想定外に僅少ではない。また、事業者の業種についても、食品製造業、木材加工業、建築用金属製品製造業、ゴム製品製造業等、多様な業種に適用されており、特定の業種に偏って適用されているわけではない。</p> <p>なお、平成 25 年度については、割増償却へ改組した初年度であったこと、各市町村において産業振興促進計画を策定する必要があったこと等により、前年度と比較して件数が減少していると考えられる。</p>
		② 減収額	<p>平成 23 年度: 343 百万円 平成 24 年度: 179 百万円 平成 25 年度: 14 百万円 平成 26 年度: 31 百万円 平成 27 年度: 48 百万円 平成 28 年度: 66 百万円</p> <p>※平成 23、24 年度は特別償却、25 年～28 年度は割増償却。 ※平成 26 年度～28 年度の適用件数は過年度(25 年度～)に取得した資産の 2 年目～4 年目の適用も含めた当該年度の減収額。 ※平成 23～25 年度は適用実績について関係道府県より聞き取った結果。平成 26～28 年度は平成 25 年度の適用実績及び平成 26 年度の適用見込みについて関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」においては、適用件数及び特別償却限度額等が公表されており、耐用年数を考慮して計算する必要がある取得価額等が把握できないため、関係道府県から聞き取った当該値を用いている。</p>

		<p>建物・付属設備及び機械・装置の設備投資額×(1/耐用年数)×割増償却率×法人税率</p> <p>なお、平成25年度から割増償却に改組され、特別償却では単年度で行われていた償却額が5年間で行われることから、単純に比較することはできない。</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成26年度)</p> <p>本特例措置の活用により、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等にかかる設備投資が促されることにより、半島地域の事業者の競争力の強化や半島地域と地域外との交流が促進され、雇用の確保、若年層の人口流出の抑制につながっていると考えられる。</p> <p>過去の事例によれば、食品製造業者が、本特例措置を活用して新たな工場を新設することにより、地元の農林水産物を活用した質の高い製品の安定供給が可能となるとともに、雇用が創出されるといった事例も見られるところであり、本特例は半島地域の経済活性化につながっていると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成25年度)</p> <p>平成24年における、平成22年度を基準とした観光入込客数の対前年比は、全国値99.2%に対し、半島地域では99.4%となっており、全国を上回っており、また、平成25年度における納税義務者1人あたりの課税対象所得額対前年比は、全国値100%に対し、半島地域でも100%となっているが、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行している半島地域において、就業機会の確保が課題であり、本措置を引き続き実施していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度)</p> <p>本特例が延長されない場合、民間事業者による投資意欲が減退することで半島地域の産業が停滞し、売上の減少、雇用環境の悪化等が懸念される。これにより、半島地域からの若年層の流出に拍車がかかり、人口減少・高齢化が加速するおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度)</p> <p>本特例措置による減収額14百万円(25年度)に対し、特例措置対象業者においては約2,114百万円の設備投資が行われ、また雇用も創出されているところであり、これらに伴う売上増、所得増による税収増が見込まれ、これらの効果は26年度以降も見込まれることから、税収減を是認する効果はあると考えている。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、半島振興対策地域のうち産業振興計画に係る地区として関係大臣が指定する地区における製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等を対象としているものであり、当該産業投資促進計画を策定した市町村の産業振興の方針にも合致するものであるため、対象業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。</p> <p>また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実</p>

		<p>させる法人又は個人に限定して適用されるものであり、無差別に特例が適用されることがないことから、必要最小限での確な措置と考えられる。</p> <p>さらに、民間投資を刺激するのみならず、副次的に雇用の創出効果も期待されることから、施策の妥当性は高いと考えられる。</p> <p>本特例措置のうち、製造業に係る措置は、昭和61年に創設され、これまで累次の延長が行われており、平成25年には割増償却に改組された。この間、適用件数は安定的に推移している。</p> <p>半島地域では、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行しており、今後、地域経済・社会の衰退が以前に増して問題となると想定される。これを踏まえ、本特例措置を継続して地域資源を有効に活用した小規模事業者等による地域内での経済活動を促進させることにより、半島地域の内発的発展を目指す必要がある。</p> <p>また、当該措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への負担が少なく、効率的と考えられる。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>製造業及び農林水産物等販売業の設備投資を促すための補助金等の他の政策手段はない。なお、半島地域を対象とした予算措置として、半島地域内の地域振興の担い手育成等の知見を得るための調査等を実施しているが、民間事業者の設備投資する本特例措置とは目的・対象が異なり、両者に代替性はない。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年9月(平成25年度税制改正要望時)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 (法人税・所得税)
2	要望の内容	離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣が指定する地区における、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却制度（5年間、償却限度額：機械・装置 普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48%）の適用期限を2年延長する。
3	担当部局	国土政策局離島振興課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成5年度 製造業及び旅館業について要望（製造業のみ○）</p> <p>平成7年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成9年度 適用期限の2年延長 拡充（過疎に類する地区における旅館業を追加）</p> <p>平成11年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成13年度 適用期限の2年延長 拡充（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加）</p> <p>平成15年度 適用期限の2年延長 拡充（農林水産物等販売業を追加） 除外（ソフトウェア業を除外）</p> <p>平成17年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成19年度 適用期限の2年延長 拡充（取得価格要件を2,500万円超から2,000万円超に引下げ）</p> <p>平成21年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成23年度 適用期限の2年延長 拡充（情報サービス業等を追加） 除外（農林水産物等販売業を除外）</p> <p>平成25年度 割増償却への改組 拡充（農林水産物等販売業を追加） 拡充（取得価額要件を2,000万円超から500万円以上に引下げ（資本金規模によって異なる）） 拡充（旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地域に拡充）</p>
6	適用又は延長期間	2年間

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている離島について、産業基盤及び生活環境の整備等に関する地域格差の是正を図り、離島等の地理的及び自然的特性を活かした創意工夫のある自立的発展を図るとともに、観光客数の増加を始めとした交流の促進を促し、もって人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図ることで、交流・定住人口の拡大を目指し、人口減少を抑制していく必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>離島振興法第19条</p> <p>「租税特別措置法等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。」</p>																												
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標：10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>施策目標：39 離島等の振興を図るに包含</p>																												
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。</p> <p>離島振興対策実施地域の人口</p> <p>平成25年度：400千人 → 平成28年度目標値：381千人</p> <p>離島振興対策実施地域に訪れる観光客数を増加させる。</p> <p>離島振興対策実施地域を訪れる観光客数</p> <p>平成15年度：10,925千人 → 平成22年度：11,039千人</p> <p>平成24年度：9,718千人 → 平成28年度目標値：9,777千人</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>離島振興対策実施地域の人口</p> <p>離島振興対策実施地域を訪れる観光客数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、経済の活性化及び就業機会の確保を図る上で貢献することが見込まれている。</p>																												
8	有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>企業数</th> <th>取得価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・平成23年度</td> <td>0件</td> <td>0</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>・平成24年度</td> <td>5件</td> <td>5</td> <td>65,993千円</td> </tr> <tr> <td>・平成25年度</td> <td>0件</td> <td>0</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>・平成26年度</td> <td>13件</td> <td>13</td> <td>76,732千円</td> </tr> <tr> <td>・平成27年度</td> <td>28件</td> <td>28</td> <td>142,259千円</td> </tr> <tr> <td>・平成28年度</td> <td>43件</td> <td>43</td> <td>207,786千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成23～24年度は特別償却、25年～28年度は割増償却。</p> <p>※平成23～25年度は適用実績について関係都道府県より聞き取った結果。平成26～28年度は関係都道府県より聞き取った結果を基に算出した見込値。</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」は、離島及び奄美</p>		件数	企業数	取得価格	・平成23年度	0件	0	0円	・平成24年度	5件	5	65,993千円	・平成25年度	0件	0	0円	・平成26年度	13件	13	76,732千円	・平成27年度	28件	28	142,259千円	・平成28年度	43件	43	207,786千円
	件数	企業数	取得価格																												
・平成23年度	0件	0	0円																												
・平成24年度	5件	5	65,993千円																												
・平成25年度	0件	0	0円																												
・平成26年度	13件	13	76,732千円																												
・平成27年度	28件	28	142,259千円																												
・平成28年度	43件	43	207,786千円																												

		群島の合計値を用いているため、地元自治体から聞き取った離島振興対策実施地域のみの値を用いている。
②	減収額	<p>・平成23年度 0百万円 ・平成24年度 66百万円 ・平成25年度 0百万円 ・平成26年度 1.7百万円 ・平成27年度 4.7百万円 ・平成28年度 8.5百万円</p> <p>※平成23～24年度は特別償却、25年～28年度は割増償却。 ※平成23～25年度は減収額について関係都道府県より聞き取った結果。 平成26～28年度は関係都道府県より聞き取った結果を基に算出した見込値。</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」は、離島及び奄美群島の合計値を用いているため、地元自治体から聞き取った離島振興対策実施地域のみの値を用いている。</p> <p>計算式:建物・附属設備、構築物、機械・装置の設備投資額×割増償却率×税率</p>
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23～28年度) 離島地域の総人口の推移を見ると、高齢化の進展と人口流出により人口減少傾向に歯止めがかかっていない状況であり、平成22年の人口は420千人であった。平成26年の人口を推計すると、394千人となり、目標値382千人は上回るものの、高齢化の進展と人口減少が続く中、経済の活性化及び就業機会の確保等、人口減少を最小限度に防止することに結びつく施策が必要であり、本税制特例措置を引き続き実施していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23～28年度) これまでの当該措置等により、離島振興対策実施地域の人口の目標値を平成26年時点で382千人としていたところ、推計ではあるが394千人となる見込みである。 以上のことから鑑みても、当該措置は、離島振興対策実施地域の人口減少の底支えに寄与していると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27～28年度) 当該措置が延長されなかった場合、離島振興対策実施地域の総人口が直ちに極端な減少に転じることはないものと考えられるが、従来にも増して人口減少が進展する傾向になるものと想定される。また、離島振興法においても人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図ることが国の責務として明記されているところ。本税制特例措置を継続し、観光客数の増加を始めとした交流の促進を促し、もって人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図ることで、交流・定住人口の拡大を目指し、人口減少を抑制していく必要がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27～28年度) 本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、経済の活性化及び就業機会の確保を図る上で貢献することが見込まれている。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>隔絶性、遠隔性、狭小性等の条件不利性を抱える中、各種産業活動を活性化させるため、法人や個人の設備投資を行い事業者を対象に投資を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要であることから、これを実現する施策として、当該措置が妥当である。</p> <p>また、当該措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への負担が少なく、効率的と考えられる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や非公共事業等を行っているが、これらは行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担はなされている。また、特例措置の対象を全業種としているものではなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限度の特例措置である。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年9月(平成25年度税制改正要望時)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 (法人税・所得税)
2	要望の内容	奄美群島のうち、奄美群島振興開発特別措置法第11条第1項及び第8項に基づき市町村の長が作成する産業振興促進計画を主務大臣が認定した地区における、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却制度(5年間、償却限度額:機械・装置普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物普通償却限度額の48%)の適用期限を2年延長する。
3	担当部局	国土政策局特別地域振興官付
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 創設(機械等 13/100 建物等 8/100 2,300万円超) 平成11年度 適用期限の2年延長(機械等 12/100 建物等 7/100) 平成12年度 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成13年度 適用期限の3年延長 (機械等 11/100 建物等 7/100 2,500万円超) 平成16年度 適用期限の2年延長 " 拡充(離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加) " 除外(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外) 平成17年度 離島振興対策実施地域に類する地区における特別償却率の引下げ(機械等 10/100 建物等 6/100) 平成18年度 適用期限の1年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 " 取得価格要件の引き下げ(2,500万円超→2,000万円超) 平成21年度 適用期限の2年延長 離島振興対策実施地域に類する地区における情報通信産業等を追加(機械等 10/100 建物等 6/100) 平成23年度 適用期限の2年延長 " 除外(過疎に類する地区における旅館業を除外) 平成25年度 適用期限の1年延長 割増償却への変更。旅館業を追加。取得価格要件の引き下げ(2,000万円超→500万円以上) 平成26年度 適用期限の1年延長 " 産業振興促進計画認定制度の創設(奄美法)
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和28年12月に本土復帰した奄美群島は、産業の振興、社会資本の整備等のための諸施策が、国、関係地方公共団体及び地域住民の努力により着実に実施され、各般にわたり相応の成果をあげてきた。しかしながら、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳

		<p>しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、本土等との間に経済面・生活面での諸格差がまだ残されている。高齢化の進展や若年層を中心とした人口の流出等の社会面の問題も含め、奄美群島の抱える多くの課題に対応していく必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>・奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)</p> <p>第1条 この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情に鑑み、奄美群島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展、その住民の安定及び福祉の向上並びに奄美群島の定住の促進を図ることを目的とする。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>施策目標 39 離島等の振興を図るに包含</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>住民基本台帳に基づく将来推計をベースに、社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成 30 年度末の奄美群島の総人口を目標値とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>目標値 奄美群島の総人口 平成 30 年度末 112 千人以上 (平成 24 年度末現在 117 千人)</p> <p>目標値 宿泊観光客数 平成 30 年度末 737 千人 (平成 24 年度末現在 567 千人)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれ、奄美群島の自立的発展に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>平成 23 年度 適用件数: 3 件、適用額: 185 百万円 平成 24 年度 適用件数: 1 件、適用額: 232 百万円 平成 25 年度 適用件数: 0 件、適用額: 0 百万円 平成 26 年度 適用件数: 12 件、適用額: 1,539 百万円 平成 27 年度 適用件数: 19 件、適用額: 1,753 百万円 平成 28 年度 適用件数: 26 件、適用額: 1,967 百万円</p> <p>※平成 23、24 年度は特別償却、25～28 年度は割増償却</p> <p>※平成 23～25 年度については、地元自治体より聞き取った結果</p> <p>※平成 25 年度の設備投資件数は 5 件であるが、赤字のため(干ばつによるさとうきびの不作等)制度適用はないが、次年度以降、制度適用が見込まれる</p>

		<p>ため、平成 26 年度の設備投資見込み件数 7 件(地元自治体より聞き取り)とあわせて、制度適用見込み件数は 12 件である。平成 27、28 年度の設備投資件数については、平成 26 年度と同程度を想定している。</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」は、離島及び奄美群島の合計値を用いているため、地元自治体から聞き取った奄美群島のみ値を用いている。</p>
	<p>② 減収額</p>	<p>平成 23 年度 減収額: 6 百万円 平成 24 年度 減収額: 4 百万円 平成 25 年度 減収額: 0 百万円 平成 26 年度 減収額: 23 百万円 平成 27 年度 減収額: 30 百万円 平成 28 年度 減収額: 37 百万円</p> <p>※平成 23、24 年度は特別償却、25～28 年度は割増償却 ※平成 26～28 年度は平成 25 年度の設備投資額(赤字のため制度適用なし)及び平成 26 年度の適用見込み額について地元自治体に聞き取った結果等をもとに算出。 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」は、離島及び奄美群島の合計値を用いているため、地元自治体から聞き取った奄美群島のみ値を用いている。</p>
	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: H18～25 年度) 奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H21 年度)、有効求人倍率も全国平均 0.68 に対して 0.53(H23 年度)と厳しい状況にあり、引き続き奄美群島における産業振興に資する事業活動を支援することにより、就業機会の確保と地域における人材の育成を促進していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: H24～26 年度) 奄美群島の総人口の推移をみると、高齢化の進展と若年層を中心とした人口流出により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、平成 24 年度末時点の奄美群島の総人口は 116,908 人(対前年度比△1,174 人)であった。 平成 26 年度末推計では 115 千人となり、前回の目標値である平成 26 年度末 114 千人以上を若干上回る見込みであるが、今回の目標値である平成 28 年度末総人口 113 千人以上を達成するためには、地域の内発的発展による就業機会の拡充が必要であり、そのためには各種支援措置を引き続き実施していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: H27～28) 奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H21 年度)、有効求人倍率も全国平均 0.68 に対して 0.53(H23 年度)と厳しい状況にあり、本特例措置が延長されなかった場合には本土との経済的格差の拡大や人口流出の一層の加速が見込まれ、地域経済の自立的経済社会構造への転換を阻害することとなる。</p>

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H23~28)</p> <p>奄美群島は人口12万人の外海により隔絶された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたり所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。</p> <p>こうした中、特別償却制度が群島内の体力のある企業による設備投資活動の際に利用され、雇用創出につながった例もあることから、割増償却についても、奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献すると考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく、効率的である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置による事業者支援に加え、(独)奄美群島振興開発基金による金融支援を実施しているが、当該支援は事業者が事業実施にあたって必要な資金の供給等を行うことにより一般の金融機関が行う金融を補完又は奨励するものであり、事業により取得した建物等への課税軽減を目的とする本特例措置とは明確に役割分担がなされている。</p> <p>また、奄美群島における振興開発施策として公共事業等を実施しているが、当該事業は行政への支援であり、直接民間需要を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がなされている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月(平成26年度税制改正要望時)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長(所得税、法人税)
2	要望の内容	<p>過疎地域における製造業、旅館業及び情報通信技術利用事業(コールセンター)に係る特別償却制度を、2年間延長する。</p> <p>延長:2年間</p> <p>根拠法令:過疎地域自立促進特別措置法第30条 租税特別措置法第12条第1項の表の第1号、同法第45条第1項の表の第1号、同法第68条の27、同法施行令第6条の3、同法施行令第28条の9、第39条の56</p> <p>特別償却率:機械及び装置 (10/100) 建物及び附属設備 (6/100)</p> <p>取得価額:2,000万円超</p>
3	担当部局	国土政策局地方振興課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和45年創設</p> <p>平成2年度:旅館業(ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業)の追加(直近14年)</p> <p>平成12年度:過疎地域自立促進特別措置法施行 適用期限の5年延長及び対象事業にソフトウェア業を追加</p> <p>平成17年度:適用期限の2年延長</p> <p>平成19年度:適用期限の2年延長</p> <p>平成21年度:適用期限の1年延長</p> <p>平成22年度:過疎地域自立促進特別措置法の拡充延長 適用期限の1年延長及び対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加</p> <p>平成23年度:適用期限の2年延長</p> <p>平成25年度:適用期限の2年延長</p>
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇を増大させることが対策目標の一つとなっていることから、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○過疎地域自立促進特別措置法第30条 「過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業(情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事</p>
	① 政策目的及びその根拠	

		<p>業その他の政令で定める事業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置(製造の事業又は情報通信技術利用事業の用に供するものに限る。以下同じ。)並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。」</p> <p>○租税特別措置法第12条第1項の表の第1号、第45条第1項の表の第1号、第68条の27、同法施行令第6条の3、第28条の9、第39条の56</p> <p>○「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)において、「過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展にも留意しつつ、期間集落を中心としたネットワーク化を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、集落の活性化を図る。また、地域の資源や特性を活かした創意工夫ある取組を支援する。」こととされている。</p>																																																						
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標： 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標： 25 都市再生・地域再生を推進するに包含 経済財政運営と改革の基本方針 2014 第2章3(3)</p>																																																						
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇を増大させることが対策目標の一つとなっていることから、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 過疎地域における「工場立地件数」及び「雇用増加人員」</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、過疎地域への企業や旅館等の立地が促進され、所得水準の向上と雇用機会の拡大を図ることができる。</p>																																																						
8 有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">適用者数(件)</th> <th colspan="3">適用件数(件)</th> <th rowspan="2">適用額 (千円)</th> </tr> <tr> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>コールセンター</th> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>コールセンター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23</td> <td>47</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>436</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1,022,398</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>39</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>383</td> <td>8</td> <td>-</td> <td>1,099,339</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>38</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>295</td> <td>8</td> <td>-</td> <td>1,117,809</td> </tr> <tr> <td>H26 (見込み)</td> <td>41</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>371</td> <td>5</td> <td>-</td> <td>1,079,849</td> </tr> <tr> <td>H27 (見込み)</td> <td>39</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>350</td> <td>7</td> <td>-</td> <td>1,098,999</td> </tr> </tbody> </table>		適用者数(件)			適用件数(件)			適用額 (千円)	製造業	旅館業	コールセンター	製造業	旅館業	コールセンター	H23	47	-	-	436	-	-	1,022,398	H24	39	3	-	383	8	-	1,099,339	H25	38	4	-	295	8	-	1,117,809	H26 (見込み)	41	2	-	371	5	-	1,079,849	H27 (見込み)	39	3	-	350	7	-	1,098,999
	適用者数(件)			適用件数(件)			適用額 (千円)																																																	
	製造業	旅館業	コールセンター	製造業	旅館業	コールセンター																																																		
H23	47	-	-	436	-	-	1,022,398																																																	
H24	39	3	-	383	8	-	1,099,339																																																	
H25	38	4	-	295	8	-	1,117,809																																																	
H26 (見込み)	41	2	-	371	5	-	1,079,849																																																	
H27 (見込み)	39	3	-	350	7	-	1,098,999																																																	

		H28 (見込み)	40	3	-	339	7	-	1,098,886
		<p>※H26（見込み）についてはH23～25の3年平均で算出。 H27（見込み）についてはH24～26（見込み）の3年平均で算出。 H28（見込み）についてはH25～27（見込み）の3年平均で算出。</p> <p>過疎地域という不利な状況下にあり、企業立地のポテンシャルが低い地域であるため、適用者数が想定外に僅少なものではない。 また、適用者数の内訳を見ると、平成25年度の実績のあった適用者数42件のうち、適用市町村は、36団体となっており、地域に偏りなく適用されている。</p>							
	② 減収額	平成23年度	3.1億円						
		平成24年度	2.8億円						
		平成25年度	2.9億円						
		平成26年度(見込み)	2.8億円						
		平成27年度(見込み)	2.8億円						
		平成28年度(見込み)	2.8億円						
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H23～H25)</p> <p>本特例措置は、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図ることに寄与している。</p> <p>これまでの実績では、「工場立地件数」では、平成23年度91件、平成24年度183件、「雇用増加人員」では、平成23年度1,660人、平成24年度1,717人、平成25年度1,069(精査中)人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。</p> <p>また、本特例措置の拡充延長により、平成26年度から平成28年度までの雇用増加人員は4,229人になると見込んでおり、より一層の雇用の創出が期待されるところである。</p> <p><small>・H28の雇用増加人員(見込み)については前3カ年の平均で算出。その際、H26、27の雇用増加人員(見込み)についても前3カ年の平均で算出。</small></p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H23～H25)</p> <p>直接的な目標の効果として、これまでの実績では、「工場立地件数」では、平成23年度91件、平成24年度183件、「雇用増加人員」では、平成23年度1,660人、平成24年度1,717人、平成25年度1,069(精査中)人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H23～H28)</p> <p>本特例措置は、過疎地域へ進出してきた企業の初期投資の負担が軽減されるものであり、新規立地企業において、企業進出を促すインセンティブとなり、実績としては、税額で、平成23年度3.1億円、平成24年度2.8億円、平成25年度2.9億円となっている。延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、過疎地域への企業進出に影響があるものと考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H23～H25)</p> <p>本特例措置は課税の繰り延べであり、基本的に減収効果は発生しない。一方で、本特例措置は、過疎地域における企業立地等が促進され、過疎</p>							

		<p>地域の雇用の増大と、就業機会の拡大が図られ、地域の活性化につながるものである。</p> <p>過疎地域という不利な状況下であり、企業立地のポテンシャルが低い地域であるが、本特例措置により、過疎地域における「雇用増加人員」は、平成23年度1,660人、平成24年度1,717人、平成25年度1,069(精査中)人となっており、将来的にも平成26年度から平成28年度までの雇用増加人員は4,229人になると見込んでおり、効果があると言える。</p> <p><small>・H28の雇用増加人員(見込み)については前3カ年の平均で算出。その際、H26、27の雇用増加人員(見込み)についても前3カ年の平均で算出。</small></p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、課税の繰り延べであるので、基本的に減収効果は発生しない。また、課税の繰り延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、新規立地企業において企業進出を促すインセンティブとなり、過疎地域における企業立地が確実に促進され、雇用の増加という政策目的において着実に効果がある。</p> <p>また、他の手段と比較した場合、補助金は公共性の高い事業を行うためのものであり、民間事業所による建物の取得など、個人の資産形成に資するものには馴染まない。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本特例措置によって、民間事業者等に対して直接的に課税の繰り延べを認め、初期投資の負担を軽減するとともに、「事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置」によって、地方自治体が地方税減免措置した場合の減収を補填することで、民間事業者等に対して間接的に支援している。</p> <p>多面的な支援措置により、インセンティブの効果を上げるものである。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>過疎法では、過疎地域の市町村は市町村計画を定めることができ、その中の一つの事項として産業の振興が位置づけられている。そのうち、企業誘致の一つの方策として過疎法第30条により特別償却を行うことが規定されている。</p>
10	有識者の見解	なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年9月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	振興山村における工業用機械等の特別償却 (所得税・法人税)								
2	要望の内容	<p>〈制度の概要〉</p> <p>振興山村における製造業及び旅館業の事業に使用する機械や建物等(取得価額 2,000 万円超)を取得した場合に、その事業の初年度において、通常の償却に加えて行うことができる特別償却(機械及び装置 10/100(旅館業を除く)、建物及びその附属設備 6/100)ができる制度。</p> <p>〈要望の内容〉</p> <p>振興山村における製造業及び旅館業の事業に使用する機械や建物等を取得等した場合に、取得価額要件の下限額を 500 万円以上に引き下げ、その事業の年度において通常の償却に加えて行うことができる償却の方法を割増償却(5 年間、償却限度額:機械・装置 普通償却限度額の 32/100、建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48/100)に改組し、対象業種に農林水産物等販売業並びに電気業及び熱供給業(再生可能エネルギーに係るものに限る。)を追加する等制度を見直した上で、適用期間を2年延長する。</p> <p>1. 製造業・旅館業</p> <p>(1) 対象</p> <p>① 資本金 5,000 万円以下の事業者: 機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等</p> <p>② 資本金 5,000 万円超の事業者: 機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等</p> <p>(2) 取得価額の下限值</p> <p>一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限値以上である場合</p> <table border="1" data-bbox="544 1413 1422 1554"> <tr> <td>資本金の規模</td> <td>1,000 万円以下</td> <td>1,000 万円超 5,000 万円以下</td> <td>5,000 万円超</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>500 万円以上</td> <td>1,000 万円以上</td> <td>2,000 万円以上</td> </tr> </table> <p>2. 農林水産物等販売業・電気業及び熱供給業(再生可能エネルギーに係るものに限る。)</p> <p>(1) 対象</p> <p>① 資本金 5,000 万円以下の事業者: 機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等</p> <p>② 資本金 5,000 万円超の事業者: 機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等</p> <p>(2) 取得価額の下限值</p> <p>一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万</p>	資本金の規模	1,000 万円以下	1,000 万円超 5,000 万円以下	5,000 万円超	取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上
資本金の規模	1,000 万円以下	1,000 万円超 5,000 万円以下	5,000 万円超							
取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上							

		円以上である場合
3	担当部局	国土交通省国土政策局地方振興課
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 21 年度 創設 平成 23 年度 適用期限の 2 年延長 対象業種からソフトウェア業を除外 平成 25 年度 適用期限の 2 年延長
6	適用又は延長期間	平成 27 年 4 月～平成 29 年 3 月
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>(1) 政策目的 振興山村は、我が国の国土面積の約5割、森林面積の約6割を占めるなど、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。一方、地勢等地理的条件は特に厳しく、人口の減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、コミュニティが失われつつある。このため、地域資源を活用する事業者の立地や設備投資を促し、地域における雇用の増大等を通じて、地域のコミュニティの維持・再生を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○山村振興法(昭和40年5月11日法律第64号)第3条第3号 (略)観光の開発、農林産物の加工業等の導入(略)を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇用を増大する</p> <p>○同法第4条 国は、前条の目的を達成するため、(略)資金の融通の適正円滑化その他財政金融上の措置を講ずるよう配慮する</p> <p>○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年12月3日法律第67号)第1条 農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化及び消費者の利益の増進を図る(略)</p> <p>○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年11月22日法律第81号)第1条 土地、水、バイオマスその他の再生可能エネルギー電気の発電のために活用することができる資源が農山漁村に豊富に存在することに鑑み、(略)農山漁村の活性化を図る(略)</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2014(平成26年6月閣議決定)</p>

第1章アベノミクスのこれまでの成果と今後の日本経済の課題

4. 日本の未来像に係わる制度・システムの改革

(望ましい未来像に向けた政策推進)

- ④ 個性を活かした地域戦略と、地域における「集約・活性化」を進め、働き場所があって暮らし続けられる地域社会をつくる

第2章経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題

3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生

- (3) 観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化(地域活性化)

過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、(略)地域産業の振興により定住環境を整備して、集落の活性化を図る。

(長期的な観点からの取組)

地域は、民間の資金、ノウハウ等を大胆に導入し、景観や歴史文化といった地域資源を活用し、人や情報の交流・連携による広域ネットワークを活かした取組を通じて、地域に働く場所を創出する「個性を活かした地域戦略」を推進する。

- (4) 農林水産業・地域の活力創造

改訂後の「農林水産業・地域の活力創造プラン」を着実に実施し、今後10年間で農業・農村の所得を倍増させる目標の実現を目指す。

○「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日改訂)

第一総論

II. 改訂戦略における鍵となる施策

4. 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新/地域の経済構造改革

- (1) 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新

特色ある地域資源を活かせば、付加価値の高いビジネスを行うことも十分に可能である。(略)多様な地域資源を活用した地域ぐるみの農林水産業の6次産業化の推進、(略)地域に魅力ある雇用の場を創り出すことができる。

- (2) 地域の経済構造改革

地域に根ざした中堅・中小企業・小規模事業者等の挑戦によって農業や観光を含めた特色のある産業が全国津々浦々で育成され、地域経済を引っ張っていくことが重要である。

IV. 改訂戦略の主要施策例

4. 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新/地域の経済構造改革

- ① 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新

○ 地域ぐるみの農林水産業の6次産業化、酪農家の創意工夫

・ 多様な事業者による地域資源を活用した地域ぐるみの6次産業化を推進

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

6. 地域活性化・地域構造改革の実現／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

(3) 新たに講ずべき具体的施策

人口減少の厳しい現実を受け止め、(略)若者・女性の創業促進やふるさとの特色ある地域資源の活用など、いわばローカルアベノミクスについて、実行可能な政策から直ちに具体化し実行していく。その際、中小企業・小規模事業者向けの支援策について、確定検査の簡素化や広報の強化をはじめ、使い勝手の更なる向上を図る。

(地域活性化／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新)

③ふるさと名物応援

観光(自然、文化、産業遺産等)や農林水産品など地域資源を活用して消費者を地域に呼び込むツーリズムを促進する。

(地域の経済構造改革)

⑥総合的な政策推進体制の整備

人口急減・超高齢化を克服し、活力ある地域経済構造を実現するためには、地方自治対をはじめ地域それぞれの創意工夫や努力がより反映されるよう政策手段等の大胆な見直しに着手しつつ、地域資源を活用するなど「個性を活かした地域戦略」を推進する。

二. 戦略市場創造プラン

テーマ2：クリーン・経済的なエネルギー需給の実現

(3) 新たに講ずべき具体的施策

エネルギー分野の様々な制度改革の実現もあり、民間においてエネルギー関連投資は大幅に増加し、雇用が生まれている。引き続き、クリーン・経済的なエネルギー需給の実現に向けた取組を進める。

特に、まず、再生可能エネルギーについては、中長期的な自立化を目指し、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進する。

また、…木質バイオマスエネルギーの利用…を進める。

テーマ4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会

テーマ4-①：世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会

(3) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 国内バリューチェーンの連結

農林漁業サイドが食品産業サイドの付加価値を

より多く取り込むことができるよう、農林漁業者主導の取組に加え、多様な事業者による地域資源を活用した地域ぐるみの6次産業化を推進する。

○農林水産業・地域の活力創造プラン

(平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成 26 年 6 月 24 日改訂)

Ⅱ 基本的考え方

森林などの地域資源や地場産品を核として雇用を創出し地域で経済が循環する仕組みの確立にチャレンジするなど、農山漁村の潜在力を発揮するための施策を府省連携して進めていく。

Ⅲ 政策の展開方向

2. 6次産業化等の推進

農山漁村における地域資源を活用した再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化を図るとともに、自立的で持続可能な分散型エネルギーシステムを構築する

6. 人口減少社会における農山漁村の活性化

高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村については、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。(略)地域で受け継がれてきた「食」をはじめとする豊かな資源を活用して新たな需要を発掘するとともに、地域の共同活動を支援し、地域全体で担い手を支えることにより、農林水作業の振興と地域の活性化を表裏一体で進めていく必要がある。このため、「食」や福祉、教育、観光、まちづくり、環境等の分野において「交流」を軸に関係各府省が連携して農山漁村の再生に取り組むとともに、(略)生活条件等の定住環境を確保し、地域コミュニティを活性化する。

また、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用した農林水産業の振興や6次産業化等の推進によって、農山漁村への就業を促進し、地域の雇用・所得を生み出すことで、地域の活性化が図られる。特に、(略)中山間地域をはじめとする条件不利地域においては、地域の特色を活かした多様な取組をきめ細かく推進する。

○食料・農業・農村基本計画(平成 22 年3月 30 日閣議決定)

第3 食料、農業および農林に関し総合的かつ計画的に構すべき施策

3. 農村の振興に関する施策

(1) 農業・農村の6次産業化

農業者による生産・加工・販売の一体化や、農業と第2次・第3次産業の融合等により、農山漁村に由来する農林水産物、バイオマスや農山漁村の風景、そこに住む人の経験・知恵に至るあらゆる「資源」と、(略)「産業」とを結び付け、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の6次産業化を推進する。これらの取組により、新たな付加価値を地域内で創出し、雇用と所得を確保するとともに、若者や子どもも農山漁村に定住できる地域社会を構築する。

①「地域資源」を活用した「産業」の創造

		<p>農林水産業・農山漁村に由来する農林水産物、副産物等の地域資源を最大限活用するため、農林水産業を軸とした地場産業を活性化する(略)様々な資源活用の可能性を追求する。</p> <p>(4)集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p> <p>① 農村コミュニティの維持・保全</p> <p>農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に、過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の保安全管理上の問題が深刻化している。(略)このような状況にかんがみ、(略)農村コミュニティの維持・再生を図るため(略)の取組を拡大することが求められている。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標： 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標： 25 都市再生・地域再生を推進する に包含 経済財政運営と改革の基本方針 2014 第2章3(3)</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本特例の活用によって事業者の振興山村への立地や設備投資が促され、地域の雇用が確保されることを通じ、地域コミュニティの活性化に資することから、振興山村における本特例を活用した事業者の立地等に伴う新規雇用者数を目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 測定指標：振興山村における本特例を活用した事業者の立地等に伴う新規雇用者数 目 標 値：本特例の適用期間中(平成 27～28 年度)の新規雇用者数 54 名(/2 年間)</p> <p>(根拠)</p> <p>①平成 21～25 年度の雇用増加者数一人当たりの平均設備投資額は、約 85 百万円となっている。 ②今回、500 万円に限度額を下げ対象事業を追加することとしており、推計では、本特例を利用した年間総投資額は 2,253 百万円となり、①を踏まえれば(2,253 百万円÷85 百万円)、増加する雇用者は 27 人となる。 ③以上を踏まえ、平成 27、28 年度においては、$27 \times 2 = 54$ 人の新規雇用者を増加させることを目標とする。</p> <p>----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 1 山村振興対策を推進していく上で、これまでは、域外の製造業又は旅館業を誘致するという発想に立って、2000 万円超という比較的高額の設備投資について特別償却を措置してきたところ。 この措置については、利用した企業が実際に雇用を増やすなどの成果を上げており、振興山村における経済活動の実態を踏まえれば、目標の達成に向けて一定の有効性があると評価できる。 (雇用増加の一例として、九州に所在する飲料水製造企業が、本特例の活用により、工場を新設し建物や機械を設置するとともに 14 名の常用職員を新たに雇用しており、地域の雇用や経済の活性化に一定の効果</p>

を上げている有効な手段と考えられる。)

2 今回の税制優遇措置の拡充は、このような実績を踏まえて、雇用の創出を図るために振興山村に立地する民間事業者の設備投資をさらに拡大しようとするものであり、以下の効果が見込まれる。

- ① 現在、税制優遇措置の取得価額の下限を 2000 万円としているが、農林水産省が実施したアンケート結果によれば、500 万円～2,000 万円以下の設備投資が 2,000 万円超の設備投資と同数程度存在する。このため、取得価額要件を 2,000 万円から 500 万円に引き下げることで、500 万円～2,000 万円規模の設備投資の増大を図る効果が生じる。
- ② また、同アンケート結果によれば、農産物、水産物、林産物をはじめとした豊富な地域資源を活かした、農林水産物等販売業並びに電気業及び熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る。）に取り組もうとする民間事業者が見られる。このため、新たにこの 2 業種を税制優遇措置の対象とすることで、これらの者の事業開始・拡大を後押しする効果が生じる。
- ③ なお、特別償却を割増償却に変更することで、これまでは単年度しか計上できなかったが、複数年に渡り割り増しして減価償却費用を計上できることとなるため、民間事業者の資金繰りを複数年に渡ってサポートできる効果が生じる。

3 これらの効果により、事業者の振興山村への設備投資がさらに促進され、新規雇用の創出等を通じて、農山漁村の振興や集落機能の維持に寄与するものである。

8 有効性等

① 適用数等

	23 年度 (実績)	24 年度 (実績)	25 年度 (実績)	26 年度 (見込)	27 年度 (見込)	28 年度 (見込)
適用数	6	4	6	17	154	308

※出典【H23,24】租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)

【H25】都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を行い把握

※H26-28 の算定根拠は別添 1 参照。

適用件数については、前回要望時(平成 24 年度)には、24 年度:26 件、25 年度:43 件の適用を想定し、それぞれ実績値は 24 年度:4 件、25 年度:6 件となったが、人口減少が顕著化する等山村を取り巻く厳しい状況の下で、事業者の経済活動も厳しい状況にあると考えられる中であっては、平均 5 件以上で推移している上記実績値は必ずしも想定外に僅少ではなく、振興山村の活性化に一定の貢献をしていると考えられる。また、振興山村の民間事業者の実態を踏まえた、税制優遇措置の取得額要件の緩和や、対象業種の追加等の拡充等が要望どおり位置付けられ、本特例措置の周知浸透が図られることにより、

		<p>更なる適用の増加が期待される。</p> <p>適用の偏りについては、本特例措置は、市町村の産業振興に関する方針に合致した事業（製造業、農林水産物等販売業、旅館業、電気業及び熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る。）を対象とするものであり、木材、木製品製造業、通信機械器具製造業、清涼飲料水製造工場、電気・電子機器製造業、食品製造業等幅広い業種で活用されており、特定の対象事業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。</p>																								
	② 減収額	<p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度 （実績）</th> <th>24年度 （実績）</th> <th>25年度 （実績）</th> <th>26年度 （見込）</th> <th>27年度 （見込）</th> <th>28年度 （見込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">45</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1,参照 （補足：H23,24 は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）に基づき算定、H25 は「振興山村における設備投資等に関する調査」（農林水産省 中山間地域振興課調べ）に基づき算定）</p>		23年度 （実績）	24年度 （実績）	25年度 （実績）	26年度 （見込）	27年度 （見込）	28年度 （見込）	減収額	7	4	10	45	10	20										
	23年度 （実績）	24年度 （実績）	25年度 （実績）	26年度 （見込）	27年度 （見込）	28年度 （見込）																				
減収額	7	4	10	45	10	20																				
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 21 年度～平成 28 年度）</p> <p>「農村部における人口の社会減の抑制」の目標に対する測定指標を、「平地農業地域及び中山間農業地域の人口の社会減の抑制」としている。</p> <p>平成 25 年度の実績は、平地農業地域において目標値△0.36%に対し、△0.32%、中山間農業地域において目標値△0.59%に対し△0.52%であり、目標を達成しているが、振興山村を含む平地農業地域及び中山間農業地域では、若年層の流出等により、依然として人口の社会減少は進んでおり、過疎化、高齢化の進行による集落の衰退等が危惧されるため、平成 32 年度の政策目的達成に向け引き続き本特例は必要である。</p> <p>○ 平地農業地域の人口の社会減〔実績〕</p> <p style="text-align: right;">（単位：％）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減少率</td> <td style="text-align: center;">△0.19</td> <td style="text-align: center;">△0.19</td> <td style="text-align: center;">△0.31</td> <td style="text-align: center;">△0.32</td> <td style="text-align: center;">△0.32</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（農村振興局 中山間地域振興課調べ）</p> <p>○ 中山間農業地域の人口の社会減〔実績〕</p> <p style="text-align: right;">（単位：％）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減少率</td> <td style="text-align: center;">△0.38</td> <td style="text-align: center;">△0.38</td> <td style="text-align: center;">△0.45</td> <td style="text-align: center;">△0.49</td> <td style="text-align: center;">△0.52</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（農村振興局 中山間地域振興課調べ）</p> <p>近年の厳しい経済、雇用情勢の下で、本特例の活用によって工場の新設、機械の取得等が行われ、それに伴う雇用の確保も進んでいるところである。</p> <p>一例として、九州に所在する飲料水製造企業が、本特例の活用により、工場を新設し建物や機械を設置するとともに 14 名の常用職員を新たに雇用しており、地域の雇用や経済の活性化に一定の貢献をしている有効な手法と考え</p>	区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	減少率	△0.19	△0.19	△0.31	△0.32	△0.32	区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	減少率	△0.38	△0.38	△0.45	△0.49	△0.52
区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度																					
減少率	△0.19	△0.19	△0.31	△0.32	△0.32																					
区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度																					
減少率	△0.38	△0.38	△0.45	△0.49	△0.52																					

られる。

引き続き本特例の活用により、振興山村への企業立地や設備投資が促され、雇用確保を通じて地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月～平成29年3月)

本特例を活用した民間事業者の進出等に伴う新規雇用者(雇用増加者)数としては、平成24年度に18人、平成25年度に12人の新たな雇用が確認されている。前回要望時の目標(振興山村における本特例を活用した民間事業者の進出等に伴う各年度の新規雇用者数80名)には達していないものの、山村を取り巻く厳しい状況の下で、一定の雇用効果を生じている本制度は、振興山村の活性化の観点から、有効な施策であると考えられる。

効果検証の観点から、平成24年度に適用した4業者に対し調査を行ったところ、1業者から、施設立地の検討にあたって、本税制の優遇措置を考慮した旨回答を得ており、本制度が振興山村における投資及び雇用に効果を及ぼしていることが確認されている。(同社では、本特例の活用により、工場を新設し建物や機械を設置するとともに14名の常用職員を新たに雇用。)

○雇用効果の状況

(単位:人)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度
雇用増加数	11	0	18	12

(農林水産省 中山間地域振興課調べ)

推計による今後の雇用増加数は以下のとおりであり、今後、振興山村における民間事業者の設備投資の実態を踏まえた、税制優遇措置の取得額要件の緩和や、対象業種の追加等の拡充・延長が改正要望どおり位置付けられ、また、本特例措置の周知浸透を図ることにより、目標は達成されると考えている。

平成27年度:27人、平成28年度:27人

(根拠)

- ①平成21～25年度の雇用増加者数一人当たりの平均設備投資額は、約85百万円となっている。
 - ②推計では、各年度の年間総投資額は、2,253百万円(H27,28(※))となり、①を踏まえれば、増加する雇用者数は、それぞれ、27人(H27,28)となる。
- ※算定根拠は別添1,参照

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21年4月～平成29年3月)

山村は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、生物多様性の保全等の様々な機能を有しており、これらの機能は広く国全体に及ぶ公益的なものである。

特に、近年、降雨量の増加に伴う水害の増加傾向等を踏まえれば、上流に存在する広大な森林を適切に手入れすることで森林の保水力を保持することがますます重要となっており、それには、森林を中心に据えた山村の暮らしを持続可能なものとする必要があると考えられる。

他方、近年、振興山村では人口減少が進行しており、1985年比で総人口が約6割に減少しているのみならず、年少人口(0～14歳)が同年比で約4割に減少(99万人→43万人)し、高齢化と人口減少が同時に進んでいる状態である。このため、現時点で対策を取らなければ、振興山村は、人口減少に歯止めがかからず、存続することが困難となることが確実である。

しかしながら、このような危機的な状態にある振興山村の基礎自治体については、財政力指数が0.3未満である自治体が約9割(当該市町村の区域全体が振興山村地域に指定されている全部山村のデータ)となっており単体で施策を講じることが難しい状態にある。また、振興山村は全国に点在しており、局所的ではない全国的な課題であることから、基礎自治体、都道府県、国が連携しながら問題に当たることが必要である。

このような状況を踏まえ、政府は、平成26年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、「人口急減・超高齢化」の流れを止めるため、地域における民間事業者の経済活動を活性化することで地域に雇用を創出し、暮らし続けられる地域の創出を目指す方針を打ち出している。

以上を踏まえれば、政府は、人口減少が進む振興山村地域においても立地する民間事業者の事業拡大を支援し雇用の創出を図ることが必要である。その際、民間事業者の設備投資の拡大を支援することは、事業の拡大を促す上で有効であると考えられる。

今回要望する税制優遇措置の拡充は、取得価額要件の引き下げ、対象業種の追加、償却期間を延長する割増償却への変更といったものであり、これまでの税制優遇措置を拡充し、民間事業者の設備投資の促進を図るものであることから、まさに現在、政府が積極的に講じる必要のある施策のひとつであると考えられる。

本特例の拡充等がなされない場合、振興山村において中・小規模の事業者が利用できる、投資に対するインセンティブ措置が失われ、振興山村における事業者の投資意欲が削がれるとともに、山村における経済活動の低迷やそれに伴う雇用機会の喪失等につながり、振興山村の地域コミュニティ維持・存続を大きく阻害することとなる。

以上のように、本特例は必要不可欠なものであり、今回の特例措置の拡充等を実施し、地元の中小企業者による発展を促すことが必要である。

《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:23~28)

本特例の適用実績に対する経済波及効果を試算すると以下のとおりである。本試算では、本特例措置が活用された投資の中には、必ずしも本特例措置の有無が、投資・雇用等の主体的なインセンティブとなっていない場合があり得ることも想定し、特例適用事業者への聞き取り調査結果を踏まえて、投資額の25%のみを用いて経済効果を試算している。この場合においても、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回っており、本特例措置には税込減を是認するに足る経済効果があると考えられる。

○設備投資に係る減収額及び経済波及効果

(単位:百万円)

	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)
減収額	7	4	10	45	10	20
投資額	470	241	749	3,237	2,253	2,253
経済波及効果	205	119	417	2,486	1407	1407

※減収額、投資額の算定根拠は別添1,参照

(補足:H23,24は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)に基づき算定、H25は「振興山村における設備投資等に関する調査」(農林水産省 中山間地域振興課調べ)に基づき算定)

※経済波及効果については、「振興山村における設備投資等に関する調査」に基づく投資額をもとに、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業関連表(101部門)」を使用して算出。

※また、平成24年度に本特例を適用した4事業者に聞き取り調査を行った結果、そのうち1事業者から、本特例の有無が設備投資の決定に影響した旨回答があったことを踏まえ、本特例適用分の25%において、本特例が設備投資の直接的なインセンティブになったと仮定し、投資額の25%を用いて経済波及効果を算出。間接的影響を含めた過大な試算となることを避けている。なお、減収額は、全投資額を基に試算している。

※経済波及効果の算定に使用した部門は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び「振興山村における設備投資等に関する調査」を参考に選定。

(別添2参照)。

※消費転換係数は0.73で算出。

※経済波及効果は2次効果まで算定。

また、雇用については、以下の新規雇用が確認されている。前回要望時の目標には達していないものの、山村を取り巻く厳しい状況の下で、一定の雇用効果を生じている。減収額との比較においては、平成24年は、減収額4百万円に対し18人、平成25年は減収額10百万円に対し12人となっている。調査

		<p>により、立地検討に辺り税制面等の特例措置を考慮したとの企業も見られており、本特例措置は、山村の活性化の観点から、減収の是認に足る効果ある施策と考えられる。</p> <p>今後、税制優遇措置の取得額要件の緩和や、対象業種の追加等の拡充・延長が改正要望どおり位置付けられ、また、本特例措置の周知浸透を図ることにより、一層の効果の拡大が期待される。</p> <p>○過去4年間の雇用への効果</p> <p style="text-align: right;">(単位:人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区分</th> <th style="width: 12.5%;">22年度</th> <th style="width: 12.5%;">23年度</th> <th style="width: 12.5%;">24年度</th> <th style="width: 12.5%;">25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用増加数</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>18</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(農林水産省 中山間地域振興課調べ)</p>	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	雇用増加数	11	0	18	12
区分	22年度	23年度	24年度	25年度								
雇用増加数	11	0	18	12								
9	<p>相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割</p>	<p>本特例措置は、市町村の産業振興に関する方針に合致した事業（製造業、農林水産物等販売業、旅館業、電気業及び熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る。）を対象とするものであり、特定の対象事業者により偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。</p> <p>また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実させる法人又は個人に限定して適用されるものであり、無差別に特例が適用されることがないことから、必要最小限で的確な措置となっている。</p> <p>また、他の手段と比較した場合、</p> <p>① 補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うためのものであり、事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものにはなじまないこと</p> <p>② 融資は、償還期間内に返済することが必要であるなど制約があること</p> <p>から、同様に誘導効果が発生するにもかかわらず、本特例の方が政府・事業者の双方にとって負担の少ない措置である。</p> <p>本特例が拡充されない場合には、振興山村において中・小規模の事業者が負担なく利用できるインセンティブがなくなることから、事業者の活動も低調となり、振興山村の人口減少にも歯止めがかからず、存続が困難となると考えられる。</p> <p>以上を踏まえれば、今回の特例措置の拡充等により、地元の中小企業者による発展を促すことが必要である。</p> <p>H27年度予算要求において、「山村振興交付金」（新規）を要求中。 同交付金は、</p> <p>① 地域の未利用資源や地場産品などを地域ぐるみで活用するための組織作りや人材育成</p>										

	分担	<p>② 農林業の生産活動を基礎とした山村の協働や共助の促進に取り組む 市町村を支援するものである。</p> <p>一方、本特例は、個々の事業者の振興山村への立地や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。</p> <p>このため、両者は、山村振興交付金により組織作りや人材育成等を支援し、その中から実際に地場製品の販売等を行う動きが生じた際の設備投資について、本税制特例で支援するという関係にある。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	該当なし
10	有識者の見解	本措置の拡充及び期限を延長することが妥当。 (平成 26 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 25 年度税制改正要望時

1. 減税見込額等の積算

(1) 平成26年度（製造業及び旅館業の事業者）

- 振興山村において、平成23～25年度に本特例の対象となる資産を取得した実績(※1)を基に、平成26年度も同様の設備投資が行われると仮定し、資産取得額等の見込みを算出。

	23年度	24年度	25年度	平均	
機械等	(10,281	+ 17,229	+ 28,215)	÷ 3	= 18,575 百万円 … ①
建物等	(3,589	+ 5,816	+ 4,238)	÷ 3	≒ 4,548 百万円 … ②

- 対象資産を取得した事業者のうち、14%が本特例を適用すると仮定し(※2)、投資額、減収見込額等を算出。

		適用率※2		
機械等	①	×	14%	≒ 2,600 百万円 … ③
建物等	②	×	14%	≒ 637 百万円 … ④
合計				3,237 百万円

		特別償却率	法人税率	
機械等	③	×	10%	×
建物等	④	×	6%	×
合計				45 百万円

(減税見込額等の算出基礎としたデータ)

- ※1 都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を実施し、関係市町村の担当者による事業者への聞き取り等により把握。
- ※2 本特例の対象となる事業者に対しアンケート調査を実施し、今後の設備投資予定と本特例の適用見込みを把握。配布したアンケートに回答した業者（関心がある者）の中で（49%）、「近年中に振興山村で設備投資を行う予定がある」と回答した事業者のうち、58%が本特例の活用を検討している旨を回答。このうちの5割の事業者が本特例を実際に適用すると仮定。
 $49\% \times 58\% \times 1/2 \approx 14\%$ 。

(2) 平成27、28年度（製造業、旅館業及び農林水産物等販売業、再生可能エネルギー供給業）

(投資額)

平成27年度・・・2,253百万円

平成28年度・・・2,253百万円

(※積算は別紙参照)

(減税見込額)

平成27年度・・・10百万円

平成28年度・・・20百万円（10百万円(28年度新規分)+10百万円（27年度継続分））

(※積算は別紙参照)

2. 適用実績及び適用見込み

区 分	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)
対象者数 (社(者))	103	125	135	122	1078	1078
適用件数 (件)	6	4	6	17	154	308
減税見込額 (百万円)	7	4	10	45	10	20

注) 1 対象者数(社(者))については、以下のとおり。

(23～25年度)

振興山村において、2,000万円以上の設備投資を行った製造業及び旅館業の事業者数の実績値。
実績は、都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を実施して把握。

(26年度)

振興山村において、2,000万円以上の設備投資を行うと見込まれる製造業及び旅館業の事業者数の推計値（23～25年度実績の平均値）。

$$\text{【計算式】} \left(\begin{array}{ccc} 23年度 & 24年度 & 25年度 \\ 103 & 125 & 139 \end{array} \right) \div \begin{array}{c} \text{平均} \\ 3 \end{array} \cong 122 \text{ (社(者))}$$

(27、28年度)

1078件

(※積算は別紙参照)

2 適用件数(件)については、以下のとおり。

(23、24年度)

租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）による。

(25年度)

特別償却の適用事業者数の実績値。

実績は、都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を実施して把握。

(26年度)

製造業及び旅館業の特別償却の適用事業者数の推計値。

対象者数(122事業者)の14%（アンケート提出者(関心がある者)のうち、本特例の活用の検討者28%)の5割）が本特例を適用すると仮定。

$$\text{【計算式】} 122 \times 0.14 = 17 \text{ (件)}$$

(27、28年度)

平成27年度・・・154件

平成28年度・・・308件（154件(28年度新規分)+154件（27年度継続分））

(※積算は別紙参照)

(別紙)

減収額及び適用件数の積算について

減収額 10 百万円
平成 27 年度 = 10 百万円…①
平成 28 年度①及び新規分 = 20 百万円

適用件数 154 件
平成 27 年度 = 154 件
平成 28 年度①及び新規分 = 308 件

対象者数 1,078 件
平成 27 年度 = 1,078 件
平成 28 年度 = 1,078 件

※ 以下の計算については、小数点第 3 位まで記述することとし、第 4 位以下については四捨五入することとする。

1 減収額についての積算根拠 ((1) + (2) + (3) + (4) = 10 百万円)

(1) 製造業に係る減収額 (①+②+③) = 881.331 万円

① 資本金 1 千万円以下の製造業に係る減収額 (イ+ロ) = 97.988 万円

イ 機械・装置に係る減収額 ($a \times b \times c = 93.768$ 万円)

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算定

取得価額(※ 1) × 償却率(※ 2) × 割増償却率(※ 3) × 法人税率
500 万円 × 0.1 × 0.32 × 0.15

※ 1 資本金額が 1,000 万円未満の製造業者の 1 件当たりの平均投資額は 113 万円程度 (平成 24 年経済センサス (総務省)。)。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を 500 万円まで引き上げることを想定。

※ 2 食料品製造業用設備の償却率 (耐用年数 10 年) を利用。償却率及び耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) による (以下同じ)。食料品製造業は、振興山村における製造業者の中で最も多い (平成 25 年度振興山村現状分析 (平成 26 年三菱 UFJ コンサルティング)) ため採用 (以下同様に計算。)

※ 3 割増償却率は平成 27 年度税制改正要望内容を反映 (以下同様に計算。)

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数(※ 1) × 設備投資実施率(※ 2) × 500 万円以上の投資実施率(※ 3) × 黒字比率(※ 4)
31,825 × 0.186 × 0.7 × 0.3
× 建物・機械装置比率(※ 5)
× 0.9

※ 1 経済センサス 2011 (総務省) のデータを用いて推計 (以下同様に計算。)

※ 2 資本金額が 1 千万円以下の製造業者 216,084 事業者のうち投資を行った事業者が 40,102 事業者であること (中小企業実態基本調査 (平成 25 年報告書。経産省)) を踏まえて算出 (以下同様に計算。)

※ 3 中山間地域振興課実施アンケート調査 (平成 26 年 3 ~ 5 月実施。以下略。) における、製造業者からの回答によれば、80 % 程度の者が 500 万円以上の投資を実施する予定があると回答している。ただし、この結果は、資本金階層別に聞き取った結果ではないことから、そこから 10 ポイント

程度減じた値を算出（(1)①ロ b において同じ。）。

※ 4 国税庁 HP「平成 24 年度における法人税の申告事績の概要」における黒字申告割合を利用（以下同様に計算。）。

※ 5 製造業の機械・装置設備投資額の総計：建物設備投資額の総計＝ 0.9：0.1（中山間地域振興課実施アンケート調査）を踏まえて算出（以下同様に計算。）。

c その他係数

山村計画策定率(※ 1)×制度利用率(※ 2) ×制度適用率(※ 3)

0.5 × 0.5 × 0.14

※ 1 現在の山村計画の作成率は約 50 %（以下同様に計算。）。

※ 2 山村計画の策定市町村のうち税制関連計画事項を記述する市町村を約 50 %と仮定（以下同様に計算。）

※ 3 本特例の対象となる事業者に対しアンケート調査を実施し、今後の設備投資予定と本特例の適用見込みを把握。配布したアンケートに回答した業者（関心がある者）の中で（49%）、「近年中に振興山村で設備投資を行う予定がある」と回答した事業者のうち、58%が本特例の活用を検討している旨を回答。このうちの 5 割の事業者が本特例を実際に適用すると仮定。

0.49×0.58×0.5≒0.14%（以下同様に計算。）。

ロ 建物に係る減収額（a × b × c = 4.22 万円）

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算出

取得価額×償却率×割増償却率×法人税率

500 万円 × 0.027 × 0.48 × 0.15

※鉄骨鉄筋コンクリート造り又は鉄筋コンクリート造りの建物（工場用（その他））の償却率（耐用年数 38 年）を利用（以下同様に計算。）。

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数×設備投資実施率× 500 万円以上の投資実施率×黒字比率×建物・機械装置比率
31,825 × 0.186 × 0.7 × 0.3 × 0.1

c その他係数

山村計画策定率×制度利用率×制度適用率

0.5 × 0.5 × 0.14

②資本金 1 千万円～ 5 千万円未満の製造業者に係る減収額（イ＋ロ）＝ 263.042 万円

イ 機械・装置に係る減収額（a × b × c = 251.715 万円）

a 取得価額 1,000 万円当たりの減収額の算出

取得価額(※) × 償却率×割増償却率×法人税率

1,000 万円 × 0.1 × 0.32 × 0.15

※ 1 千万円～ 5 千万円未満の資本金を有する製造業者の 1 件当たり平均投資額は 814 万円程度（平成 24 年経済センサス。）。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を 1,000 万円まで引き上げることを想定。

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数×設備投資実施率× 1,000 万円以上の投資実施率(※)×黒字比率

28,390 × 0.391 × 0.5 × 0.3

×建物・機械装置比率

× 0.9

※ 1,000 万円の投資を行う事業者の割合を 50 %と仮定。

c その他係数

$$\begin{array}{l} \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ 0.5 \qquad \qquad \times 0.5 \qquad \qquad \times 0.14 \end{array}$$

ロ 建物に係る減収額 (a × b × c = 11.327 万円)

a 取得価額 1,000 万円当たりの減収額の算出

$$\begin{array}{l} \text{取得価額} \times \text{償却率} \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率} \\ 1,000 \text{ 万円} \times 0.027 \times 0.48 \qquad \times 0.15 \end{array}$$

b 対象設備投資件数

$$\begin{array}{l} \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{1,000 万円以上の投資実施率} (\text{※}) \times \text{黒字比率} \\ 28,390 \qquad \qquad \times 0.391 \qquad \qquad \times 0.5 \qquad \qquad \qquad \times 0.3 \\ \times \text{建物・機械装置比率} \\ \times 0.1 \end{array}$$

※ 1,000 万円の投資を行う事業者の割合を 50 % と仮定。

c その他係数

$$\begin{array}{l} \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ 0.5 \qquad \qquad \times 0.5 \qquad \qquad \times 0.14 \end{array}$$

③資本金 5 千万円以上の製造業者に係る減収額 (イ + ロ) = 520.301 万円

イ 機械・装置に係る減収額 (a × b × c = 497.896 万円)

a 取得価額 11,300 万円当たりの減収額の算出

$$\begin{array}{l} \text{取得価額} (\text{※}) \times \text{償却率} \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率} \\ 11,300 \text{ 万円} \times 0.1 \times 0.32 \qquad \times 0.15 \end{array}$$

※資本金 5000 万円以上の製造業者の設備投資額の平均額は 11,300 万円 (平成 24 年経済センサス (総務省)) であるため、この数字を利用 (以下同様に計算。)

b 対象設備投資件数

$$\begin{array}{l} \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{11,300 万円の投資実施率} (\text{※}) \times \text{黒字比率} \times \text{建物・機械装置比率} \\ 4,044 \qquad \qquad \times 0.48 \qquad \qquad \times 0.5 \qquad \qquad \qquad \times 0.3 \qquad \times 0.9 \end{array}$$

※ 11,300 万円の投資を行う事業者の割合を 50 % と仮定。

c その他係数

$$\begin{array}{l} \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ 0.5 \qquad \qquad \times 0.5 \qquad \qquad \times 0.14 \end{array}$$

ロ 建物に係る減収額 (a × b × c = 22.405 万円)

a 取得価額 11,300 万円当たりの減収額の算出

$$\begin{array}{l} \text{取得価額} \times \text{償却率} \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率} \\ 11,300 \text{ 万円} \times 0.027 \times 0.48 \qquad \times 0.15 \end{array}$$

b 対象設備投資件数

$$\begin{array}{l} \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{11,300 万円の投資実施率} (\text{※}) \times \text{黒字比率} \times \text{建物・機械装置比率} \\ 4,044 \qquad \qquad \times 0.48 \qquad \qquad \times 0.5 \qquad \qquad \qquad \times 0.3 \qquad \times 0.1 \end{array}$$

※ 11,300 万円の投資を行う事業者の割合を 50 % と仮定。

c その他係数

$$\begin{array}{l} \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ 0.5 \qquad \qquad \times 0.5 \qquad \qquad \times 0.14 \end{array}$$

(2)旅館業に係る減収額 (①+②+③) = 109.182 万円

①資本金 1 千万円以下の旅館業者に係る減収額 (イ+ロ) = 47.201 万円

イ 機械・装置に係る減収額 ($a \times b \times c = 15.4$ 万円)

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算出

$$\begin{array}{l} \text{取得価額}(\ast 1) \times \text{償却率}(\ast 2) \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率} \\ 500 \text{ 万円} \qquad \times 0.1 \qquad \qquad \times 0.32 \qquad \times 0.15 \end{array}$$

※ 1 1,000 万円未満の資本金額の旅館業者の 1 件当たり平均投資額は 266 万円程度 (平成 24 年経済センサス (総務省))。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を 500 万円まで引き上げることを想定。

※ 2 宿泊業用設備の償却率 (耐用年数 10 年) を利用。

b 対象設備投資件数

$$\begin{array}{l} \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{500 万円以上の投資実施率}(\ast 1) \times \text{黒字比率} \\ 18,576 \qquad \qquad \times 0.157 \qquad \qquad \times 0.7 \qquad \qquad \qquad \times 0.3 \\ \times \text{建物・機械装置比率}(\ast 2) \\ \times 0.3 \end{array}$$

※ 1 中山間地域振興課実施アンケート調査において、旅館業者の 80 % 程度の者が 500 万円以上の投資を実施する予定があると回答。ただし、この結果は、資本金階層別に聞き取った結果ではないことから、10 ポイント程度減じた値を算出。

※ 2 旅館業の機械・装置の設備投資額の総計 : 建物の設備投資額の総計 = 0.3 : 0.7 (中山間地域振興課実施アンケート調査) を踏まえて算出 (以下同様に計算)。

c その他係数

$$\begin{array}{l} \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ 0.5 \qquad \qquad \times 0.5 \qquad \qquad \times 0.14 \end{array}$$

ロ 建物に係る減収額 ($a \times b \times c = 31.801$ 万円)

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算出

$$\begin{array}{l} \text{取得価額} \times \text{償却率}(\ast) \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率} \\ 500 \text{ 万円} \times 0.059 \qquad \times 0.48 \qquad \times 0.15 \end{array}$$

※ 木造又は合成樹脂の建物 (旅館用、ホテル用又は病院用) の償却率 (耐用年数 17 年) を利用。

b 対象設備投資件数

$$\begin{array}{l} \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{500 万円の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{建物・機械装置比率} \\ 18,576 \qquad \qquad \times 0.157 \qquad \qquad \times 0.7 \qquad \qquad \qquad \times 0.3 \qquad \times 0.7 \end{array}$$

c その他係数

$$\begin{array}{l} \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ 0.5 \qquad \qquad \times 0.5 \qquad \qquad \times 0.14 \end{array}$$

②資本金1千万円～5千万円未満の旅館業者に係る減収額（イ＋ロ）＝36.094万円

イ 機械・装置に係る減収額（ $a \times b \times c = 11.776$ 万円）

a 取得価額1,000万円当たりの減収額の算出

$$\text{取得価額} \times \text{償却率} \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率}$$
$$1,000 \text{万円} \times 0.1 \quad \times 0.32 \quad \times 0.15$$

b 対象設備投資件数

$$\text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 1,000 \text{万円の投資実施率}(\ast) \times \text{黒字比率} \times \text{建物・機械装置比率}$$
$$6,214 \quad \times 0.251 \quad \times 0.5 \quad \times 0.3 \quad \times 0.3$$

※1,000万円の投資を行う事業者の割合を50%と仮定。

c その他係数

$$\text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率}$$
$$0.5 \quad \times 0.5 \quad \times 0.14$$

ロ 建物に係る減収額（ $a \times b \times c = 24.318$ 万円）

a 取得価額1,000万円当たりの減収額の算出

$$\text{取得価額} \times \text{償却率} \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率}$$
$$1,000 \text{万円} \times 0.059 \times 0.48 \quad \times 0.15$$

b 対象設備投資件数

$$\text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 1,000 \text{万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率}$$
$$6,214 \quad \times 0.251 \quad \times 0.5 \quad \times 0.3$$

$$\times \text{建物・機械装置比率}$$
$$\times 0.7$$

※1,000万円の投資を行う事業者の割合を50%と仮定。

c その他係数

$$\text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率}$$
$$0.5 \quad \times 0.5 \quad \times 0.14$$

③資本金5千万円以上の旅館業者に係る減収額（イ＋ロ）＝25.887万円

イ 機械・装置に係る減収額（ $a \times b \times c = 8.446$ 万円）

a 取得価額2,700万円当たりの減収額の算出

$$\text{取得価額} \times \text{償却率}(\ast) \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率}$$
$$2,700 \text{万円} \times 0.1 \quad \times 0.32 \quad \times 0.15$$

※資本金5000万円以上の旅館業者の設備投資額の平均額が2,700万円であることを踏まえて算出（平成24年経済センサス（総務省））。

b 対象設備投資件数

$$\text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 2,700 \text{万円の投資実施率}(\ast) \times \text{黒字比率}$$
$$786 \quad \times 0.526 \quad \times 0.5 \quad \times 0.3$$

$$\times \text{建物・機械装置比率}$$
$$\times 0.3$$

※2,700万円の投資を行う事業者の割合を50%と仮定。

c その他係数

$$\text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率}$$
$$0.5 \quad \times 0.5 \quad \times 0.14$$

ロ 建物に係る減収額 ($a \times b \times c = 17.441$ 万円)

a 取得価額 2,700 万円当たりの減収額の算出
取得価額 \times 償却率 \times 割増償却率 \times 法人税率
2,700 万円 \times 0.059 \times 0.48 \times 0.15

b 対象設備投資件数
山村地域の事業者数 \times 設備投資実施率 \times 2,700 万円の投資実施率(※) \times 黒字比率
786 \times 0.526 \times 0.5 \times 0.3
 \times 建物・機械装置比率
 \times 0.7
※ 2,700 万円の投資を行う事業者の割合を 50 % と仮定。

c その他係数
山村計画策定率 \times 制度利用率 \times 制度適用率
0.5 \times 0.5 \times 0.14

(3) 農林水産物等販売業の減収額 (イ + ロ) = 7.137 万円

イ 機械・装置に係る減収額 ($a \times b \times c = 2.687$ 万円)

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算出
取得価額 \times 償却率(※) \times 割増償却率 \times 法人税率
500 万円 \times 0.12 \times 0.32 \times 0.15

※ 飲食料品小売業設備の償却率 (償還期間 9 年) を利用。

b 対象設備投資件数
山村地域の事業者数 \times 設備投資実施率 \times 500 万円以上の投資実施率(※ 1) \times 黒字比率
3,695 \times 0.143 \times 0.6 \times 0.3
 \times 建物・機械装置比率(※ 2)
 \times 0.3

※ 1 中山間地域振興課実施アンケート調査において、農林水産物等販売業者の 60 % 程度の者が 500 万円以上の投資を実施する予定があると回答していることを踏まえて算出 (以下同様に計算。)

※ 2 農林水産物の販売所においては、建物への投資が機械・装置よりも多いと想定し、旅館業と同様の数値 (機械・装置の設備投資額の総計 : 建物の設備投資額の総計 = 0.3 : 0.7) を利用。

c その他係数
山村計画策定率 \times 制度利用率 \times 制度適用率
0.5 \times 0.5 \times 0.14

ロ 建物に係る減収額 ($a \times b \times c = 4.45$ 万円)

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算出
取得価額 \times 償却率(※) \times 割増償却率 \times 法人税率
500 万円 \times 0.053 \times 0.48 \times 0.15

※ 金属造りの建物 (骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。) の償却率 (耐用年数 27 年) を利用。

b 対象設備投資件数
山村地域の事業者数 \times 設備投資実施率 \times 500 万円以上の投資実施率 \times 黒字比率 \times 建物・機械装置比率
3,695 \times 0.143 \times 0.6 \times 0.3 \times 0.7

c その他係数
山村計画策定率 \times 制度利用率 \times 制度適用率
0.5 \times 0.5 \times 0.14

(4)電気業・熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る）の減収額＝ 10.402 万円

・ 機械・装置に係る減収額（ $a \times b \times c = 10.402$ 万円）

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算出

取得価額(※ 1)×償却率(※ 2)×割増償却率×法人税率

550 万円 × 0.059 × 0.32 × 0.15

※ 1 振興山村に設置される 10kw 以上の太陽光発電設備 1,392 のうち 1,272 が 50 k w以下の発電設備。

この 50kw 以下の発電設備の平均出力が 20kw となることから、これに 1kw = 27.5 万円のシステム構築費用（平成 26 年 3 月 7 日 第 15 回調達価格等算定委員会「平成26年度調達価格及び調達期間についての委員長案」）を乗じて算出。

※ 2 電気業用設備（その他の設備。主として金属製のもの）の償却率（耐用年数 17 年）を利用。

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数(※)×黒字比率

636 × 0.3

※ 振興山村における 10kw 以上の太陽光発電設備の新規設置数（年間）を資源エネルギー庁HPの市町村別の「再生可能エネルギー発電設備の導入状況」を用いて算出。

c その他係数

山村計画策定率×制度利用率×制度適用率

0.5 × 0.5 × 0.14

2 適用件数についての積算根拠 ((1)+(2)+(3)+(4)=154)

(1)製造業に係る適用件数 (①+②+③= 112)

①資本金 1 千万円以下の製造業者に係る適用件数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{500 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 31,825 \quad \quad \quad \times 0.186 \quad \quad \quad \times 0.7 \quad \quad \quad \times 0.3 \quad \quad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} = 43.507 \\ & \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.14 \end{aligned}$$

②資本金 1 千万円～ 5 千万円未満の製造業者に係る適用件数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{1,000 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 28,390 \quad \quad \quad \times 0.391 \quad \quad \quad \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.3 \quad \quad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} = 58.277 \\ & \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.14 \end{aligned}$$

③資本金 5 千万円以上の製造業者に係る適用件数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{11,600 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 4,044 \quad \quad \quad \times 0.48 \quad \quad \quad \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.3 \quad \quad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} = 10.19 \\ & \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.14 \end{aligned}$$

(2)旅館業に係る適用件数 (①+②+③= 32)

①資本金 1 千万円以下の旅館業者に係る適用件数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{500 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 18,576 \quad \quad \quad \times 0.157 \quad \quad \quad \times 0.7 \quad \quad \quad \times 0.3 \quad \quad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} = 21.435 \\ & \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.14 \end{aligned}$$

②資本金 1 千万円～ 5 千万円未満の旅館業者に係る適用件数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{500 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 6,214 \quad \quad \quad \times 0.251 \quad \quad \quad \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.3 \quad \quad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} = 8.188 \\ & \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.14 \end{aligned}$$

③資本金 5 千万円以上の旅館業者に係る適用件数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{2,700 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 786 \quad \quad \quad \times 0.526 \quad \quad \quad \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.3 \quad \quad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} = 2.17 \\ & \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.14 \end{aligned}$$

(3)農林水産物等販売業に係る適用件数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{500万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 3,695 \qquad \qquad \times 0.143 \qquad \qquad \times 0.6 \qquad \qquad \times 0.3 \qquad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} = 3.328 \\ & \times 0.5 \qquad \qquad \times 0.14 \end{aligned}$$

(4)電気業・熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る）に係る適用件数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} = 6.678 \\ & 636 \qquad \qquad \times 0.3 \qquad \times 0.5 \qquad \times 0.5 \qquad \times 0.14 \end{aligned}$$

3 対象者数についての積算根拠 ((1)+(2)+(3)+(4)=1,078)

(1)製造業に係る対象者数 (①+②+③= 799.127)

①資本金1千万円以下の製造業者に係る対象者数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{500万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 31,825 \quad \times 0.186 \quad \times 0.7 \quad \times 0.3 \quad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} = 310.078 \\ & \times 0.5 \end{aligned}$$

※ 対象者数は実際に制度を適用できうる者の数として整理。その際の事業者の属性は、振興山村に立地し、投資を行い、その投資額が取得価額要件以上であって、さらに黒字であるもの。市町村の属性は、山村計画を策定するとともに、税制関連事項も記述している市町村。

これを満たす投資の計算式は、2の適用者数に制度適用率である0.14を乗じてないものとなる。

②資本金1千万円～5千万円未満の製造業者に係る対象者数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{1,000万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 28,390 \quad \times 0.391 \quad \times 0.5 \quad \times 0.3 \quad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} = 416.196 \\ & \times 0.5 \end{aligned}$$

③資本金5千万円以上の製造業者に係る対象者数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{11,600万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 4,044 \quad \times 0.48 \quad \times 0.5 \quad \times 0.3 \quad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} = 72.853 \\ & \times 0.5 \end{aligned}$$

(2)旅館業に係る適用件数 (①+②+③= 226.71)

①資本金1千万円以下の旅館業者に係る対象者数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{500万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 18,576 \quad \times 0.157 \quad \times 0.7 \quad \times 0.3 \quad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} = 152.780 \\ & \times 0.5 \end{aligned}$$

②資本金1千万円～5千万円未満の旅館業者に係る対象者数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{500万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 6,214 \quad \times 0.251 \quad \times 0.5 \quad \times 0.3 \quad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} = 58.413 \\ & \times 0.5 \end{aligned}$$

③資本金5千万円以上の旅館業者に係る対象者数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{2,700万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 786 \quad \times 0.526 \quad \times 0.5 \quad \times 0.3 \quad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} = 15.517 \\ & \times 0.5 \end{aligned}$$

(3)農林水産物等販売業に係る対象者数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{500万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 3,695 \qquad \qquad \times 0.143 \qquad \qquad \times 0.6 \qquad \qquad \times 0.3 \qquad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} = 23.801 \\ & \times 0.5 \end{aligned}$$

(4)電気業・熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る）に係る対象者数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} = 28.620 \\ & 636 \qquad \qquad \times 0.3 \qquad \times 0.5 \qquad \times 0.5 \end{aligned}$$

4 投資額についての積算根拠 ((1) + (2) + (3) + (4) = 2,253百万円)

(1)製造業に係る適用額 (①+②+③) = 195,177)

①資本金1千万円以下の製造業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
31,825 × 0.186 × 0.7 × 0.3 × 0.5
×制度利用率×制度適用率×取得価額(※) = 21,753万円
× 0.5 × 0.14 × 500万円

※ 資本金額が1,000万円未満の製造業者の1件当たりの平均投資額は113万円程度(平成24年経済センサス(総務省))。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を500万円まで引き上げることを想定。

②資本金1千万円～5千万円未満の製造業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×1,000万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
28,390 × 0.391 × 0.5 × 0.3 × 0.5
×制度利用率×制度適用率×取得価額(※) = 58,277万円
× 0.5 × 0.14 × 1,000万円

※ 1千万円～5千万円未満の資本金を有する製造業者の1件当たり平均投資額は814万円程度(平成24年経済センサス)。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を1,000万円まで引き上げることを想定。

③資本金5千万円以上の製造業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×11,600万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
4,044 × 0.48 × 0.5 × 0.3 × 0.5
×制度利用率×制度適用率×取得価額(※) = 115,147万円
× 0.5 × 0.14 × 11,300万円

※資本金5000万円以上の製造業者の設備投資額の平均額は11,300万円(平成24年経済センサス(総務省))であるため、この数字を利用(以下同様に計算)。

(2)旅館業に係る投資額 (①+②+③) = 24,765)

①資本金1千万円以下の旅館業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
18,576 × 0.157 × 0.7 × 0.3 × 0.5
×制度利用率×制度適用率×取得価額(※) = 10,718万円
× 0.5 × 0.14 × 500万円

※ 1,000万円未満の資本金額の旅館業者の1件当たり平均投資額は266万円程度(平成24年経済センサス(総務省))。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を500万円まで引き上げることを想定。

②資本金 1 千万円～ 5 千万円未満の旅館業者に係る投資額

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{500 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 6,214 \quad \times 0.251 \quad \times 0.5 \quad \times 0.3 \quad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \times \text{取得価額}(\text{※}) = 8,188 \text{ 万円} \\ & \times 0.5 \quad \times 0.14 \quad \times 1,000 \text{ 万円} \end{aligned}$$

③資本金 5 千万円以上の旅館業者に係る投資額

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{2,700 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 786 \quad \times 0.526 \quad \times 0.5 \quad \times 0.3 \quad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \times \text{取得価額}(\text{※}) = 5,859 \text{ 万円} \\ & \times 0.5 \quad \times 0.14 \quad \times 2,700 \text{ 万円} \end{aligned}$$

※資本金 5000 万円以上の旅館業者の設備投資額の平均額が 2,700 万円であることを踏まえて算出（平成 24 年経済センサス（総務省））。

(3)農林水産物等販売業に係る投資額

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{500 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 3,695 \quad \times 0.143 \quad \times 0.6 \quad \times 0.3 \quad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \times \text{取得価額} = 1,664 \text{ 万円} \\ & \times 0.5 \quad \times 0.14 \quad \times 500 \text{ 万円} \end{aligned}$$

(4)電気業・熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る）に係る投資額

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \times \text{取得価額}(\text{※}) = 3,673 \text{ 万円} \\ & 636 \quad \times 0.3 \quad \times 0.5 \quad \times 0.5 \quad \times 0.14 \quad \times 550 \text{ 万円} \end{aligned}$$

※振興山村に設置される 10kw 以上の太陽光発電設備 1,392 のうち 1,272 が 50 k w以下の発電設備。
この 50kw 以下の発電設備の平均出力が 20kw となることから、これに 1kw = 27.5 万円のシステム構築費用（平成 26 年 3 月 7 日 第 15 回調達価格等算定委員会「平成26年度調達価格及び調達期間についての委員長案」）を乗じて算出。

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)	④投入部門 (金額)	⑤投入部門 (金額)
19年度					
20年度					
21年度	電気機械 (167)	建築 (32)	食品機械・同装置 (6.5)		
22年度	電気機械 (40.5)				
23年度	輸送用機械 (69)	金属製品製造 (43)	商業 (6)		
24年度	通信機械 (40)	不動産業 (15)	製材業 (5)		
25年度	でん粉 (109)	合板 (22)	電気機械 (22)	冷凍魚介類 (17)	鉄鋼・非鉄・金属製品 (17)
26年度	電気機械 (600)	鉄鋼・非鉄・金属製品 (300)	建築 (34)		
27年度	電気機械 (269)	建築 (150)	電気・ガス・水道 (150)		
28年度	電気機械(269)	建築(150)	電気・ガス・水道 (150)		

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長(法人税、法人住民税、法人事業税)
2	要望の内容	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合に係る譲渡所得の1,500万円特別控除のうち、一団の宅地造成に関する事業及び土地区画整理事業として行われる宅地造成事業に係るものについて適用期限(平成26年12月31日まで)を3年間延長する。
3	担当部局	土地・建設産業局参事官(土地市場担当) 都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成6年度 創設 平成8年度 拡充・延長 平成10年度 延長 平成13年度 延長 平成16年度 延長 平成19年度 延長 平成21年度 延長 平成24年度 縮減・延長
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成の促進 ・ 都市再生・地域再生の推進 <p>《政策目的の根拠》</p> <p>【3号イ関係】 「住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定)」において、「ハード・ソフト両面の施策による安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築、住宅の適正な管理・再生、多様な居住ニーズに応える新築・既存住宅双方の住宅市場の整備、更には市場において自力では適切な住宅を確保することが困難な者に対して居住の安定を確保する住宅セーフティネットの構築のための施策の充実を図」とされており、本特例は政府の方針に沿うものである。</p> <p>【3号ロ関係】 土地区画整理法(昭和二十九年五月二十日法律第百十九号)第1条において「健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする」旨、定めている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【3号イ関係】 政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る に包含</p> <p>【3号ロ関係】 政策目標7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p>

	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>【3号イ関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低居住面積水準未満率4.3%(平成20年)を早期に解消する ・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率の向上 <p>【3号ロ関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生誘発量の向上 ・都市再生誘発量 <p>9,917ha(平成25年度)を16,294ha(平成29年度)</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低居住面積水準未満率 4.3%(平成20年)※ 早期に解消 ※ 健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住戸規模(最低居住面積水準)未満の住宅に居住する世帯の割合。(A/B) ※※ ※※ A:最低居住面積水準未満世帯数 B:主世帯総数 注1 最低居住面積水準(住生活基本計画(全国計画)において設定)の概要 (1)単身者:25㎡(ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。) (2)2人以上の世帯:10㎡×世帯人数+10㎡ 注2 主世帯:一住宅に一世帯が住んでいる世帯の他、同居世帯のある場合は、そのうち主な世帯を主世帯という。 ・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 ※ 全国 :40%(平成20年)→50%(平成27年) 大都市圏:35%(平成20年)→50%(平成32年) ※※ ※ 子育て世帯(注1)のうち、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住戸規模(誘導居住面積水準(注2))を満たす住宅に居住する世帯の割合(A/B) ①A:子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B:子育て世帯総数 ②A:大都市圏の子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B:大都市圏の子育て世帯総数 注1 子育て世帯:構成員に18歳未満の者が含まれる世帯 注2 誘導居住面積水準:住生活基本計画(全国計画)において設定 (1)一般型誘導居住面積水準 都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定 ①単身者:55㎡(ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。) ②2人以上の世帯:25㎡×世帯人数+25㎡ (2)都市居住型誘導居住面積水準 都市の中心部及びその周辺における戸建住宅居住を想定 ①単身者:40㎡(ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。) ②2人以上の世帯:20㎡×世帯人数+15㎡ ※※ 達成目標の根拠である住生活基本計画では平成27年度および平成32年度までの目標を設定しており、平成29年度における目標値は設定していない。 ・都市再生誘発量
--	---------------------	--

			<p>9, 917ha(平成25年度)→16, 294ha(平成29年度)</p> <p>※ 我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量。都市再生総合整備事業や都市再生区画整理事業といった基盤整備等により、民間事業者等による都市再生に係る投資が可能となった面積の合計。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置のインセンティブによって、居住面積や住宅地面積の増加により良好な居住環境の形成が実現する。また、都市再生・地域再生の推進が図られる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>【3号イ関係】</p> <p>平成23年度 0地区 平成24年度 2地区(個人88件、法人 2件) 平成25年度 0地区 平成26年度 1地区(見込み) 平成27年度 1地区(見込み) 平成28年度 1地区(見込み)</p> <p>(国土交通省における認定件数による。平成26年度以降は、平成23年度から平成25年度までの平均値とした)</p> <p>【3号ロ関係】</p> <p>平成23年度 0地区 平成24年度 0地区 平成25年度 1地区(個人19件、法人 0件) 平成26年度 1地区(見込み) 平成27年度 4地区(見込み) 平成28年度 1地区(見込み)</p> <p>(国土交通省における認定件数による。平成26年度以降は、自治体へのヒアリング等による。)</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特例措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。</p>
		② 減収額	<p>平成23年度 国税 0百万円 地方税 0百万円 平成24年度 国税 8百万円 地方税 4百万円 平成25年度 国税 0百万円 地方税 0百万円 平成26年度 国税 4百万円 地方税 2百万円 (見込み) 平成27年度 国税 4百万円 地方税 2百万円 (見込み) 平成28年度 国税 4百万円 地方税 2百万円 (見込み)</p> <p>(推計方法は別紙に記載)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成25年度)</p> <p>【3号イ関係】</p> <p>平成20年度における最低居住面積水準未満率は4. 3%、子育て世帯における誘導居住面積水準達成率は全国で40%(大都市圏で35%)となっている。なお、建築統計年報(新たに着工される建築物等についての統計)によれば、34㎡(2. 4人の世帯の最低居住水準)未満の住宅(分譲住宅)は3. 7%(平成25年度)となっており、居住水準の改善が進んでいると推測される。</p>

		<p>【3号口関係】 都市再生誘発量は平成25年度末時点で9,917ha となっており、目標値の達成に向け順調に推移している。 都市再生誘発量は、平成29年までに16,294haとすることを目標としており本特例の継続により目標の達成を図る必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成24年度～平成29年度)</p> <p>【3号イ関係】 平成20年度における最低居住面積水準未達率は4.3%であるが、本特例により早急な解消が図られると見込まれる。</p> <p>【3号口関係】 都市再生誘発量は平成25年度末時点で9,917ha となっており、目標値の達成に向け順調に推移している。 都市再生誘発量は、平成29年までに16,294haとすることを目標としており本特例の継続により目標の達成を図る必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:平成27年度～平成29年度) 本特例が実施されなかった場合、事業者の土地取得に係るコストが増大することにより優良な住宅地等の造成が停滞し、良質な住宅ストックの形成や都市再生の推進が阻害される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成24年度～平成29年度) 優良な住宅地の供給を促進し、国民の居住水準の向上等を図るためには、土地所有者が優良な住宅地を造成しようとする事業者等に土地を譲渡するインセンティブを与えるとともに、事業者の仕入れコストを軽減することによって、最終購入価格を引き下げることが効果的である。そのため、本特例の要件を満たす土地の譲渡について、税負担を軽減することが有効である。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>【3号イ関係】 本特例制度は、優良な宅地開発等の種地の供給者に直接的に軽減措置を講ずることによって、その供給促進を図るものであることから、他の手段で代替することが困難なものであり、本措置は的確かつ必要最低限の措置である。 なお、本特例制度は、事業の種地の供給の円滑化を通じて事業実施の円滑化を図るために、種地の供給者側のコストを低減する施策であるところ、当該施策を行うにあたっては、一度税として徴収した上で改めて箇所付けを伴う補助金よりも、単に減税措置によった方が効率的であるため、税制上の特例措置により対応することが適当である。</p> <p>【3号口関係】 土地所有者に優良な住宅地造成事業等のために土地を譲渡するインセンティブを与える等の目的を有する措置として、本措置は的確かつ必要最小限の措置である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)」 ※「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除」は、公的主体が実施する宅地造成事業等と同程度に優良な宅地造成事業について認められるものであり、「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置」の対象となる宅地造成事業より、区画面積や公共施設整備率等、要件が厳しい分、大きな税負担の軽減が措置されている。よって、両制度は明確な役割分担がなされており、両制度が相まって、優良な住宅地等の造成が実現される。</p>

	③: 地方公共 団体が協 力する相 当性	本特例により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年9月

減収見込額推計

項目 特定住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の延長
(法人税、法人住民税、法人事業税)

国税（法人税） ▲4百万円

地方税（法人住民税、法人事業税） ▲2百万円

【推計方法】

一団の住宅地造成事業（第3号イ）、土地区画整理事業として行われる宅地造成事業（第3号ロ）に係る1,500万円特別控除の適用実績は、以下のとおり。

第3号イ	事業件数	個人 地権者数	法人 地権者数
平成21年度	3	72	1
平成22年度	0	0	0
平成23年度	0	0	0
平成24年度	2	88	2
平成25年度	0	0	0
平均	1	32	1

第3号ロ	事業件数	個人 地権者数	法人 地権者数
平成21年度	2	34	0
平成22年度	0	0	0
平成23年度	0	0	0
平成24年度	0	0	0
平成25年度	1	19	0
平均	1	11	0

平成26年度以降も平成21～25年度と同程度の事業が行われると仮定すると、

適用が見込まれる法人地権者数は、 $1 + 0 = 1$ 人となる。

各地権者は1,500万円まで控除を受けるものと仮定すると、本特例の減収見込額は、

① 国税

法人税： $1 \times 1,500 \times 0.255 = 383$ 万円 $\hat{=} \underline{\underline{\text{▲4百万円}}}$

② 地方税

法人住民税： $1 \times 1,500 \times 0.255 \times 0.173 = 66$ 万円

法人事業税（所得割）： $1 \times 1,500 \times 0.041 = 62$ 万円

法人事業税（地方特別法人税）： $62 \times 1.05 = 65$ 万円

よって、 $66 + 62 + 65 = 193$ 万円 $\hat{=} \underline{\underline{\text{▲2百万円}}}$

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の延長(法人税)
2	要望の内容	長期保有(10年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産(買換資産)を取得した場合において、譲渡した事業用資産の譲渡益について課税の繰延べ(繰延率80%)を認めている現行措置(平成26年12月31日まで)を3年3ヶ月間延長する。
3	担当部局	土地・建設産業局参事官(土地市場担当) 鉄道局総務課、鉄道事業課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成6年度 創設 平成7年度 延長 平成8年度 延長・拡充 平成9年度 延長・拡充 平成10年度 延長・拡充 平成13年度 延長 平成16年度 延長 平成19年度 延長 平成21年度 延長 平成24年度 延長・縮減
6	適用又は延長期間	3年3ヶ月間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 企業の所有する長期保有土地等の事業用資産を活用した設備投資需要を喚起することにより、企業の事業再編の促進、産業空洞化の防止を図るとともに、土地取引を活性化し、土地の有効利用及び地域の活性化を促進する。</p> <p>(鉄道関係) 環境対策、エネルギー対策の観点から推進されるモーダルシフト施策の受け皿として重要な役割を担う鉄道貨物輸送の近代化等のためモーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車の導入を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)においては、「澁んでいたヒト・モノ・カネを一気に動かしていく」と、「『日本再興戦略』改訂2014-未来への挑戦-」(平成26年6月24日閣議決定)においても、「澁んでいたヒト・モノ・カネが成長に向かって動き始めた」、「この1年間の変化を一過性のものに終わらせず、経済の好循環を引き続き回転させていくためには、日本人や日本企業が本来有している潜在力を覚醒し、日本経済全体としての生産性を向上させ、「稼ぐ力(=収益力)」を強化していくことが不可欠である。」と述べられている。また、「経済財政運営と改革の基本方針2014~デフレ脱却から好循環拡大へ~」(平成26年6月24日閣議決定)においても、「この経済の好循環の動きを更に進め、デフレ脱却と経済再生への道筋を確かなものとし成長への期待を根付かせていくために、需要の安定的な拡大に取り組む。同時に、需給ギャップが縮小してきた今こそ、新たなチャレンジの好機であり、絶え間なくイノベーションが起こり、次々に高付加価値の財・サービスを生み出し、成長する経済を目指す」と掲げられており、本特例はデフレからの着実な回復と経済再生の実現に向けて全力で取り組む政府の方針に沿う特例である。</p>

		<p>(鉄道関係)</p> <p>鉄道貨物へのモーダルシフトの推進及びそのための鉄道輸送増強については、京都議定書目標達成計画(平成20年3月閣議決定)に盛り込まれており、当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月地球温暖化対策推進本部決定)においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進することとされている。また、総合物流施策大綱(平成25年6月閣議決定)においても、機関車・貨車の更新支援が掲げられている。</p> <p>「京都議定書目標達成計画(平成20年3月閣議決定)」</p> <p>第3章目標達成のための対策と施策</p> <p>第2節地球温暖化対策及び施策</p> <p>1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策</p> <p>(1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策</p> <p>① エネルギー起源二酸化炭素</p> <p>イ. 部門別(産業・民生・運輸等)の対策・施策</p> <p>D. 運輸部門の取組</p> <p>(e) 物流の効率化等(モーダルシフト、トラック輸送の効率化等の推進)において、「鉄道による貨物輸送の競争力を高めるため、鉄道輸送の容量拡大、ダイヤ設定の工夫、コンテナ輸送のコスト削減等により貨物鉄道の利便性向上を図る。」と、示されている。</p> <p>「総合物流施策大綱(平成25年6月閣議決定)」</p> <p>2. 今後の物流施策の方向性と取組</p> <p>(1) 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組</p> <p>【荷主・物流事業者の連携による物流の効率化と事業の構造改善】</p> <p>3) 荷役稼働率(貨物のハンドリング回数)など基礎的なデータの収集と分析及びこれに基づく効率化に向けた改善や、QCサークル活動等による物流事業者の現場レベルでの業務改善、輸送コスト原価の明確化や原価管理の徹底等を通じた経営基盤強化及び経営効率改善、G空間(地理空間)情報とICT等を活用した新しい物流サービスの創出の促進、機関車・貨車の更新支援、内航船舶の代替建造促進、船舶管理会社を活用したグループ化の促進等、物流事業における効率化の取組を強化し、構造改善を推進する。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護</p> <p>施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する</p> <p>に包含</p> <p>(鉄道関係)</p> <p>政策目標3 地球環境の保全</p> <p>施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p> <p>政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上</p> <p>施策目標26 鉄道網を充実・活性化させる</p> <p>に包含</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>・法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地(空き地等)の面積(平成15年:13.1万ha→平成29年:現状維持(平成20年:12.1万ha))</p> <p>・土地取引件数(平成25年:128万件→平成29年:141万件)</p>

		<p>(鉄道関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関車およびコンテナ貨車の新製割合を増加させる。 <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地(空き地等)の面積 平成15年:13.1万ha→平成29年:現状維持(平成20年:12.1万ha) ・土地取引件数 平成25年:128万件→平成29年:141万件 <p>(鉄道関係)</p> <p>平成29年度末までに機関車の新製割合を概ね73%、コンテナ貨車の新製割合を概ね96%とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置のインセンティブにより、低未利用地の有効活用及び土地取引の活性化を通じて、地域経済の活性化が図られる。</p> <p>(鉄道関係)</p> <p>課税の繰延べ措置を講ずることにより、土地の譲渡益を活用した機関車・コンテナ貨車の買換えが円滑に行われることが期待される。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>平成22年度 件数 343件(推計) 損金算入額 1,303億円(推計)</p> <p>平成23年度 件数 810件 損金算入額 3,850億円</p> <p>平成24年度 件数 818件 損金算入額 2,790億円</p> <p>平成25年度 件数 818件(見込み) 損金算入額 2,790億円(見込み)</p> <p>平成26年度 件数 818件(見込み) 損金算入額 2,790億円(見込み)</p> <p>平成27年度 件数 818件(見込み) 損金算入額 2,790億円(見込み)</p> <p>平成28年度 件数 818件(見込み) 損金算入額 2,790億円(見込み)</p> <p>平成29年度 件数 818件(見込み) 損金算入額 2,790億円(見込み)</p> <p>※平成22年度は、「租税特別措置の適用実態調査(第186回国会提出)」より平成23年度の実績から、買換特例全体に占める当該項目の比率を算出し、国税庁「会社標本調査結果」を元に推計。平成23年度及び平成24年度は、「租税特別措置の適用実態調査(第186回国会提出)」による。 ※※平成25年度以降は平成24年度実績による。</p>

		<p>※※※鉄道事業における買換え分も含む。</p> <p>本特例は、長期保有土地等を譲渡して新たに事業用資産を取得する事業者を対象とするものであり、適用数が想定外に僅少ではない。また、国土交通省が実施したアンケートによると、本特例は多様な業種の事業者を活用されており、適用に偏りはない。</p> <p>(鉄道関係)</p> <table border="0"> <tr> <td>平成23年度</td> <td>1事業者</td> <td>機関車2両、コンテナ貨車12両</td> <td>873百万円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>1事業者</td> <td>機関車3両、コンテナ貨車10両</td> <td>1,197百万円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>1事業者</td> <td>機関車1両</td> <td>12百万円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>1事業者</td> <td>機関車2両、コンテナ貨車13両</td> <td>760百万円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>1事業者</td> <td>機関車7両、コンテナ貨車11両</td> <td>2,096百万円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>1事業者</td> <td>機関車2両、コンテナ貨車14両</td> <td>780百万円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>1事業者</td> <td>機関車2両、コンテナ貨車3両</td> <td>578百万円</td> </tr> </table> <p>(JR貨物からの聴き取りによる)</p> <p>鉄道貨物輸送の近代化等のためモーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車の導入を促進するという政策目的における租税特別措置の効果を分析するためには、機関車・コンテナ貨車に係る適用額を把握することが適切であることから、対象をJR貨物に限定した独自の調査による適用額を記載している。</p> <p>国鉄改革の際、鉄道貨物事業に係る経営体制については、輸送距離が長く、往路復路不均衡になりやすい鉄道貨物輸送を円滑に行っていくため、全国一元的な事業運営が望ましいとする国鉄再建監視委員会の意見を受け、我が国における鉄道貨物輸送の大部分をJR貨物1社が担うこととなったものであり、適用数が想定外に僅少であったり、想定外の特定のものに偏ったりしているものではない。</p>	平成23年度	1事業者	機関車2両、コンテナ貨車12両	873百万円	平成24年度	1事業者	機関車3両、コンテナ貨車10両	1,197百万円	平成25年度	1事業者	機関車1両	12百万円	平成26年度	1事業者	機関車2両、コンテナ貨車13両	760百万円	平成27年度	1事業者	機関車7両、コンテナ貨車11両	2,096百万円	平成28年度	1事業者	機関車2両、コンテナ貨車14両	780百万円	平成29年度	1事業者	機関車2両、コンテナ貨車3両	578百万円
平成23年度	1事業者	機関車2両、コンテナ貨車12両	873百万円																											
平成24年度	1事業者	機関車3両、コンテナ貨車10両	1,197百万円																											
平成25年度	1事業者	機関車1両	12百万円																											
平成26年度	1事業者	機関車2両、コンテナ貨車13両	760百万円																											
平成27年度	1事業者	機関車7両、コンテナ貨車11両	2,096百万円																											
平成28年度	1事業者	機関車2両、コンテナ貨車14両	780百万円																											
平成29年度	1事業者	機関車2両、コンテナ貨車3両	578百万円																											
	<p>② 減収額</p>	<table border="0"> <tr> <td>平成22年度</td> <td>391億円(推計)</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>1,155億円(法人税率30%として推計)</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>711億円(法人税率25.5%として推計)</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>711億円(見込み)</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>711億円(見込み)</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>711億円(見込み)</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>711億円(見込み)</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>711億円(見込み)</td> </tr> </table> <p>※平成22年度は、「租税特別措置の適用実態調査(第186回国会提出)」より平成23年度の実績から、買換特例全体に占める当該項目の比率を算出し、国税庁「会社標本調査結果」を元に推計。平成23年度及び平成24年度は、「租税特別措置の適用実態調査(第186回国会提出)」による。</p> <p>※※平成23年度及び平成24年度は、「租税特別措置の適用実態調査(第186回国会提出)」による適用総額に法人税率を乗じて推計。</p> <p>※※※平成25年度以降は、平成24年度実績による。</p> <p>※※※※鉄道事業における買換え分も含む。</p> <p>(鉄道関係)</p> <table border="0"> <tr> <td>平成23年度</td> <td>262百万円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>305百万円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>3百万円</td> </tr> </table>	平成22年度	391億円(推計)	平成23年度	1,155億円(法人税率30%として推計)	平成24年度	711億円(法人税率25.5%として推計)	平成25年度	711億円(見込み)	平成26年度	711億円(見込み)	平成27年度	711億円(見込み)	平成28年度	711億円(見込み)	平成29年度	711億円(見込み)	平成23年度	262百万円	平成24年度	305百万円	平成25年度	3百万円						
平成22年度	391億円(推計)																													
平成23年度	1,155億円(法人税率30%として推計)																													
平成24年度	711億円(法人税率25.5%として推計)																													
平成25年度	711億円(見込み)																													
平成26年度	711億円(見込み)																													
平成27年度	711億円(見込み)																													
平成28年度	711億円(見込み)																													
平成29年度	711億円(見込み)																													
平成23年度	262百万円																													
平成24年度	305百万円																													
平成25年度	3百万円																													

		<p>平成26年度 194百万円 平成27年度 534百万円 平成28年度 199百万円 平成29年度 147百万円 (JR貨物からの聴き取りによる) ※平成23年度は法人税率30%、平成24年度以降は法人税率25.5%で算出</p>
	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成29年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地(空き地等)の面積 平成15年:13.1万ha→平成25年:現状維持(平成20年:12.1万ha) ・土地取引件数 平成15年:161万件→平成25年:128万件 <p>いわゆるリーマンショックを契機とする平成20年後半以来の景気後退の影響により、土地取引件数は114万件(平成23年)まで落ち込んだが、本特例をはじめとした各種施策の効果により、平成24年以降増加している。</p> <p>(鉄道関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度末における機関車の新製割合は58%となっている。 ・平成25年度末におけるコンテナ貨車の新製割合は77%となっている。 <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成29年度)</p> <p>本特例により、企業の所有する長期保有土地等を活用した設備投資需要が喚起され、順調に低未利用地の面積が減少している。</p> <p>他方、いわゆるリーマンショックを契機とする平成20年後半以来の景気後退の影響により、土地取引件数は114万件(平成23年)まで落ち込んだが、本特例をはじめとした各種施策の効果により、平成24年以降増加しており、平成29年には土地取引件数が141万件まで回復する見込みである。</p> <p>(鉄道関係)</p> <p>機関車の新製割合は平成22年度末47%から平成25年度末58%となっている。</p> <p>コンテナ貨車の新製割合は平成22年度末69%から平成25年度末77%となっている。</p> <p>前回要望時において、「平成26年度末までに機関車の新製割合を概ね70%、コンテナ貨車の新製割合を概ね84%とする。」としたところ。</p> <p>現時点の見込では、平成26年度末において、機関車の新製割合が60%、コンテナ貨車の新製割合が83%に達する見込であり、前回要望時の目標を下回る見込である。</p> <p>目標を下回る理由は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関車 北海道内の石油輸送が一部取り止めになった事等、非電化区間の輸送見直しが生じたため、DF200形式の新規製造が計画に対し少なくなっており目標との乖離が生じている。 ・コンテナ貨車 平成24年度の計画においては、252両の取り替え(廃車分)の他、年度末のダイヤ改正の増発のための、66両のコンテナ車の増備が必要と見込んでいた。しかし、平成24年度の厳しい経営状況を踏まえて全般的な投資抑制を行ってきた中で、既存のコンテナ車の運用の改善により対処することとしたこと

			<p>から、予定していた66両の増備を行わなかったため目標との乖離が生じている。</p> <p>(また、現時点の見込では、平成29年度末において、機関車の新製割合が73%、コンテナ貨車の新製割合が96%に達する見込である。) (JR貨物からの聴き取りによる)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成29年度)</p> <p>本特例が実施されなかった場合、土地取引件数が減少するとともに、低未利用地が増加し、地域経済の停滞等に繋がることとなる。</p> <p>(鉄道関係)</p> <p>機関車・コンテナ貨車への設備投資は多額の資金を必要とするが、JR貨物は厳しい経営状況下であり、当該資金を全て内部留保から確保することは困難であることから、輸送の効率化の過程で生み出された事業用資産(土地)の売却でこれらの一部を捻出している。</p> <p>このため、本特例措置が延長されなかった場合、経営の効率化に伴う積極的な土地売却及びこれを原資とした機関車・コンテナ貨車の取得・更新が困難となる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成29年度)</p> <p>本措置は土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その適用要件を、長期保有土地等を買換え、新たに取得した300㎡以上の土地等を事業の用に供する場合に限っており、企業に土地等の譲渡益を活用したさらなる設備投資のインセンティブを与えることから、土地取引の活性化、土地の有効利用の促進、産業の空洞化防止等の本特例の目的を達成するために効果的である。</p> <p>本特例により、長期保有土地等を活用した新規設備投資が喚起され、土地の有効活用、土地取引の活性化のみならず、事業再編の円滑化や産業の空洞化防止が図られているところであり、その効果は、税込減(平成22年度:391億円の内数、平成23年度:1,155億円の内数、平成24年度:711億円の内数)に比して大きいことから、税込減を是認することができる。</p> <p>(鉄道関係)</p> <p>課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、モーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車の導入が促進される。</p> <p>なお、本特例措置は課税の免除ではなく課税の繰り延べであり、最終的な納税額に変化は生じない。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その適用要件を、長期保有土地等を買換え、新たに取得した300㎡以上の土地等を事業の用に供する場合に限っており、かつ、措置の内容は課税の直接的な減免ではなく、課税の繰延であることから、土地の有効利用の促進、産業の空洞化の防止等のために企業の設備投資に対するインセンティブを与えるという政策目的に照らして、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。</p>

		<p>(鉄道関係)</p> <p>税制上の優遇措置の対象となる買換えの範囲については、一定の政策目的が認められる事業用資産の買換えの場合に限定しているところである。</p> <p>本特例措置は課税の繰り延べによりキャッシュフローが確保されるものであり、補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少ないことから、政策目的の実現のための手段として適切である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>(鉄道関係)</p> <p>本特例措置は課税の繰り延べによって、キャッシュフローが確保され、モーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車への投資を促すものである。</p> <p>本特例措置の他に「JR貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために取得した機関車・コンテナ貨車に係る固定資産税の課税標準の特例措置」があるが、これは、車両を購入した後に増大する固定資産税負担を軽減することにより、JR貨物にモーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車を取得するインセンティブを与えるものである。</p> <p>よって、適切かつ明確に役割分担はなされている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例により、各地域における不動産の流動化・有効利用の促進を図り、地価下落の続く地方の不動産市場を活性化し、地域経済の振興が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。</p>
10	有識者の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・成長性の高い土地利用に転換していく社会的ルールを作るべきであるところ、買換特例は一つの大きなツールである。 ・不動産関係の税制に関して、不動産は多くの取引を行うことによって適正価格がつくものであり、優遇措置をとり、補助金を付けてでも取引を促進すべき。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年9月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	大深度地下法第16条に基づく使用の認可を受けた事業に係る区分地上権等の設定対価に対する課税の見直し(法人税、法人住民税、事業税)
2	要望の内容	「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」(以下、「大深度地下法」という。)第16条に基づく使用の認可を受けている事業について、収用等に伴い区分地上権等が設定される場合の設定対価に対する課税の見直しを行う。
3	担当部局	土地・建設産業局 総務課 公共用地室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大深度地下を使用する公益性のある公共事業の用地取得の円滑化・迅速化を図り、国際競争力強化等を実現する効率的な公共事業の実施を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 「国土交通省政策評価基本計画」のほか、社会資本整備重点計画法(平成15年法律第20号)に基づく「第3次社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)」のプログラム4(広域的な移動や輸送がより効率的に円滑にできるようにし、都市・地域相互間での連携を促す)及び「国土交通省重点政策」の3. 国際競争力強化などによる経済の活性化((1)国際競争力強化のための基盤・環境整備)において、大都市圏環状道路等の整備やリニア中央新幹線の着実な整備が掲げられている(当該整備の大前提として、円滑な用地取得を進めることが不可欠)。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 ・施策目標 30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する <p>に包含</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 大深度地下法第16条に基づく使用の認可を受けた公共事業について、認可から概ね3年以内に、地上部(買収部分を除く)から大深度(40m以深)に到達するまでの区間内における土地等の権原の取得を完了させる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 大深度地下法第16条に基づく使用の認可を受けている東京外かく環状道路の区分地上権設定の進捗率(現時点では0%)。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 公共事業の用に供する土地等の権原の取得が円滑に進み、国際競争力強化等を実現する効率的な公共事業の実施が図られる。</p>

8	有効性等	① 適用数等	平成27年度～平成28年度 1,000件(見込み) ※大深度地下法に基づく使用の認可を受けた、「東京外かく環状道路(関越～東名)」における区分地上権設定件数:約1,000件
		② 減収額	(所得税及び法人税) 平成27年度 917百万円(見込み) 平成28年度 917百万円(見込み) (個人住民税及び法人住民税) 平成27年度 317百万円(見込み) 平成28年度 317百万円(見込み) 大深度地下法第16条に基づく使用の認可を受けた事業で、区分地上権の設定が具体化している事業は「東京外かく環状道路(関越～東名)」のみとなるため、当該事業における減収額を制度の新設における減収額とみなした。
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度) 大深度地下法第16条に基づく使用の認可を受けた事業で、区分地上権の設定を行うのは、概ね平成26年8月頃からとなっているため、現時点において、区分地上権の設定に係るディスインセンティブは働いていない。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度) 現時点において、大深度地下法第16条に基づく使用の認可を受けた事業で、区分地上権の設定を行っている事業は無いが、区分地上権等の設定対価が土地価格の4分の1以下となり不動産所得として取り扱われる場合には、課税の特例を受けられないということをもって、地権者との間で用地交渉が進まない可能性が極めて高いため、本特例措置を早急に講じる必要がある。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度) 当該特例が新設されなかった場合、現在大深度法の認可を受けている、東京外かく環状道路の区分地上権設定が大幅に遅れることになるため、国際競争力強化等を実現する効率的な公共事業の実施が阻害される。 《税収減を是認するような効果の有無》((分析対象期間:平成27年度～平成28年度) 本特例により、主に都心部において国際競争力強化のための基盤・環境整備がなされ、広域的な移動や輸送がより効率的になることにより、新たな投資の誘発等が図られることから、税収減を是認する効果が認められる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、事業施行者による権原の取得を促進し、用地の円滑な取得の遂行を通じた国際競争力強化等を実現する効率的な公共事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものである。国際競争力強化等を実現するためには、迅速かつ円滑な用地取得が不可欠であることから、時宜にかなった措置である。

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 (租税特別措置法第33条第3項第2号)</p> <p>収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 (租税特別措置法第33条の4)</p> <p>※上記支援措置は、主に買収部分(譲渡所得とみなされる区分地上権の設定を含む。)に適用される措置であり、今回要望する措置は、譲渡所得とみなされない区分地上権設定部分に対するものである。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例により、主に都心部において国際競争力強化のための基盤・環境整備がなされ、広域的な移動や輸送がより効率的になることにより、新たな投資の誘発等が図られることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人(Jリート)における「税会不一致」問題の解消 (法人税、法人住民税、法人事業税)
2	要望の内容	投資法人において生じる税会不一致の問題について解消を図ること。具体的には、投信法令上「配当基準額(仮称)」を設け、その部分から行われる配当は、会計上の利益を上回る場合でも損金算入を認めること。
3	担当部局	土地・建設産業局 不動産市場整備課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成20年度改正 機関投資家要件の拡充 平成21年度改正 90%超配当支払要件等の拡充 平成23年度改正 国内50%超募集要件の見直し 平成25年度改正 買換特例圧縮積立金制度の導入 平成26年度改正 導管性要件に一定の手当ての措置
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 税会不一致による投資法人の活動の制約を解消し、不動産証券化市場の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済財政運営と改革の基本方針2014 (平成26年6月24日閣議決定)(抜粋) 「定期借地権、不動産証券化等の手法を活用するとともに、木造密集市街地の改善整備等のため、公的不動産等を活用した連鎖的な市街地整備を進める。」 ・「好循環実現のための経済対策」について (平成25年12月5日閣議決定)(抜粋) 「ヘルスケアリートの上場推進等を通じたヘルスケア施設向けの資金供給の促進<予算措置以外>」 <p>投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年六月四日法律第九十八号) (第1条)この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券等に対する投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性の向上 施策目標 3 1 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する に包含

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 税会不一致による投資法人の活動の制約を解消する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 改正が実現した場合において、税会不一致相当額について、配当の損金算入をすることができた金額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 不動産証券化市場の活性化にあたっては、税会不一致による投資法人の活動の制約を解消することが不可欠である。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>上場不動産投資法人35社(平成23年7月末) 上場不動産投資法人35社(平成24年7月末) 上場不動産投資法人41社(平成25年7月末) 上場不動産投資法人46社(平成26年7月末)</p> <p>なお、上場不動産投資法人は、全て投資法人の課税の特例の適用を受けている。課税の特例の適用金額は、約257,209百万円(平成25年度)。</p> <p>また、これらの投資法人の投資証券は、直接保有のほか投資信託等を通じて、大多数の個人投資家により保有されている。</p>
		② 減収額	-
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成26年度) 投資法人の課税の特例により、不動産証券化市場の活性化につながっている(現在の上場不動産投資法人の資産規模は約12兆円)。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成26年度) 投資法人の課税の特例がない場合、投資法人を用いた不動産証券化市場が存在しなかったと考えられることから、租税特別措置による効果が現れている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21年度～平成26年度) 本措置が拡充されなかった場合、税会不一致による投資法人の活動の制約が解消されないこととなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年4月～平成26年3月) 投資法人に係る課税の特例自体、制度存立の前提になっているため、税収減を生じさせるものではない(仮にこの課税の特例がない場合には、このような事業を行っていないため、そもそもの課税対象が生じていなかったと考えられる)。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	不動産証券化市場の活性化のためには、本措置により、税務上の安定性を強化し、投資法人の活動の制約を解消する必要がある。また、本措置は、投資法人の活動の制約となっている問題を税務上解消する措置であり、税制でしか措置できない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長(法人税、法人住民税、事業税)
2	要望の内容	<p>資本金1億円以下の中小企業等については、貸倒引当金の繰入限度額の計算は、貸倒実績率によらずに法定繰入率によることができることとされているが、事業協同組合等(以下「組合」という。)については、さらに繰入限度額の12%増しとすることが認められているところ。</p> <p>本税制の割増措置の適用期限を(平成28年度末まで)延長する。</p>
3	担当部局	<p>土地・建設産業局建設市場整備課</p> <p>自動車局整備課</p>
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>○昭和25年度 貸倒準備金制度創設</p> <p>○昭和39年度 貸倒引当金への変更</p> <p>○昭和41年度 中小企業の特例創設(割増率20%)</p> <p>○昭和55年度 中小企業の割増率の縮減(割増率20%→16%)</p> <p>○平成12年度 公益法人等及び協同組合等を除き、廃止</p> <p>○平成17年度 2年延長</p> <p>○平成19年度 2年延長</p> <p>○平成21年度 2年延長</p> <p>○平成23年度 1年延長</p> <p>○平成24年度 3年延長</p> <p style="text-align: center;">貸倒引当金制度の対象の限定(中小法人等)</p> <p style="text-align: center;">組合等の割増率の縮減(割増率16%→12%)</p>
6	適用又は延長期間	平成27年4月1日～平成29年3月31日(2年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業の経営基盤の強化を図るため、組合の貸倒れに係るリスク担保力を充実させることにより、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の健全な取引活動を支援する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業組合制度は、中小企業等協同組合法に基づくもので、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者等が相互扶助の精神に基づき、協同して事業に取り組むことにより、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的行為の向上を図ることを目的として、中小企業の持つ脆弱部分を個々の力を結集することにより強化・補完しようとする者の努力を支援するものであり、中小企業施策の中で重要な位置を占めている。</p> <p>中小企業基本法において、共同化の推進(第18条)として「中小企業者の事業の共同化のための組織の整備」が明記されている。また、中小企業憲章の基本原則として、「中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する」と明記されている。</p> <p>組合は実施する共同経済事業の内容に応じて、金銭債権(共同販売・共同受注)、貸付債権(資金の貸付)等を有することとなり、その取引先は現在の経済情勢の下で倒産する確率が高い中小企業が多い。そのため、倒産の予測可能性の見極めは困難であり、また、貸倒実績のブレが大きくなる傾向にあ</p>

		る。仮に取引先が倒産した場合には、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及することが懸念される。また、組合員は製品の販売等において共同経済事業に依存していることから、組合員の経営に甚大な影響を及ぼすおそれがある。																								
②	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標：9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標：3 2 建設市場の整備を推進する 及び 政策目標：5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標：1 7 自動車の安全性を高める に包含																								
③	達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 貸倒れに係るリスク担保力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本税制措置は、貸倒れが発生した場合に備えて貸倒引当金の引当を促す措置であり、具体的な目標達成金額等はないが、ひとつの指標として、中小企業の資金繰りDIがプラスに転じることが挙げられる。 【資金繰りDIの推移(前年同月比)】 ○平成23年 3月期 ▲36.0 ○平成23年 6月期 ▲31.3 ○平成23年 9月期 ▲28.6 ○平成23年12月期 ▲25.4 ○平成24年 3月期 ▲22.2 ○平成24年 6月期 ▲20.9 ○平成24年 9月期 ▲23.2 ○平成24年12月期 ▲23.1 ○平成25年 3月期 ▲19.2 ○平成25年 6月期 ▲17.5 ○平成25年 9月期 ▲13.2 ○平成25年12月期 ▲ 8.2 ○平成26年 3月期 ▲ 5.8 ○平成26年 6月期 ▲13.3 (出典:全国中小企業団体中央会「中小企業月次景況調査」) (調査対象:2,600組合の役職員) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 組合の資金繰りは、東日本大震災の影響により悪化し、以降改善傾向にあるが、依然として厳しい状況が続いている。そのため、本税制措置による中小企業組合の経営基盤の安定・強化は、引き続き必要である。 また、組合における貸倒れの発生件数・貸倒総額のブレも大きくなっている。 【貸倒発生組合数等の推移】 (金額単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生組合数</td> <td>911</td> <td>486</td> <td>326</td> <td>683</td> <td>653</td> </tr> <tr> <td>発生件数</td> <td>2,186</td> <td>2,479</td> <td>2,608</td> <td>3,825</td> <td>3,918</td> </tr> <tr> <td>貸倒総額</td> <td>5,878</td> <td>2,826</td> <td>3,098</td> <td>6,522</td> <td>5,669</td> </tr> </tbody> </table> (出典:全国中小企業団体中央会調査による推計)		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	発生組合数	911	486	326	683	653	発生件数	2,186	2,479	2,608	3,825	3,918	貸倒総額	5,878	2,826	3,098	6,522	5,669
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度																					
発生組合数	911	486	326	683	653																					
発生件数	2,186	2,479	2,608	3,825	3,918																					
貸倒総額	5,878	2,826	3,098	6,522	5,669																					

8	有効性等	① 適用数等	<p>○適用組合数(サンプル調査による推計)</p> <p>平成23年度 933組合 平成24年度 1,025組合 平成25年度 1,127組合 平成26年度見込み 1,127組合 平成27年度見込み 1,127組合 平成28年度見込み 1,127組合</p> <p>○適用実績(サンプル調査による推計)</p> <p>平成23年度 18百万円 平成24年度 23百万円 平成25年度 27百万円 平成26年度見込み 27百万円 平成27年度見込み 27百万円 平成28年度見込み 27百万円</p> <p>「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本特例の適用される全業種を合算した数値であるため、特に国土交通省部分の適用額を試算し記載した。</p> <p>貸倒引当金の繰入実施組合は全体の約3割となっている。また、平成24年3月の全国中小企業団体中央会「事業協同組合実態調査報告書」によると、債権回収リスクが比較的高い事業である「共同受注事業」(18.0%)、「共同販売事業」(10.5%)が組合の重点事業となっていることから、本税制措置は実質的な適用対象組合でほぼ利用されている。また、本税制措置は幅広い業種で利用されている。</p> <p>【組合の重点事業の割合】</p> <table border="1" data-bbox="544 1379 1450 1563"> <thead> <tr> <th></th> <th>重点事業としている組合の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同受注事業</td> <td>18.0%</td> </tr> <tr> <td>共同販売事業</td> <td>10.5%</td> </tr> <tr> <td>事業資金の貸付事業</td> <td>4.7%</td> </tr> <tr> <td>債務保証事業</td> <td>1.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:平成24年3月全国中小企業団体中央会「事業協同組合実態調査報告書」有効回収組合数:2,379組合)</p> <p>【引当実施組合の業種別割合の推移】</p> <table border="1" data-bbox="544 1711 1450 1962"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業</td> <td>34.9%</td> <td>31.4%</td> <td>30.1%</td> <td>28.6%</td> <td>27.8%</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>13.6%</td> <td>15.4%</td> <td>17.9%</td> <td>15.7%</td> <td>16.1%</td> </tr> <tr> <td>運輸業</td> <td>7.8%</td> <td>7.2%</td> <td>8.4%</td> <td>9.0%</td> <td>8.9%</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>7.5%</td> <td>8.8%</td> <td>5.9%</td> <td>9.5%</td> <td>9.6%</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>13.9%</td> <td>13.8%</td> <td>14.6%</td> <td>13.4%</td> <td>13.4%</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>16.2%</td> <td>14.2%</td> <td>15.8%</td> <td>12.4%</td> <td>13.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:全国中小企業団体中央会調査)</p>		重点事業としている組合の割合	共同受注事業	18.0%	共同販売事業	10.5%	事業資金の貸付事業	4.7%	債務保証事業	1.6%		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	製造業	34.9%	31.4%	30.1%	28.6%	27.8%	建設業	13.6%	15.4%	17.9%	15.7%	16.1%	運輸業	7.8%	7.2%	8.4%	9.0%	8.9%	卸売業	7.5%	8.8%	5.9%	9.5%	9.6%	小売業	13.9%	13.8%	14.6%	13.4%	13.4%	サービス業	16.2%	14.2%	15.8%	12.4%	13.2%
	重点事業としている組合の割合																																																						
共同受注事業	18.0%																																																						
共同販売事業	10.5%																																																						
事業資金の貸付事業	4.7%																																																						
債務保証事業	1.6%																																																						
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度																																																		
製造業	34.9%	31.4%	30.1%	28.6%	27.8%																																																		
建設業	13.6%	15.4%	17.9%	15.7%	16.1%																																																		
運輸業	7.8%	7.2%	8.4%	9.0%	8.9%																																																		
卸売業	7.5%	8.8%	5.9%	9.5%	9.6%																																																		
小売業	13.9%	13.8%	14.6%	13.4%	13.4%																																																		
サービス業	16.2%	14.2%	15.8%	12.4%	13.2%																																																		

	② 減収額	<p>①「租税特別措置の適用実態調査結果に関する報告書」(平成24年度)を基に試算した減収額(実績推計)は、▲66億円の内数。</p> <p>②「租税特別措置の適用実態調査結果に関する報告書」に記載される数値は、本要望対象の組合以外の他の法律に基づく組合等の減収額が合算された数値であり、本要望対象の組合に係る数値のみを抽出することができない。本要望対象の組合に限定した減収額は次のとおり。</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="544 450 1447 562"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度 (見込)</th> <th>H27年度 (見込)</th> <th>H28年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>24</td> <td>35</td> <td>41</td> <td>41</td> <td>41</td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table>		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度 (見込)	H27年度 (見込)	H28年度 (見込)	減収額	24	35	41	41	41	41																						
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度 (見込)	H27年度 (見込)	H28年度 (見込)																																
減収額	24	35	41	41	41	41																																
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成25年度)</p> <p>上記のとおり、組合の資金繰りは、東日本大震災の影響により悪化し、以降改善傾向にあるが、依然として厳しい状況が続いている。</p> <p>また、中小企業の倒産比率は次のとおり推移しており、いまだ組合の経営基盤の安定・強化に十分な引当金の繰入れが困難な状況になっている。</p> <p>【中小企業倒産比率の推移】</p> <table border="1" data-bbox="544 797 1437 871"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年</th> <th>H22年</th> <th>H23年</th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>倒産比率</td> <td>1.58%</td> <td>1.45%</td> <td>1.40%</td> <td>1.36%</td> <td>1.23%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:中小企業白書、法務省「登記統計」の情報を基に算出)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成25年度)</p> <p>組合における貸倒れの発生件数・貸倒総額のブレが大きくなっている。また、組合の経営基盤は依然として脆弱な状況にあり、いまだ組合の経営基盤の安定・強化に十分な引当金の繰入れが困難な状況になっている。</p> <p>【貸倒発生組合数等の推移】</p> <p style="text-align: right;">(金額単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="544 1167 1447 1323"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生組合数</td> <td>911</td> <td>486</td> <td>326</td> <td>683</td> <td>653</td> </tr> <tr> <td>発生件数</td> <td>2,186</td> <td>2,479</td> <td>2,608</td> <td>3,825</td> <td>3,918</td> </tr> <tr> <td>貸倒総額</td> <td>5,878</td> <td>2,826</td> <td>3,098</td> <td>6,522</td> <td>5,669</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:全国中小企業団体中央会調査による推計)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21年度～平成25年度)</p> <p>本税制措置が廃止された場合には、割増前の貸倒引当金繰入額を超える部分の金額が有税となるが、組合は中小企業が出資して組織される相互扶助団体であり、経営基盤が脆弱である。そのため、有税での引当となった場合には、引当水準の低下が懸念される。引当水準が低下した場合には、実際に貸倒れが発生した際に内部留保が毀損しかねず、このことが共同事業の取引先や金融機関等に対する信用力の低下に直結し、組合の事業継続に重大な影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>また、組合事業の停滞が、組合・組合員はもとより、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継続を困難にするおそれもある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年～平成25年)</p> <p>中小企業の倒産比率は上記のとおり推移している。組合の主力事業である共同販売等の貸倒れにより、組合事業が停滞することは、組合・組合員はもとより、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継続を困難にさせる。</p> <p>組合は、上記貸倒れに備えるために、貸倒引当金を設定していることから、本税制措置を継続し、組合の共同事業の破綻を回避することによって、貸倒り</p>		H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	倒産比率	1.58%	1.45%	1.40%	1.36%	1.23%		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	発生組合数	911	486	326	683	653	発生件数	2,186	2,479	2,608	3,825	3,918	貸倒総額	5,878	2,826	3,098	6,522	5,669
	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年																																	
倒産比率	1.58%	1.45%	1.40%	1.36%	1.23%																																	
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度																																	
発生組合数	911	486	326	683	653																																	
発生件数	2,186	2,479	2,608	3,825	3,918																																	
貸倒総額	5,878	2,826	3,098	6,522	5,669																																	

		<p>スクの連鎖化に歯止めをかけ、企業が集積する地域経済への悪影響を回避する</p> <p>また、本税制措置は、貸倒れが発生した場合に備えて貸倒引当金の引当を促す措置であるが、貸倒引当金は、組合が各事業年度に貸倒実績等に基づき引当額を見込み、損失処理するものであることから、本税制措置の効果を定量的に把握すること、また、当該効果を税減収額と比較することは困難である。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>① 組合の取引先が倒産した場合、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及する。また、組合員は共同経済事業に依存していることから、そのリスクは個々の組合員の事業存続に甚大な影響を及ぼす。</p> <p>そのため、貸倒引当金の繰入れを十分に行い、その損害や取引リスクを軽減することによって、組合の健全な発展と組合員及び債権者の企業経営も継続可能となる。</p> <p>② 本税制措置は、税の減免措置ではなく、繰延措置であり、仮に補助金等の政策手段で当該措置を行った場合、適用対象全組合（平成25年度特例利用組合数（推計）1,025組合）に同様に措置するには膨大な執行コストがかかることとなる。補助金等の他の措置で行うよりも広く組合に適用でき、最小の政策資源で対応が可能である本税制で措置することが妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本税制措置と同一の目的・対象要件で交付される補助金等は存在しない。</p> <p>なお、組合に対しては、その全所得に対して法人税が課税されるが、組合は、営利を目的とせず、組合員の共同の利益の増進を目的とするものであるため、法人税率の19%（年800万円以下の所得には15%）の軽減税率が適用されている等、各般の税制上の支援措置が講じられている。</p> <p>法人税率の19%の軽減税率は、組合が以下の特徴を有するが故に内部留保の充実が不可欠であることから、その充実を目的としている。</p> <p>(1) 組合は、信用力、資金調達力が弱い中小企業が不足する経営資源の相互補完を図りつつ、協同して事業に取り組むために設立。</p> <p>(2) 組合は、具体的には、共同販売、資金の貸付け、共同施設の設置等による経営体質改善、生産性の向上、新たな設備の導入を図るための事業等を行うが、中小企業の集合体であるため財務基盤が脆弱。</p> <p>本税制措置（貸倒引当金の特例）については、貸倒リスクを伴う共同経済事業を行う組合が、貸倒れによって内部留保が毀損することを防止し、また、組合員への影響を防止するという消極的な内部留保の充実を目的としており、繰入限度額の12%増しとすることが認められている。</p> <p>これらの税制措置を相互に活用することで組合の経営基盤の安定、かつ中小企業の経営基盤の強化につながる。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>税負担を軽減することで、貸倒れに備えるための引当金の引当を促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。</p> <p>また、地方では、本税制制度が活用されることにより、地域の同業種を網羅する組合が安定した財政基盤の上で事業を行うことにより裨益されるものであることから、地方公共団体が一定の措置を講ずることは妥当である。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長（法人税）
2	要望の内容	<p>都市再生特別措置法に基づき、特定都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた認定事業者（都市再生特別措置法第 19 条の 10 第 2 項により民間都市開発事業の実施主体に対する同法第 20 条第 1 項の認定があったものとみなされる場合を含む。）に係る以下の特例措置の適用期限を延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税の割増償却 （認定事業により整備される建築物について、5 割増償却（5 年間）） <p>（適用要件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年 3 月 31 日までに取得し、供用すること ・ 地上階数 10 以上又は延べ面積 50,000 m²以上の耐火建築物が整備され、かつ、1）、2）のいずれかに該当 <ol style="list-style-type: none"> 1）事業区域内において整備される公共施設用地面積が 30%以上 2）居住者等利便施設整備費が 10 億円以上 <p>【関係条文】</p> <p>法人税：租税特別措置法 § 47 の 2、令 § 29 の 5、規則 § 20 の 21 （連結法人：法 § 68 の 35、令 § 39 の 64、規則 § 22 の 42）</p>
3	担当部局	都市局まちづくり推進課
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成 23 年度 創設</p> <p>平成 24 年度 拡充（都市再生特別措置法第 19 条の 10 第 2 項により民間都市開発事業の実施主体に対する同法第 20 条第 1 項の認定があったものとみなされる場合を含む。）</p> <p>平成 25 年度 適用期限の 2 年延長</p>
6	適用又は延長期間	2 年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>昨今の成長が著しいアジア諸国と比較し、我が国都市の国際競争力が低下している中、国全体の成長力を牽引する大都市について、官民が連携して市街地の整備を強力に推進し、海外から企業、人等呼び込むことができるような魅力ある都市拠点を形成することにより、その国際競争力の強化を図る。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>アジア地域では、上海やシンガポールなどの成長が著しい一方で、我が国の都市の国際競争力が相対的に低下している。</p> <p>こうした中、大都市の国際競争力強化の観点から、都市再生特別措置法の改正により特定都市再生緊急整備地域を創設し、平成 24 年 1 月に特定都市再生緊急整備地域として 11 地域の指定が行われた。</p>

		<p>直近では、「日本再興戦略」改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、都市の競争力の向上を図るため、都市再生や都市防災等における課題を解消し、外国企業や来訪者を呼び込むための環境整備を行うため、2020 年度までに約 40 か所の大規模な民間都市開発事業を推進することが盛り込まれたところである。</p> <p>また、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」においても、東京等の大都市は、国際競争力のある創造拠点としての環境整備など、都市再生等を戦略的に推進することが盛り込まれたところである。</p> <p>昨今の成長が著しいアジア諸国の都市と比較し、我が国都市の国際競争力が相対的に低下している中、国全体の成長を牽引する大都市について、認定事業者を対象とした税制上の特例措置や民間都市開発推進機構による金融支援を戦略的・重点的に講ずることにより、国際競争力の強化等に資する優良な民間都市開発事業を促進していく必要がある。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進するに包含</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 昨今の成長が著しいアジア諸国と比較し、我が国都市の国際競争力が低下している中、国全体の成長力を牽引する大都市について、官民が連携して市街地の整備を強力に推進し、海外から企業、人等を呼び込むことができるような魅力ある都市拠点を形成することにより、その国際競争力の強化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。 →2020 年（平成 32 年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が 2012 年 4 位→3 位以内に入る →都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業について、 平成 24 年度から平成 27 年度までの建設投資累計額（中間目標） 目標値：4 兆円～5 兆円 平成 24 年度から平成 32 年度までの建設投資累計額 目標値：8 兆円～11 兆円</p> <p>【延長期間を超えて目標達成時期が設定されている理由】 「日本再生戦略」（平成 24 年 7 月 31 日閣議決定）において、大都市等の再生が最重要施策として位置付けられ、平成 32 年までの成果目標及び平成 27 年度までの中間目標が設定された。直近では、「日本再興戦略」改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、都市の競争力の向上を図るため、2020 年度までに約 40 か所の大規模な民間都市開発事業を推進することが盛り込まれたところ。また、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」においても、東京等の大都市は都市再生等を戦略的に推進することが盛り込まれたところ。 引き続き国家戦略として、税制上の特例措置等を講ずることにより都市再生を推進していくものであり、閣議決定を経て国が設定した定量的</p>

			<p>な目標値を当該測定指標としたもの。尚、適用期間における効果の検証については、適用期間終了時点での実績を把握することで、一定の検証は可能と考えている。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産活性化の呼び水とすることができ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>(適用計画数実績) 23年度：0計画(0件) 24年度：1計画(1件) 25年度：4計画(5件) ※適用計画実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値(実数)</p> <p>(適用計画数見込み) 27年度：7計画 28年度：7計画 ※適用計画数見込みについては、引き続き継続して適用される計画数の実績と、平成17年度から平成25年度の適用実績の年平均から新規適用見込みを割り出して推計。</p> <p>(適用額実績) 23年度：0百万円 24年度：2百万円 25年度：980百万円 ※適用額実績については、認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値(実数)をもとに、法人税率で割り戻して推計したもの。</p> <p>(適用額見込み) 27年度：9,718百万円 28年度：8,329百万円 ※適用額見込みについては、認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値(実数)をもとに、法人税率で割り戻して推計したもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。 ・ 本特例措置は、特に我が国の国際競争力の強化を図るべき地域である特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進するための制度であって、当該事業を施行する能力のある民間事業者であれば一律に適用されるものである。本特例措置は創設後間もないことから適用計画数はまだ少ないものの、平成25年度に法人税の適用を受けた事業者5社については重複が見られず、また、都市再生緊急整備地域において法人税の適用を受けた事業者は3年間で32社と、特定の事業者への偏りは見られないことから、本特例措置においても想定外に特定の者に偏るといふ蓋然性は低い。

	② 減収額	<p>(減収額実績)</p> <p>23年度：0百万円 24年度：0.6百万円 25年度：250百万円</p> <p>※減収額実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値(実数)</p> <p>(減収額見込み)</p> <p>27年度：2,478百万円 28年度：2,124百万円</p> <p>※算定根拠については別紙(減収見込額調書)参照</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成23年度～平成28年度)</p> <p>都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)は、現在までに62地域、8,037haが指定されており、同地域における認定民間都市再生事業(平成26年8月末現在、70計画を認定済み)を含む各種プロジェクト等により、一定の経済的効果が得られている。</p> <p>一方、アジア地域では、上海やシンガポールなどの成長が著しい一方で、我が国の都市の国際競争力が相対的に低下している。</p> <p>今後、日本の経済成長を実現するためには、東京をはじめとした我が国の大都市の国際競争力強化やその魅力向上に向けて、早急に国を挙げて取組を強化することが必要である。</p> <p>このような状況下においては、国が、認定民間都市再生事業を対象とした税制上の特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における優良な民間都市開発を引き続き促進し、不動産市場活性化の呼び水とすることが必要不可欠である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成23年度～平成28年度)</p> <p>都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における民間都市再生事業は、平成26年8月末現在70計画が認定され、都市再生に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られている。都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の平成24年度から平成25年度までの建設投資額(速報値)は約1.6兆円となるなど、目標達成に向けて順調に推移している。</p> <p>今後も認定建築物が順次整備される予定であり、本特例措置を通じて優良な民間都市開発事業を推進することで、目標達成に向けた効果を発現していく見通しである。</p> <p>都市機能更新率(建築物更新関係)の平成25年度の達成状況は40.47%であり、所期の目標値(平成25年度41%)にほぼ近い値となっている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成27年度～平成28年度)</p> <p>建設工事費の急激な上昇等による不動産市場の停滞など、引き続き都市再生についてはさまざまな課題がある中、特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進する本措置が延長されなければ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができなくなる。</p>

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 23 年度～平成 28 年度）</p> <p>本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産市場活性化の呼び水とすることができ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。</p> <p>【税収減是認の効果の実績把握、将来予測】</p> <p>将来推計として税収減を是認する効果の有無については、「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」「適用件数等」「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」「税収減を是認するような効果の有無」等の各項目を通じて総合的に論じている。</p> <p>なお、都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における認定事業（70 計画）における建設投資累計額は 31,102 億円、経済波及効果は 80,787 億円と試算され、税収増効果は 12,313 億円と試算される。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金に比して国庫への負担が少なく、効率的な措置である。</p> <p>本特例措置は、これまで多数の事業者への適用実績があり、また、都市再生の拠点として重点的に市街地の整備を推進すべき地域である特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業に限って適用されるものであり、都市再生の推進による都市の魅力向上という政策目標の達成のために的確かつ必要最小限の措置である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置と併せて金融支援を行っているが、当該金融支援は、民間金融機関からの調達が困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立ち上げを支援するものである。</p> <p>一方、本特例措置は、民間都市開発事業に必要な不動産取引等に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業実施を決断するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 24 年 9 月（平成 25 年度税制改正要望時）

減収見込額調書

特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長(法人税)

減収見込額: 平年度 2,301 百万円

認定事業者に該当する法人に対する割増償却

- ・ 当該特例の対象事業における1事業あたりの建築物取得価額
都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、現在指定されている特定都市再生緊急整備地域内での建築物等の平均取得価額(H26年6月末時点調査に基づく実績・見込) 44,351 百万円 <1>
このうち、建物:設備の割合を65%:35%と仮定すると
建物取得価額:<1>×65% 28,828 百万円 <2>
設備取得価額:<1>×35% 15,523 百万円 <3>
 - ・ 新規に適用される平均計画数
都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、現在指定されている特定都市再生緊急整備地域内での適用計画数(H26年6月末時点調査に基づく実績・見込)
(H17~H25年度計 9計画で、年平均 9計画/9年=1計画) 1 計画/年度 <4>
 - 【平成27年度見込】
 - ・ 平成26年度に平成25年度より継続して適用される認定事業の計画数 5 計画 <5>
 - ・ 平成26年度に適用される認定事業の計画数見込
<4>+<5>= 6 計画 <6>
 - ・ <6>のうち、平成26年度をもって適用が終了するもの 0 計画 <7>
 - ・ 平成27年度に平成26年度より継続して適用される認定事業の計画数
<6>-<7>= 6 計画 <8>
 - ・ 平成27年度に適用される認定事業の計画数見込
<4>+<8>= 7 計画 <9>
 - ・ 事業1計画あたり割増される減価償却額
建物は50年定額、設備は15年定率とすると、
{<2>×1/50(50年定額)+<3>×0.142(15年定率)}×50%(割増率)= 1,390 百万円 <10>
 - ・ 事業1計画あたり減収見込み
<10>×25.5%(法人税率)= 354 百万円 <11>
 - ・ 平成27年度の減収見込額
<9>×<11>= 2,478 百万円 <12>
 - 【平成28年度見込】
 - ・ <9>のうち、平成27年度をもって適用が終了するもの 1 計画 <13>
 - ・ 平成28年度に平成27年度より継続して適用される認定事業の計画数
<9>-<13>= 6 計画 <14>
 - ・ 平成28年度に適用される認定事業の計画数見込
<4>+<14>= 7 計画 <15>
 - ・ 平成27年度に適用された事業1計画あたり割増される平成28年度の減価償却額
{<2>×1/50(50年定額)+(<3>-<3>×0.142(15年定率)×150%(前年度償却分))×0.142(15年定率)}×50%(割増率)= 1,156 百万円 <16>
 - ・ 平成27年度に適用された事業1計画あたり平成28年度の減収見込み
<16>×25.5%(法人税率)= 295 百万円 <17>
 - ・ 平成28年度の減収見込額
<4>(新規計画数)×<11>+<14>(継続計画数)×<17>= 2,124 百万円 <18>
- 以上より、平年度の減収見込額は、
(<12>+<18>)/2= 2,301 百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長（法人税）
2	要望の内容	<p>都市再生特別措置法に基づき、都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた認定事業者に係る以下の特例措置の適用期限を延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税の割増償却 （認定事業により整備される建築物について、4割増償却（5年間）） <p>（適用要件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年3月31日までに取得し、供用すること ・ 地上階数10以上又は延べ面積50,000㎡以上の耐火建築物が整備され、かつ、1）、2）のいずれかに該当 <ol style="list-style-type: none"> 1）事業区域内において整備される公共施設用地面積が30%以上 2）居住者等利便施設整備費が10億円以上 <p>【関係条文】</p> <p>法人税：租税特別措置法 § 47 の 2、令 § 29 の 5、規則 § 20 の 21 （連結法人：法 § 68 の 35、令 § 39 の 64、規則 § 22 の 42）</p>
3	担当部局	都市局まちづくり推進課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成15年度 創設 平成17年度 適用期限の2年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 平成21年度 適用期限の2年延長 平成23年度 適用期限の2年延長 平成25年度 適用期限の2年延長</p>
6	適用又は延長期間	2年間
7	<p>必要性等</p> <p>① 政策目的及びその根拠</p>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（＝都市再生）を図り、都市の魅力を高める。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>都市再生については、その拠点となる都市再生緊急整備地域において、民間の資金、ノウハウ等を集中的に振り向けることを国家戦略として取り組んできているところである。</p> <p>地方都市の人口減少・少子高齢化、経済の低迷等の課題が引き続き山積する中、必要とされる居住機能、商業機能、産業機能、文化的機能、防災機能等の諸機能をレベルアップするとともに、住環境や市街地の環境等生活の場としての都市の環境全般を向上させることや、東日本大震災の教訓を踏まえ大規模地震発生時に都市の滞り者等の安全を確保するため、耐震性に優れた都市開発事業を推進すること等の都市再生の取り組みが引き続き必要である。</p>

		<p>直近では、「日本再興戦略」改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、都市の競争力の向上を図るため、都市再生や都市防災等における課題を解消し、外国企業や来訪者を呼び込むための環境整備を行い、2020 年度までに約 40 か所の大規模な民間都市開発事業を推進することが盛り込まれたところである。</p> <p>引き続き、我が国の活力の源泉である都市について、都市再生を図り、都市の魅力を高めるために、認定事業者を対象とした税制上の特例措置や民間都市開発推進機構による金融支援を戦略的・重点的に講ずることにより、優良な民間都市開発事業を促進していく必要がある。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進するに包含</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（＝都市再生）を図り、都市の魅力を高める。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。 →都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業について、 平成 24 年度から平成 27 年度までの建設投資累計額（中間目標） 目標値：4 兆円～5 兆円 平成 24 年度から平成 32 年度までの建設投資累計額 目標値：8 兆円～11 兆円</p> <p>【延長期間を超えて目標達成時期が設定されている理由】 「日本再生戦略」（平成 24 年 7 月 31 日閣議決定）において、大都市等の再生が最重要施策として位置付けられ、平成 32 年までの成果目標及び平成 27 年度までの中間目標が設定され、直近では、「日本再興戦略」改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、都市の競争力の向上を図るため、2020 年度までに約 40 か所の大規模な民間都市開発事業を推進することが盛り込まれたところ。引き続き国家戦略として、税制上の特例措置等を講ずることにより都市再生を推進していくものであり、閣議決定を経て国が設定した定量的な目標値を当該測定指標としたもの。尚、適用期間における効果の検証については、適用期間終了時点での実績を把握することで、一定の検証は可能と考えている。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産活性化の呼び水とすることができ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。</p>

<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>(適用計画数実績) 法人税 23年度：10計画(16件) 24年度：6計画(10件) 25年度：4計画(6件) ※適用計画実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値(実数)</p> <p>(適用計画数見込み) 法人税 27年度：4計画 28年度：5計画 ※適用計画数見込みについては、引き続き継続して適用される計画数の実績と、平成17年度から平成25年度の適用実績の年平均から新規適用見込みを割り出して推計。</p> <p>(適用額実績) 法人税 23年度：7,412百万円 24年度：5,898百万円 25年度：4,996百万円 ※適用額実績については、認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値(実数)をもとに、法人税率で割り戻して推計したもの。</p> <p>(適用額見込み) 法人税 27年度：3,671百万円 28年度：4,008百万円 ※適用額見込みについては、認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値(実数)をもとに、法人税率で割り戻して推計したもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。 本特例措置は、都市の再生の拠点として緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進するための制度であって、当該事業を施行する能力のある民間事業者であれば一律に適用されるものである。実際法人税の適用事例を見ても上記3年間で32社の事業者が本特例の適用を受けており、想定外に特定の者に偏っているということはない。
	<p>② 減収額</p>	<p>(減収額実績) 法人税 23年度：1,890百万円 24年度：1,504百万円 25年度：1,274百万円 ※減収額実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値(実数)</p> <p>(減収額見込み)</p>

		<p>法人税 27年度：936百万円 28年度：1,022百万円 ※算定根拠については別紙（減収見込額調書）参照</p>
	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成23年度～平成28年度） 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）は、現在までに62地域、8,037haが指定されており、同地域における認定民間都市再生事業（平成26年8月末現在、70計画を認定済み）を含む各種プロジェクト等により、一定の経済的効果が得られている。</p> <p>一方、地方都市の人口減少・少子高齢化、経済の低迷等の課題が引き続き山積する中、必要とされる居住機能、商業機能、産業機能、文化的機能、防災機能等の諸機能をレベルアップするとともに、住環境や市街地の環境等生活の場としての都市の環境全般を向上させることや、東日本大震災の教訓を踏まえ大規模地震発生時に都市の滞在者等の安全を確保するため、耐震性に優れた都市開発事業を推進すること等の都市再生の取組みが引き続き必要である。</p> <p>このような状況下においては、国が、認定民間都市再生事業を対象とした税制上の特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、都市再生緊急整備地域等における優良な民間都市開発を引き続き促進し、不動産市場活性化の呼び水とすることが必要不可欠である。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成23年度～平成28年度）</p> <p>都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における民間都市再生事業は、平成26年8月末現在70計画が認定され、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られている。都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成25年度までの建設投資累計額（速報値）は約1.6兆円となるなど、目標達成に向けて順調に推移している。</p> <p>本特例を措置し、事業者にインセンティブを与えることにより、優良な民間都市開発事業を誘発するとともに、魅力ある市街地を形成し、政策目標を達成することができる。</p> <p>都市機能更新率（建築物更新関係）の平成25年度の達成状況は40.47%であり、所期の目標値（平成25年度41%）にほぼ近い値となっている。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成27年度～平成28年度）</p> <p>建設工事費の急激な上昇等による不動産市場の停滞など、引き続き都市再生についてはさまざまな課題がある中、特定都市再生緊急整備地域等における優良な民間都市開発事業を推進する本措置が延長されなければ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができなくなる。</p>

		<p>《税込減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 23 年度～平成 28 年度）</p> <p>本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、都市再生緊急整備地域等における優良な民間都市開発を誘発し、不動産市場活性化の呼び水とすることができ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。</p> <p>【税込減是認の効果の実績把握、将来予測】 将来推計として税込減を是認する効果の有無については、「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」「適用件数等」「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」「税込減を是認するような効果の有無」等の各項目を通じて総合的に論じている。 なお、都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における認定事業（70 計画）における建設投資累計額は 31,102 億円、経済波及効果は 80,787 億円と試算され、税込増効果は 12,313 億円と試算される。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金に比して国庫への負担が少なく、効率的な措置である。</p> <p>本特例措置は、これまで多数の事業者への適用実績があり、また、都市再生の拠点として重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業に限って適用されるものであり、都市再生の推進による都市の魅力向上という政策目標の達成のための的確かつ必要最小限の措置である。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本特例措置と併せて金融支援を行っているが、当該金融支援は、民間金融機関からの調達に困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立ち上げを支援するものである。</p> <p>一方、本特例措置は、民間都市開発事業に必要な不動産取引等に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業実施を決断するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>地方税に関係しない</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 24 年 9 月（平成 25 年度税制改正要望時）

減収見込額調書

都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長(法人税)

減収見込額: 平年度 979 百万円

認定事業者に該当する法人に対する割増償却

- ・ 当該特例の対象事業における1事業あたりの建築物取得価額
都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、現在指定されている都市再生緊急整備地域内での建築物等の平均取得価額(H26年6月末時点調査に基づく実績・見込) 36,630 百万円 <1>
このうち、建物:設備の割合を65%:35%と仮定すると
建物取得価額:<1>×65% 23,810 百万円 <2>
設備取得価額:<1>×35% 12,820 百万円 <3>
 - ・ 新規に適用される平均計画数
都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、現在指定されている都市再生緊急整備地域内での適用計画数(H26年6月末時点調査に基づく実績・見込)
(H17~H25年度計 5計画で、年平均 5計画/9年≒1計画) 1 計画/年度 <4>
 - 【平成27年度見込】
 - ・ 平成26年度に平成25年度より継続して適用される認定事業の計画数 2 計画 <5>
 - ・ 平成26年度に適用される認定事業の計画数見込
<4>+<5>= 3 計画 <6>
 - ・ <6>のうち、平成26年度をもって適用が終了するもの 0 計画 <7>
 - ・ 平成27年度に平成26年度より継続して適用される認定事業の計画数
<6>-<7>= 3 計画 <8>
 - ・ 平成27年度に適用される認定事業の計画数見込
<4>+<8>= 4 計画 <9>
 - ・ 事業1計画あたり割増される減価償却額
建物は50年定額、設備は15年定率とすると、
{<2>×1/50(50年定額)+<3>×0.142(15年定率)}×40%(割増率)= 919 百万円 <10>
 - ・ 事業1計画あたり減収見込み
<10>×25.5%(法人税率)= 234 百万円 <11>
 - ・ 平成27年度の減収見込額
<9>×<11>= 936 百万円 <12>
 - 【平成28年度見込】
 - ・ <9>のうち、平成27年度をもって適用が終了するもの 0 計画 <13>
 - ・ 平成28年度に平成27年度より継続して適用される認定事業の計画数
<9>-<13>= 4 計画 <14>
 - ・ 平成28年度に適用される認定事業の計画数見込
<4>+<14>= 5 計画 <15>
 - ・ 平成27年度に適用された事業1計画あたり割増される平成28年度の減価償却額
{<2>×1/50(50年定額)+(<3>-<3>×0.142(15年定率)×140%(前年度償却分))×0.142(15年定率)}×40%(割増率)= 774 百万円 <16>
 - ・ 平成27年度に適用された事業1計画あたり平成28年度の減収見込み
<16>×25.5%(法人税率)= 197 百万円 <17>
 - ・ 平成28年度の減収見込額
<4>(新規計画数)×<11>+<14>(継続計画数)×<17>= 1,022 百万円 <18>
- 以上より、平年度の減収見込額は、
(<12>+<18>)/2= 979 百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長(法人税)
2	要望の内容	<p>関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設のうち研究所用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置で一定の規模以上の償却資産については普通償却に加え、初年度の特別償却を認めているところであるが、この特別償却制度を2年間延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物及び付属施設 (取得金額 2億円以上)特別償却率 6/100 ・機械及び装置 (取得金額 240万円以上)特別償却率 12/100
3	担当部局	都市局都市政策課都市政策調査室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和62年新規・特別償却率(文化学術研究施設) 建物及び附属設備 15/100 機械及び装置 30/100 (文化学術研究交流施設) 建物及び附属設備 15/100</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期限 建設計画承認の日から平成元年3月31日迄 <p>平成元年 適用期限2年延長 平成3年 適用期限2年延長 平成5年 適用期限2年延長 平成6年 文化学術研究交流施設に対する適用廃止 特別償却率の削除 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 28/100</p> <p>平成7年 適用期限2年延長 平成9年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 26/100</p> <p>平成11年 適用期限2年延長 資金額要件の緩和(5億円以上→2億円以上) 面積要件の撤廃(3,000㎡→撤廃)</p> <p>平成13年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 25/100</p> <p>平成15年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 24/100</p> <p>平成17年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 12/100 機械及び装置 24/100</p> <p>平成19年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 10/100 機械及び装置 20/100</p> <p>平成21年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 8/100 機械及び装置 16/100</p> <p>平成23年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 6/100 機械及び装置 12/100</p> <p>平成25年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 6/100 機械及び装置 12/100</p>
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>関西文化学術研究都市建設法に基づき、文化、学術及び研究の中心となるべき都市を建設し、もって我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的としている。</p> <p>平成26年4月1日現在、文化学術研究施設用地799haのうち、343ha(約42.9%)が施設整備済となっているところであり、文化学術研究施設の集積メリットを発揮するに至っていない。</p> <p>集積メリットの発揮のためには一定の施設が必要なことから、施設立地数を目標としており、業績指標として平成28年度までの施設立</p>

		<p>地目標を 140 施設と設定している。</p> <p>なお、最終的には、学研都市の集積メリットを発揮するため、平成 36 年度末までに、施設整備率を全地区平均でおおむね 60%以上とすることを目標とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>関西文化学術研究都市建設促進法（以下、「促進法」という。）は、第 1 条に「関西文化学術研究都市の建設に関する総合的な計画を策定し、その実施を促進することにより、文化、学術及び研究の中心となるべき都市を建設」することを目的に掲げており、第 2 条に基づき国土交通大臣が決定する関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針（平成 19 年 4 月 24 日）の第 2 章において、国及び地方公共団体の役割として「文化学術研究施設等の整備、誘導を推進」することが記載されている。</p> <p>また、促進法第 10 条により、「国は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、関西文化学術研究都市の建設に必要な措置を講ずるものとする」とされている。</p>																																																						
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 2 5 都市再生・地域再生を推進するに包含。</p> <p>業績指標として平成 28 年度までの施設立地目標を 140 施設と設定しており、平成 25 年度末までに 121 施設が立地している。</p>																																																						
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本都市にふさわしい文化学術研究施設の立地を促進し集積度を高め、学研都市としての総合的な集積メリットが発揮されることによって、我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成することを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>拠点形成、集積メリットの発揮のためには一定の施設立地数が必要なことから、施設立地数を目標としており、業績指標として平成 28 年度までの施設立地目標を 140 施設と設定している。</p> <p>施設整備率については、全地区平均でおおむね 47%以上とすることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例により、研究所用施設を新規に立地する企業の初期運営を優位にさせ、立地のインセンティブを与えることで、研究所用施設の集積を誘導する。また、研究所用施設の集積による共同研究の実施等により、新産業創出等国民経済の活性化が期待される。</p>																																																						
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>措置名：関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">H23 年度（実績）</th> <th colspan="3">H24 年度（実績）</th> </tr> <tr> <th>適用件数</th> <th>適用法人数</th> <th>適用総額</th> <th>適用件数</th> <th>適用法人数</th> <th>適用総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び付属施設</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">H25 年度（実績）</th> <th colspan="3">H26 年度（推計）</th> </tr> <tr> <th>適用件数</th> <th>適用法人数</th> <th>適用総額</th> <th>適用件数</th> <th>適用法人数</th> <th>適用総額</th> </tr> <tr> <td>建物及び付属施設</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>13</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0.4</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>		H23 年度（実績）			H24 年度（実績）			適用件数	適用法人数	適用総額	適用件数	適用法人数	適用総額	建物及び付属施設	0	0	0	0	0	0	機械及び装置	3	3	3	2	2	2		H25 年度（実績）			H26 年度（推計）			適用件数	適用法人数	適用総額	適用件数	適用法人数	適用総額	建物及び付属施設	1	1	13	3	3	36	機械及び装置	1	1	0.4	6	6	4
	H23 年度（実績）			H24 年度（実績）																																																				
	適用件数	適用法人数	適用総額	適用件数	適用法人数	適用総額																																																		
建物及び付属施設	0	0	0	0	0	0																																																		
機械及び装置	3	3	3	2	2	2																																																		
	H25 年度（実績）			H26 年度（推計）																																																				
	適用件数	適用法人数	適用総額	適用件数	適用法人数	適用総額																																																		
建物及び付属施設	1	1	13	3	3	36																																																		
機械及び装置	1	1	0.4	6	6	4																																																		

	H27年度(推計)			H28年度(推計)		
	適用件数	適用法人数	適用総額	適用件数	適用法人数	適用総額
建物及び付属施設	4	4	648	0	0	0
機械及び装置	7	7	76	5	5	74

※1:適用総額については、特別償却限度額(単位:百万円)
 ※2:H23、H24実績については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による
 ※H25実績については、現地立地企業及び府県あてアンケート結果による

前回要望時の適用想定件数は「建物及び付属施設」を1件、「機械及び装置」を2件としており、想定を大きく外れるものではない。

推計値については、現地立地企業及び府県にアンケートを行い、その結果によるものである。
 適用総額については、下記算定式により算出した。

【算定式】
 建物及び付属施設:取得価額×特別償却率(6/100)
 機械及び装置:取得価額×特別償却率(12/100)

なお、本特例は、適用の際に促進法に基づく建設計画に適合しているか等により判断されるものであり、また対象となる研究分野の制限を設けていないことから、特定のもののみに優遇が受けられるものではない。

② 減収額 【単位:百万円】

	H23年度 (実績)	H24年度 (実績)	H25年度 (実績)	H26年度 (推計)	H27年度 (推計)	H28年度 (推計)
建物及び付属施設	0	0	3	9	165	0
機械及び装置	1	0.4	0.1	1	19	19

減収額については、「①適用数等」において示した適用総額より、下記算定式により算出した。

【算定式】
 建物及び付属施設:適用総額×法人税率(0.255)
 機械及び装置:適用総額×法人税率(0.255)
 ※H23については、法人税率0.3にて計算している。

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H23年度～H28年度)
 近年、景気の回復傾向に加え、東日本大震災を機に丘陵地帯にあって地震の少ない学研都市への注目が集まり、平成23年度から平成25年度までの間に大学、研究所等の新規立地が進んでいる。
 今後2年間においても、研究所用施設の進出が見込まれており、関連施設等の新規立地が期待される。
 学研都市は、建設途上であり、学研都市としての総合的な集積メリットが発揮されるためには、今後も引き続き施設の立地を誘導し、立地数を増加させていく必要がある。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H23年度～H28年度)
 これまでに87の研究所用施設が立地し、さらに交流施設、文化施設等を含めると121の施設が立地するなど、文化・学術・研究の拠点形成に向けて整備が進んでいる。

			<p>施設整備率については、全地区平均では、平成 25 年度末時点で、43% となっている</p> <p>本税制特例措置を活用した企業（活用見込み含む）あてアンケート結果より、本税制特例が立地インセンティブとなったと回答した企業が、回答数 12 社のうち 6 社ある。</p> <p>本税制を活用した又は活用予定の企業は、41 社あるため、立地誘導に相当の効果がある。</p> <p>適用数にあげた H25 年度立地企業からも、立地インセンティブありと回答を得ている。よって、達成目標の実現に寄与している。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H27 年度～H28 年度)</p> <p>関西文化学術研究都市の区域を対象とし、研究分野に制限が設けられていないものは本特例に限られるため、本特例措置が延長されなかった場合、施設の進出への影響が懸念される。</p> <p>特に H27 年度立地予定企業の一部から本特例措置の適用を受ける意志が示されているため(適用要件の大臣証明済)、当該企業の資金計画に影響を及ぼすこととなる。また、他の企業においても本特例措置の延長に期待を寄せているため、投資計画の見直しなどが予想される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H23 年度～H28 年度)</p> <p>H25 年度、建物及び付属施設の減収額 3 百万に対し、1 施設の立地の効果があり、達成目標（平成 28 年度までに 140 施設）に寄与しているため、税収減を是認する効果がある。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>研究所用施設は、一般的に収益性が低く、初期投資も大きくなる。このような事業者の初期投資の負担を軽減する措置として補助金も考えられるが、補助制度では予算総額が決まっているため、他の事業者との競合等の事情により、必ずしも補助金が交付されない可能性がある。一方、特別償却制度は要件に合致すれば投資初年度の税の減免が受けられるため、確実な負担の軽減を図ることができる上、投資資本の早期回収の効果があり、立地誘導する上で手段としての的確な措置である。適用対象に関しても投資資金額が 2 億円以上（機械等で 240 万円以上）のものに限定しており、必要最小限の措置と言える。また、本特例は、対象となる研究分野の制限を設けておらず、特定のもののみに優遇が受けられるものではない。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 24 年 9 月(平成 25 年度税制改正要望時)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の延長(法人税)	
2	要望の内容	市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者(権利床取得者、再開発会社の取得する保留床及び住宅の用に供する部分を除く。)に対する割増償却(5年間10%割増)の適用期限(平成27年3月31日)を2年間延長する。	
3	担当部局	都市局市街地整備課	
4	評価実施時期	平成26年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和60年度 創設 昭和62、平成元、3、5、7、9、11、13、15、17、19、21 延長 平成23年度 縮減(対象を4階建て以上の耐火建築物に限定) 平成25年度 縮減(対象を施行区域面積5,000㎡以上に限定)	
6	適用又は延長期間	2年間	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もって公共の福祉に寄与する。 《政策目的の根拠》 都市再開発法(昭和四十四年六月三日法律第三十八号)第1条において、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るとして、市街地再開発事業の目的が位置付けられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区(都市再開発方針に位置づけられたいわゆる2号地区及び2項地区等の区域)における宅地面積のうち、4階建て以上の建築物の宅地面積の割合(「都市機能更新率」)を平成28年度に42.8%(暫定値)とすることを目標とする。

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置は、市街地再開発事業の事業資金の多くを捻出することとなる保留床の処分を円滑に行うため、保留床取得者に税制上のインセンティブを与えることで早期の保留床取得を促すものであり、民間事業者等の保留床取得者全般に広く利用されている。</p> <p>本措置による民間事業者等の積極的な保留床取得は、事業期間の短縮及び事業の確実かつ円滑な推進に寄与しており、結果として政策評価目標である都市機能更新率についても順調に達成されている。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>(1)適用件数 平成 23 年度:5件 平成 24 年度:8件 平成 25 年度:12 件 平成 26 年度:8件(見込み) 平成 27 年度:8件(見込み) 平成 28 年度:8件(見込み)</p> <p>(2)適用者数 平成 23 年度:15 名 平成 24 年度:21 名 平成 25 年度:28 名 平成 26 年度:27 名(見込み) 平成 27 年度:27 名(見込み) 平成 28 年度:27 名(見込み)</p> <p>(3)適用額 平成 23 年度:13 百万円 平成 24 年度:17 百万円 平成 25 年度:42 百万円 平成 26 年度:57 百万円(見込み) 平成 27 年度:57 百万円(見込み) 平成 28 年度:57 百万円(見込み)</p> <p>(平成 23～25 年度実績は、平成 24～26 年度実施の自治体へのアンケート及びヒアリングによる。平成 26～28 年度見込みについては、平成 21～25 年度実績の平均から推計。詳細は別紙(減収見込額算出根拠)参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本措置は、不動産、建設、教育、飲食等、様々な業種の者に適用されており、特定の者に適用が偏っていることはない。 ・ 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。
		<p>② 減収額</p> <p>平成 23 年度:3百万円 平成 24 年度:4百万円 平成 25 年度:11 百万円 平成 26 年度:15 百万円(見込み) 平成 27 年度:15 百万円(見込み) 平成 28 年度:15 百万円(見込み)</p> <p>(平成 23～25 年度実績は、前記①(3)適用額に法人税率を乗じて算定。平成 26～28 年度見込みについては、平成 21～25 年度実績の平均に法人税率を乗じて推計。詳細は別紙(減収見込額算出根拠)参照)</p>

		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成28年度) 特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区として、全国で約34,600haが指定されており、このうち半数あまりのエリアにおいて、依然として都市機能の更新が求められているところであり、引き続き市街地再開発事業の推進を通じて政策目的の実現を図る必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成23年度～平成28年度) 平成23年度に39.3%であった都市機能更新率が平成25年度には40.5%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については、平成28年度に42.8%(暫定値)とすることを目標としており、その達成のために、本措置の継続が必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:平成27年度～平成28年度) 本措置は、商業・業務用途等の保留床取得者にインセンティブを与えることで、保留床の円滑な処分に資するものである。本措置が延長されない場合、保留床処分が困難となり、市街地再開発事業の事業期間が長期化し、事業の確実かつ円滑な推進に支障をきたすおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成28年度) 本措置の適用による円滑な事業推進によって、平成23年度に39.3%であった都市機能更新率が平成25年度には40.5%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。また、現在事業中の全国146地区(平成26年3月31日現在)及び今後事業化が予定されている地区における早期の事業効果の波及が見込まれ、減収を是認できる効果があると言える。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	市街地再開発事業の保留床取得者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	市街地再開発事業に関しては、本措置の他に各種の税制や補助制度があるが、それらは従前権利者の権利保護や公共公益施設の整備促進を主たる目的とするものである。一方で、本措置は保留床取得者を支援することで、事業資金の確実な確保という観点から事業の円滑な推進に寄与するものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年9月(平成25年度税制改正要望時)

減収見込額算出根拠

市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の延長（法人税）

減収見込額 : 14.5百万円/年

平成24～26年度に実施した地方公共団体に対するアンケート調査結果等によると、過去5年間（平成21年～平成25年）における1年あたりの平均の割増償却適用額は、56.8百万円である。

・本税制の適用額（割増償却額・法人税）

	地区数	適用者数	適用額 (百万円)
H21	7	37	194
H22	10	32	18
H23	5	15	13
H24	8	21	17
H25	12	28	42
平均	8	27	57

今後も同程度の事業が行われるものとして、

56.8百万円/年 × 0.255 ÷ 14.5百万円/年

※ 下線部は、法人税の一般税率

以上を減収見込額とする。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	民間都市開発推進機構の行う業務を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充(法人税、法人住民税、法人事業税)
2	要望の内容	<p>地方都市の生活機能の立地誘導に資する事業の支援強化のため、民間都市開発推進機構の行う業務について、以下のとおり拡充する。</p> <p>民間都市開発の推進に関する特別措置法第4条第1項第1号に規定する業務(以下「参加業務」という。)について、次のとおり拡充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間都市開発推進機構による金融支援限度額の算定対象となる施設を追加(市町村が誘導すべき都市機能として定めた施設)。 (都市再生特別措置法の改正により、同号の読替え規定を措置。) ・特例措置の内容 <p>上記に掲げる業務に伴い民間都市開発推進機構が行う不動産販売業、不動産貸付業について、法人税法に規定する収益事業から除外。</p> <p>【関連条文】 法人税法第2条第1項第13号、令第5条第1項第2号・第5号</p>
3	担当部局	都市局まちづくり推進課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	昭和62年度 参加業務(不動産販売業・不動産貸付業)を収益事業から除外
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性 等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 人口減少時代を迎えるに当たり、居住者の生活や経済活動が維持された持続可能な都市経営がなされるためには、一定の人口密度の維持、効率的にアクセス可能なエリアへの都市機能(医療・福祉・商業等)の立地を図る必要があることから、地域の核となるエリアへの都市機能の計画的な配置等を推進し、もって都市再興の実現を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 これまで都市は、人口の流入等により市街地が急速に拡大してきたが、今後、人口の急速な減少が予想され、拡大した市街地に住民が点在して居住することになり、都市において提供される生活機能が低下し、地域経済・活力が衰退する恐れがある。</p> <p>こうした中、日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)において、コンパクトシティの実現に向けて、支援措置や土地利用制度との組合せによる民間を活用した住居や生活機能の街なかへの誘導を行い、人口が減少する中でも都市の活力の維持・向上を図ることとされているところ。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 5. 立地競争力の更なる強化 ④都市の競争力の向上</p>

			<p>経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)(平成 25 年 6 月 13 日閣議決定)</p> <p>4. 地域・農林水産業・中小企業等の再生なくして、日本の再生なし</p> <p>(1) 特色を活かした地域づくり</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>人口減少時代を迎え、主要な拠点地域においては、施策を講じることにより都市機能の維持・集積を図り、都市の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>人口 10 万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積に占める主要な拠点地域の延べ床面積の割合(「都市機能集積率」)を前年度比+0%以上とすることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置を拡充することにより、民間都市開発推進機構による参加業務が円滑に進められ、都市機能の計画的な配置の推進等を図ることができる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>(適用件数等実績)</p> <p>平成 23 年度:1 件 適用額 300 百万円 平成 24 年度:1 件 適用額 309 百万円 平成 25 年度:1 件 適用額 251 百万円 ※適用対象となる民都機構の指定実績が 1 件のため。</p> <p>(新たに適用となる件数等見込み)</p> <p>平年度 1 件 適用額 4 百万円 ※民都機構の指定実績に基づき推計。適用額については別紙(減収見込額調書)参照。</p> <p>※適用額は、当該業務に係る税前収益。 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における報告対象ではないため、独自の計算により推計した。</p>
		② 減収額	<p>(過去の減収額(推計))</p> <p>平成 23 年度: 法人税:77 百万円 法人住民税:10 百万円 法人事業税:29 百万円 平成 24 年度: 法人税:79 百万円 法人住民税:10 百万円 法人事業税:30 百万円 平成 25 年度 法人税:64 百万円 法人住民税:8 百万円 法人事業税:24 百万円 ※適用額に、税率を乗じることで、減収額を推計。 法人税:適用額×法人税率(0.255) 法人住民税:法人税額×法人住民税率(0.129) 法人事業税:適用額×法人事業税率(0.096)</p> <p>(新たに減収となる金額見込み)</p> <p>平成 27 年度 法人税:0 百万円 法人住民:0 百万円 法人事業税:0 百万円 平年度 法人税:5.4 百万円 法人住民税:0.7 百万円 法人事業税:2.1 百万円 ※算定根拠については別紙(減収見込額調書)参照。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 31 年度)</p> <p>これまで都市は、人口の流入等により市街地が急速に拡大してきたが、今後、人口の急速な減少が予想され、拡大した市街地に住民が点在して居住することになり、都市において提供される生活機能が低下し、地域経済・活力が</p>

			<p>衰退する恐れがある。</p> <p>このため、本特例措置を拡充することにより、市町村が誘導すべき都市機能として定めた施設(医療・福祉・商業等)の整備を伴う都市開発事業を促進する民間都市開発推進機構による参加業務を円滑に進め、都市機能の計画的な配置の推進等を図ることが必要である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成31年度)</p> <p>平成18年度に4.02%であった都市機能集積率が、平成24年度には4.16%に上昇しているところである。本指標については引き続き前年度比+0%以上とすることを目標としており、その達成にあたり本措置の創設が必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度～平成31年度)</p> <p>民間都市開発の推進に関する特別措置法第4条第1項第1号に規定する参加業務によって同機構が得る収益は、同機構設立時より法人税法施行令第5条によって収益事業の対象外とする措置が講じられているところ。</p> <p>これまで同様の措置を講じない場合、同機構の収益減少等により貸倒リスクへの耐力が失われることから、結果として同機構の金融支援時の適用利率引上げにつながり、低利な資金を供給するという機構の本来の意義が損なわれるおそれがあり、これにより都市機能の計画的な配置を推進する上で支障をきたすこととなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年度～平成31年度)</p> <p>本特例措置により、一定の減収が見込まれるが、一方、本業務の支援対象は、市町村が誘導すべき都市機能として定めた施設(医療・福祉・商業等)の整備を伴う都市開発事業であり、このような事業の立ち上げ支援を円滑に実施することにより、都市機能の計画的な配置の推進が図られる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本特例措置は、公共・公益性の高い都市機能を整備する事業に対して参加業務を実施する民都機構に限って適用されるものであり、地域の核となるエリアへの都市機能の計画的な配置等を推進するという政策目的のための手段として、的確かつ必要最小限の措置である。</p> <p>参加業務の実施に当たっては、予算制度が存在するが、これは優良な民間都市開発事業に対して金融支援を行うための資金調達を支援するためのものである。一方、本特例措置は、金融支援の実施にかかるコストを軽減することにより、円滑な支援を実施するためのものであるため、明確に役割が分担されている。</p> <p>本特例措置は、地域における優良な民間都市開発事業の中でも、特に公益性の高いものに限って金融支援を実施する事業に関するものであり、地方税に係る特例を講じることを通じて地方公共団体が協力する相当性が認められる。</p>
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

減収見込額調書

【別紙】

民間都市開発推進機構の行う業務を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充 (法人税)

	減収見込額: 平年度(拡充分)	5.4 百万円
・ 年平均支援件数	4 件	<1>
・ 1件あたり平均支援金額	2,000 百万円	<2>
・ 1年あたり支援金額 <1> × <2> =	8,000 百万円	<3>
【平成27年度見込】		
・ 平成27年度利息収入 <3> × 0.7%(金利収支差) × 1/2(※1) =	28 百万円	
(※1)年度の期央に支援実行するものと仮定		
・ 平成27年度支出 111(管理費)(※2) + 25(調査費)(※2) =	136 百万円	
(※2)民都機構の予算額より算出		
・ 平成27年度収支差(課税対象収益)	▲ 108 百万円	
・ 平成27年度課税額 ▲108 × 0% =	0 百万円	<4>
【平成28年度見込】		
・ 平成28年度利息収入 <3> × 0.7%(金利収支差) × 1/2 + 8,000(過年度支援分) × 0.7% =	84 百万円	
・ 平成28年度支出 111(管理費) + 25(調査費) =	136 百万円	
・ 平成28年度収支差(課税対象収益)	▲ 52 百万円	
・ 平成28年度課税額 ▲52 × 0% =	0 百万円	<5>
【平成29年度見込】		
・ 平成29年度利息収入 <3> × 0.7%(金利収支差) × 1/2 + 16,000(過年度支援分) × 0.7% =	140 百万円	
・ 平成29年度支出 111(管理費) + 25(調査費等) =	136 百万円	
・ 平成29年度収支差(課税対象収益)	4 百万円	
・ 平成29年度課税額 4 × 25.5% =	1 百万円	<6>
【平成30年度見込】		
・ 平成30年度利息収入 <3> × 0.7%(金利収支差) × 1/2 + 24,000(過年度支援分) × 0.7% =	196 百万円	
・ 平成30年度支出 111(管理費) + 25(調査費等) =	136 百万円	
・ 平成30年度収支差(課税対象収益)	60 百万円	
・ 平成30年度課税額 60 × 25.5% =	15 百万円	<7>
【平成31年度見込】		
・ 平成31年度利息収入 <3> × 0.7%(金利収支差) × 1/2 + 32,000(過年度支援分) × 0.7% =	252 百万円	
・ 平成31年度支出 111(管理費) + 25(調査費等) =	136 百万円	
・ 平成31年度収支差(課税対象収益)	116 百万円	
・ 平成31年度課税額 116 × 25.5% =	29 百万円	<8>

- ・ 当初5年間の法人税課税額平均
 $(\langle 4 \rangle + \langle 5 \rangle + \langle 6 \rangle + \langle 7 \rangle + \langle 8 \rangle) \div 5 =$ 9 百万円 $\langle 9 \rangle$
- ・ 誘導施設を整備する案件の割合
民都機構の過去の支援案件のうち誘導施設に相当すると考えられる施設が含まれる案件の割合 6 割 $\langle 10 \rangle$
- ・ **以上より、平年度の減収額**
 $\langle 9 \rangle \times \langle 10 \rangle =$ 5.4 百万円

減収見込額調書

【別紙】

民間都市開発推進機構の行う業務を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充 (法人住民税・事業税)

減収見込額: 平年度(拡充分)	3 百万円
・ 年平均支援件数	4 件 <1>
・ 1件あたり平均支援金額	2,000 百万円 <2>
・ 1年あたり支援金額 <1> × <2> =	8,000 百万円 <3>
【平成27年度見込】	
・ 平成27年度利息収入 <3> × 0.7%(金利収支差) × 1/2(※1) =	28 百万円
<small>(※1) 年度の期央に支援実行するものと仮定</small>	
・ 平成27年度支出 111(管理費)(※2) + 25(調査費)(※3) =	136 百万円
<small>(※2) 類似業務(メザニン支援)の予算における管理費の金額を引用</small>	
<small>(※3) 1件あたりの調査費用予算額6.4百万円 × 4件</small>	
・ 平成27年度収支差(課税対象収益)	▲ 108 百万円
・ 平成27年度法人税課税額 ▲108 × 0% =	0 百万円 <4>
・ 平成27年度事業税課税額 ▲108 × 0% =	0 百万円 <5>
【平成28年度見込】	
・ 平成28年度利息収入 <3> × 0.7%(金利収支差) × 1/2 + 8,000(過年度支援分) × 0.7% =	84 百万円
・ 平成28年度支出 111(管理費) + 25(調査費) =	136 百万円
・ 平成28年度収支差(課税対象収益)	▲ 52 百万円
・ 平成28年度法人税課税額 ▲52 × 0% =	0 百万円 <6>
・ 平成28年度事業税課税額 ▲52 × 0% =	0 百万円 <7>
【平成29年度見込】	
・ 平成29年度利息収入 <3> × 0.7%(金利収支差) × 1/2 + 16,000(過年度支援分) × 0.7% =	140 百万円
・ 平成29年度支出 111(管理費) + 25(調査費等) =	136 百万円
・ 平成29年度収支差(課税対象収益)	4 百万円
・ 平成29年度法人税課税額 4 × 25.5% =	1 百万円 <8>
・ 平成29年度事業税課税額 4 × 9.6% =	0 百万円 <9>
【平成30年度見込】	
・ 平成30年度利息収入 <3> × 0.7%(金利収支差) × 1/2 + 24,000(過年度支援分) × 0.7% =	196 百万円
・ 平成30年度支出 111(管理費) + 25(調査費等) =	136 百万円
・ 平成30年度収支差(課税対象収益)	60 百万円
・ 平成30年度法人税課税額 60 × 25.5% =	15 百万円 <10>
・ 平成30年度事業税課税額	

60 × 9.6% =	6 百万円	<11>
【平成31年度見込】		
・ 平成31年度利息収入		
<3> × 0.7% (金利収支差) × 1/2 + 32,000 (過年度支援分) × 0.7% =	252 百万円	
・ 平成31年度支出		
111 (管理費) + 25 (調査費等) =	136 百万円	
・ 平成31年度収支差 (課税対象収益)	116 百万円	
・ 平成31年度法人税課税額		
116 × 25.5% =	29 百万円	<12>
・ 平成31年度事業税課税額		
116 × 9.6% =	11 百万円	<13>
・ 当初5年間の法人住民税課税額平均		
(<4> + <6> + <8> + <10> + <12>) ÷ 5 × 12.9% =	1.2 百万円	<14>
・ 当初5年間の事業税課税額平均		
(<5> + <7> + <9> + <11> + <13>) ÷ 5 =	3.5 百万円	<15>
・ 誘導施設を整備する案件の割合 (過去トレンド)		
民都機構の過去の支援案件のうち誘導施設に相当すると考えられる施設が含まれる案件の割合	6 割	<16>
・ 以上より、平年度の減収額		
法人住民税		
<14> × <16> =	0.7 百万円	<17>
事業税		
<15> × <16> =	2.1 百万円	<18>
<17> + <18> =	<u>2.8 ÷ 3 百万円</u>	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長及び拡充 (法人税)
2	要望の内容	民間事業者が設置する雨水貯留浸透利用施設に係る法人税・所得税の割増償却制度（５年間１割増償却）について、対象区域を特定地域都市浸水被害対策計画（仮称）に定める区域に、対象施設を雨水貯留利用施設に見直し、割増償却率を２割に拡充した上で、適用期限（平成２７年３月３１日）を２年間延長する。
3	担当部局	水管理・国土保全局下水道部、治水課、水資源部水資源政策課、住宅局建築指導課
4	評価実施時期	平成２６年８月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 10 年度 税制創設 貯留施設 規模要件 貯水容量 100m ³ 以上 平成 11 年度 2 年延長 平成 13 年度 2 年延長、 規模要件 貯水容量 100m ³ 以上→200m ³ 以上 平成 14 年度 償却率 1.2 割増→1 割増 平成 15 年度 2 年延長 平成 16 年度 特定都市河川流域における貯留施設について、 規模要件 貯水容量 200m ³ 以上→100m ³ 以上 平成 17 年度 2 年延長 貯留施設 規模要件 貯水容量 200m ³ →300m ³ 以上 浸透施設 浸透性舗装規模要件 3,000m ² 以上を追加 平成 19 年度 2 年延長 平成 21 年度 2 年延長 平成 23 年度 2 年延長 浸透性舗装規模要件 3,000m ² 以上→5,000m ² 以上 平成 25 年度 2 年延長
6	適用又は延長期間	平成 29 年 3 月 31 日までの 2 年間
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>本制度の政策目的は雨水貯留利用施設の整備促進による浸水被害の軽減である。</p> <p>近年、台風や前線による災害のほか、とりわけ都市部ではいわゆる「ゲリラ豪雨」による浸水被害が多発するようになってきている。ゲリラ豪雨は、局地的・短時間・高強度（降雨強度 100mm/h 以上も多い）に雨が降ることが特徴で、総雨量は小さくてもピーク雨量は非常に大きく、発生場所等の予測が困難で被害軽減のための事前の対応が取りにくいいため、これまでも地下空間の利用者や水路工事従事者に犠牲者が生じているところである。</p> <p>一方、下水道は、概ね時間雨量 50mm を整備目標として整備されてきていることから、都市部にひとたびゲリラ豪雨（例えば、時間雨量 100 mm）が降れば、下水道へ排水能力を超える雨水が流出し、浸水被害が発生する可能性が高く、追加的な下水道の整備のみで対応することは、現実的には非常に困難な状況にある。</p> <p>このようなゲリラ豪雨による浸水被害の発生を減少させるためには、浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、下水道の整備のみでは浸水被害の防止が困難な地域について、民間による雨水貯留利用施設の整備を促進し、分散型の流出抑制対策を推進する必要がある。</p>

		<p>地方公共団体では、下水道の整備とあわせて、学校の校庭や公園等を活用して雨水貯留利用施設の設置等を進めているところもあるが、利用できる敷地は限られることから、公共による対策のみでは不十分であり、民間の協力が必要不可欠である。</p> <p>公共による下水道の整備とあわせて、民間が設置する雨水貯留利用施設の設置を進めることで、どこで発生するか予測しにくいゲリラ豪雨による浸水被害の解消という政策目標の早期達成に寄与することができるものである。</p> <p>また、雨水貯留利用施設は、雨水の利用にも資するものであるが、雨水の利用を推進することは、下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与するものであり、ひいては、浸水被害の解消につながるものである。(本年4月には、議員立法により「雨水の利用の推進に関する法律」が成立し、5月1日に施行された。)</p> <p>本制度は、雨水貯留利用施設の設置について税によるインセンティブを民間に付与し、その整備促進を図り、浸水被害防止の一層の促進を図るものである。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定） 第2章 社会資本整備のあるべき姿 2. 各プログラムの内容 プログラム1. 災害に強い国土・地域づくりを進める ○ 実施すべき事業・施策 〔水害〕（流域の特性等を踏まえた様々な水害対策） 「近年の都市部及び都市周辺地域の開発の進行に伴う河川への流出量の増大等に対してピーク流量を減少させるため、流域貯留施設、浸透ます、透水性舗装、防災調整池等の雨水貯留浸透施設の整備を推進する。」 〔温暖化への適応〕（温暖化により激甚化するゲリラ豪雨等の豪雨災害への対応） 「河川の流下能力や下水道による雨水排除能力等を着実に向上させていくとともに、道路・公園等の公共施設や市役所・学校・公営住宅等の公的施設、民間施設等での雨水貯留浸透施設の整備の促進、地表面の緑化等による被覆面の改善などの取組により、保水・遊水機能を向上させ、市街地から河川や下水道への雨水の流出量の抑制を図る。」</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標12 水害・土砂災害の防止・減災を推進するに包含</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 過去10年間に浸水被害を受け、未だ浸水のおそれのある地域の治水安全度の向上を図ることを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数 約6.1万戸(H23年度)→約4.1万戸(H28年度)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制がインセンティブとなり雨水貯留利用施設の設置が促進されることで、雨水の流出を緩和・削減し、治水安全度の向上に寄与している。</p>

8 有効性等	① 適用数等	<p>H10年度：26件1.5百万円、H11年度：24件1.2百万円、H12年度：26件1.3百万円、H13年度：25件1.6百万円、H14年度：24件1.3百万円、H15年度：43件2.3百万円、H16年度：15件0.8百万円、H17年度：22件1.3百万円、H18年度：18件1.1百万円、H19年度：23件1.4百万円、H20年度：15件0.9百万円、H21年度：17件1.0百万円、H22年度：19件1.2百万円、H23年度：19件1.3百万円、H24年度：15件0.8百万円、H25年度：18件0.9百万円、H26年度：35件2.0百万円（見込み）、H27年度：30件3.6百万円（見込み）、H28年度：60件7.1百万円（見込み）</p> <p>本件税制は事業者等が設置する一定規模以上の雨水貯留利用施設を広く対象としているものであり、適用が特定の者に偏るものではない。</p> <p>【積算根拠】 国土交通省水管理・国土保全局が民間企業に対して行った雨水貯留利用施設に関するアンケート調査結果を元に推計。平成27年度、平成28年度については下水道浸水被害軽減総合事業の実績を元に推計。 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」において、本税制は「特定再開発建築物等の割増償却」の内数として記載されているため、アンケート調査を行った。 ※H10～H26の適用数等について、アンケート調査では本税制の対象地域となる3大都市圏、人口30万人以上の地域の全てを網羅していないため、推計値として算出</p>
	② 減収額	<p>H10年度：1.5百万円、H11年度：1.2百万円、H12年度：1.3百万円、H13年度：1.6百万円、H14年度：1.3百万円、H15年度：2.3百万円、H16年度：0.8百万円、H17年度：1.3百万円、H18年度：1.1百万円、H19年度：1.4百万円、H20年度：0.9百万円、H21年度：1.0百万円、H22年度：1.2百万円、H23年度：1.3百万円、H24年度：0.8百万円、H25年度：0.9百万円、H26年度：2.0百万円（見込み）、H27年度：3.6百万円（見込み）、H28年度：7.1百万円（見込み）</p> <p>【積算根拠】 計算式：適用件数×1件当たり設置費用×割増償却率×法人税率 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」において、本税制は「特定再開発建築物等の割増償却」の内数として記載されているため、アンケート調査を行った。 ※H10～H26の減収額について、アンケート調査では本税制の対象地域となる3大都市圏、人口30万人以上の地域の全てを網羅していないため、推計値として算出</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成23年度～平成28年度） 過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数 平成23年度 約6.1万戸 → 平成24年度 5.6万戸 本税制により、民間による雨水貯留利用施設は着実に設置されるなど、政策目標「水害等災害による被害の軽減」等の達成に向けて、過去10年間に浸水被害を受け、未だ浸水のおそれのある地域の治水安全度の向上を図るべく取り組みが進められており、また業績指標の実績からも着実に整備が進んでいるところである。</p>

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成23年度～平成28年度）</p> <p>上記政策目標の実現状況は、ハード・ソフト、公共・民間による包括的な対策により達成されているものであり、本件税制の効果は、それら達成状況の一部に包含されて発現している。</p> <p>本件税制により雨水貯留利用施設の整備促進が図られることによって、流域からの雨水の流出量が緩和・削減され、過去10年間に浸水被害を受け、未だ浸水のおそれのある地域の治水安全度を向上させるものである。</p> <p>社会資本整備重点計画において、過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数について、平成28年度までに約4.1万戸にする目標を掲げているところ、平成24年度時点の実績は約5.6万戸であり、政策目標の達成に向けて着実に減少している。</p> <p>また、昨今のゲリラ豪雨等を踏まえて、公共の対策のみでは不十分な地区について税によるインセンティブを増やすことにより、浸水対策をより効果的に推進することが可能である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成27年度～平成28年度）</p> <p>本件税制が延長されなかった場合、税制による促進効果がなくなることで対策効果が失われ、その結果、床上浸水被害家屋の減少への寄与度が減少することになる。本政策目的は河川整備・下水道整備等の施策と相まって効果を発現するものである。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成27年度～平成28年度）</p> <p>本税制を措置することにより、下水道法の特定地域都市浸水被害対策計画（仮称）に定める区域内の雨水貯留利用施設の設置について整備促進を図ることができる。これにより近年の気候変動等によるゲリラ豪雨等のリスクに対応する雨水の集中的な流出の抑制に寄与することが期待される。</p>
9	<p>相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>民間が設置する雨水貯留利用施設は、浸水被害軽減という公共の用に資するものであり、支援措置が必要である。仮に公共が雨水貯留利用施設を設置するにしても、都市部では土地利用が高度化しており、公共が新たに土地を取得して施設を設置する場合には用地取得も含めて事業費がかさみ、整備にも時間を要することになる。一方、民間が商業施設やマンション等を設置する際に雨水貯留利用施設の導入を促進する本件税制は、上記のとおり公費負担が少ないにも関わらず、浸水対策を効果的に発現させることが可能となることから、租税特別措置による対応が妥当である。</p> <p>本件は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく効率的である。</p> <p>○ゲリラ豪雨等による浸水被害のおそれがあるにもかかわらず、下水道整備等による従来型のハード整備を行うことが困難な都市部においては、特に雨水貯留利用施設により浸水被害対策を進める必要性が高い。</p> <p>○本件税制は、民間事業者等の雨水貯留利用施設の設置・管理に伴う経済的負担を軽減するものであり、必要最小限のものである。</p>

		<p>○予算補助については、社会資本整備総合交付金、地域自主戦略交付金により、地方公共団体が整備する雨水貯留利用施設及び下水道施設の整備を支援しているが、本特例は、民間事業者が行う施設整備を支援するものである。</p> <p>○また、下水道法の特定地域都市浸水被害対策計画(仮称)に定める区域内で、民間事業者が建築物で貯留施設等を建設する場合に国庫補助を行う予定であるが、これは数少ない大規模な施設に限定することを予定しており、一定規模以下の施設については、本件税制により裾野の広い設置の推進を図ることで、地区内の浸水対策の効果を発現する必要がある。</p>
	<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>地方税に関係しない</p>
<p>10 有識者の見解</p>		<p>○国土交通省政策評価基本計画に基づき、平成 21 年度に下記の政策レビュー(総合評価方式)を実施し、その結果を評価書として取りまとめたところ。</p> <p>(1) 政策レビュー結果(評価書)名 「総合的な水害対策—特定都市河川浸水被害対策法の施行状況の検証—」(平成 22 年 3 月国土交通省)</p> <p>(2) 政策レビュー評価書取りまとめに当たって意見聴取を行った有識者</p> <p>小幡 純子 (上智大学法科大学院院長) 城戸 由能 (京都大学防災研究所准教授) 小池 俊雄 (東京大学大学院工学系研究科教授) 重川 希志依 (富士常葉大学大学院環境防災研究科教授) 清水 義彦 (群馬大学大学院工学研究科教授)</p> <p>(3) 具体的提言等 評価書 31 頁 11~14 行目 局地的集中豪雨による浸水被害が頻発するなかで、これまでの取り組みを一層推進し、各戸貯留浸透施設等住民による自助・共助の取り組みを組み合わせる必要がある。 同・31 頁 32~36 行目 今後、人口減少下で活力を維持し、限られた財政のなかで、合意形成を図りながら、ハード対策、法規制に自助、共助の取り組み等を加えたソフト対策及び既成市街地対策等を行政と民間を含めた住民が一体となって総合的な水害対策に取り組むことが重要であり、これらに対応した対策を検討していくべきである。</p>
<p>11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>		<p>平成 24 年 9 月(平成 25 年度税制改正要望時)</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	船舶に係る特別償却制度の延長（法人税・所得税）
2	要望の内容	<p>（外航船舶）</p> <p>【延長要望】 船舶に係る特別償却制度の対象要件を見直した上で、適用期限を延長する。</p> <p>【特別措置の内容】 外航日本船舶・・・・・・・・・・特別償却率 18／100 外航日本船舶以外の船舶・・・・・・・・特別償却率 16／100 対象要件：設備・性能要件において、</p> <p>① 新造船の設計・建造時に算定するエネルギー効率設計指標は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律により、平成27年1月1日以降に契約した新造船に義務付けられる二酸化炭素排出規制につき規制開始時に比べ12%以上効率改善する。 なお、二酸化炭素排出規制前に建造した船舶、二酸化炭素排出規制対象外船舶及び平成25年1月1日以降平成27年1月1日前に契約した新造船等については、現行の設備要件若しくは性能要件を継続する。</p> <p>② バラスト水処理装置を追加する。</p> <p>（内航船舶）</p> <p>【延長要望】 船舶に係る特別償却制度の対象要件を見直した上で、適用期限を延長する。</p> <p>【特別措置の内容】 内航環境低負荷船・・・・・・・・・・16／100 高度内航環境低負荷船・・・・・・・・18／100 対象要件：従来からの設備要件に加え、LED照明器具（船内居住空間に設置するものに限る。）、船舶検査証書において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあつては、船舶自動識別装置（AIS）を追加する。</p>
3	担当部局	海事局外航課、内航課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和26年度 創設 （外航船舶）</p> <p>平成19年度 延長 （環境負荷低減設備等の要件を追加） 平成21年度 縮減・延長 （トン数標準税制の適用を受ける法人が取得等をする日本籍船以外の外航船舶に係る償却割合を16/100（現行18/100）に引き下げ）</p>

		<p>平成23年度 縮減・延長（経営の合理化に著しく資する外航船舶のうち日本船舶以外のものに係る償却割合を16/100(現行18/100)に引き下げ)</p> <p>平成25年度 縮減・延長（トン数標準税制の適用を受ける法人及びその子会社が取得等をする船舶を対象から除外、環境負荷低減設備等の要件を追加)</p> <p>(内航船舶)</p> <p>平成19年度 延長(環境負荷低減設備等の要件の追加)</p> <p>平成21年度 拡充・延長(スーパーエコシップ等の高度環境低負荷船については18%)</p> <p>平成23年度 縮減・延長(推進効率改良型プロペラ設置必須化等の設備要件見直し)</p> <p>平成25年度 縮減・延長(サイドスラスタ設置必須化等の設備要件の見直し)</p>
6	適用又は延長期間	平成27年4月1日から平成29年3月31日(2年間)
7	<p>必要性等</p> <p>① 政策目的及びその根拠</p>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>(外航船舶)</p> <p>日本商船隊は、船舶運航事業者（オペレーター）が船主（オーナー）から船舶を用船することにより競争力を保ちつつ必要な規模の船隊を確保する構造となっており、オーナーがオペレーターに対し適時適切に船舶を供給することが必要である。船舶特別償却制度は、環境低負荷船への代替を促進することにより、国際海運の環境負荷低減に関する社会的・国際的要請に応えつつ、我が国商船隊を国際競争力ある形で安定的に維持し、安全かつ効率的な輸送サービスの確保を図ることを目的とする。</p> <p>(内航船舶)</p> <p>内航海運における環境負荷低減をより一層推進していくため、環境性能に優れた船舶への代替建造を推進し、モーダルシフト担い手としてふさわしい競争力のある省エネ型の輸送システム構築を図ることを目的としている。なお、前回の要望時における目標の達成状況について、「省エネ、CO₂・NO_x排出削減」面では、平成25年度において輸送量及び輸送活動量の増加に伴う燃料消費量の増加により、対平成16年度比によるCO₂排出削減率は達成目標が16%減のところ11%減に留まったものの、今後は同期間の達成目標である19%削減への更なる誘導を行うものであるが、平成22年度比によるNO_xの削減率にあっては、達成目標削減率である22%減を達成した。</p> <p>また、「環境低負荷船等の普及・促進」面では、平成25年度において、年間建造隻数に占める環境低負荷船等の隻数割合は、達成目標が30%以上（平成26年度時点）であるところ25.3%であり、平成26年度においては当該割合を30%以上に誘導を行う。</p>

		<p>《政策目的の根拠》 (外航船舶) 第 169 回国会「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律 (法律第 53 号) 審議」における附帯決議 「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン税以外の税制 (中略) の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」 (内航船舶) 総合物流政策大綱 (平成 25 年 6 月閣議決定) 2. 今後の物流施策の方向性と取組 (2)さらなる環境負荷の低減に向けた取組 5) 物流分野における主要なCO2排出減であるトラックをはじめ、船舶、鉄道等各輸送モードの省エネ化、低公害化、天然ガス等へのエネルギー転換を推進する。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>(外航船舶) 政策目標 : 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 : 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する 業績指標 : 98 世界の海上輸送量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合 (内航船舶) 政策目標 : 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 : 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する に包含。</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (外航船舶) ・ CO2 削減 : 平成 32 年度までに日本商船隊からの排出量を 21%の削減を行う (平成 16 年度比。排出原単位ベース。設備以外の運航効率化も含む) ・ NOx 削減 : 新造船について平成 23 年からの国際海事機関 (IMO) 二次規制削減率 (一次規制値比 20%削減) を上回る 22%の削減を行う。 ・ 我が国の外航海運の発展を図るため、各国動向等の把握、当局間協議等の取り組み及び海上輸送の安全確保等の推進を通じて、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、平成 22 年度時点における過去 5 年間の我が国商船隊の輸送比率である約 10%を元に、引き続きその輸送比率を維持することを目標とする。 (内航船舶) ① 省エネ化、CO2・NOx 排出削減 ・ CO2 削減 : 平成 32 年度までに 25%の削減を行う (平成 16 年度比)</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ NOx 削減：新造船について平成 23 年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比 20%削減）を上回る 22%の削減を行う。 ②環境低負荷船等の普及・促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間建造隻数に占める環境低負荷船等の隻数割合 35%以上（平成 32 年度時点） <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>（外航船舶）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CO2 削減：平成 32 年度までに日本商船隊からの排出量を 21%の削減を行う（平成 16 年度比。排出原単位ベース。設備以外の運航効率化も含む） ・ NOx 削減：新造船について平成 23 年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比 20%削減）を上回る 22%の削減を行う。 ・ 我が国の外航海運の発展を図るため、各国動向等の把握、当局間協議等の取り組み及び海上輸送の安全確保等の推進を通じて、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、平成 22 年度時点における過去 5 年間の我が国商船隊の輸送比率である約 10%を元に、引き続きその輸送比率を維持することを目標とする。 <p>（内航船舶）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間内航船舶建造隻数に占める本租税特別措置又は買換特例制度の利用による内航環境低負荷船取得隻数割合 ・ 対平成 16 年度比における CO2 排出削減量の削減割合 ・ 対平成 22 年度比における新造船建造についての NOx 排出削減量の削減割合 <p>なお、本租税特別措置等の効果を測定するため新たな測定指標の設定等については、本租税特別措置等を利用した事業者からの「内航海運業における税制利用状況調査」等にて、その効果を定性的又は定量的に測定を行っている。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>（外航船舶）</p> <p>我が国の市場経済、貿易活動、国民生活を支える基盤である外航海運の設備投資環境の整備、及び二酸化炭素排出抑制という社会的・国際的要請に対応する船舶の代替建造の促進に寄与する。</p> <p>（内航船舶）</p> <p>既存内航船から内航環境低負荷船への代替が行われることによって地球温暖化対策の推進に寄与。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶及び漁船の合計が記載されており、それぞれを分別できないため、海事局において、「外航海運業における税制利用状況調査」、「内航海運業に係る税制利用状況調査」を実施し、適用状況の把握を行っている。

(外航船舶)

【適用隻数】

(単位:隻数)

	H24年度	H25年度	H26年度 (見込み)	H27年度 (見込み)	H28年度 (見込み)
外航日本船舶 <適用者数> (適用額:百万円)	2 <2> (1,815)	2 <2> (2,086)	1 <1> (975)	1 <1> (975)	1 <1> (975)
外航日本船舶 以外の船舶 <適用者数> (適用額:百万円)	52 <24> (39,345)	40 <19> (28,090)	46 <22> (33,718)	46 <22> (33,718)	46 <22> (33,718)

※海事局外航課による「外航海運業における税制利用状況調査」を実施

※H26年度以降については過去の実績をもとに推計

なお、上記2年間47社であることから、特定の者への偏りはない。

(内航船舶)

【適用隻数】

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
内航環境低負 荷船舶 (適用額:百万円)	6 (1,074)	5 (1,853)	9 (2,509)	9 (2,509)	11 (1,752)	12 (1,911)
高度内航環境 低負荷船舶 (適用額:百万円)	2 (758)	3 (2,289)	5 (2,310)	5 (2,310)	6 (1,148)	6 (1,148)

※海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」より

※平成26年度以降については過去の実績等をもとに推計

※平成25年度実績において、前回の本租税特別措置に関する政策評価では、内航環境低負荷船舶及び高度内航環境低負荷船舶の合計を10隻と想定しており、その利用隻数が想定を上回っている。

※通常、一度取得した船舶については長期間使用することから、本租税特別措置の利用が特定事業者に偏るものではなく、上記過去2年間(平成24・25年度)で15社が適用を受けている。

※利用隻数の推計においては、本租税特別措置を利用した過去の実績トレンド等を根拠とし算出した。

② 減収額

・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶及び漁船の合計が記載されており、それぞれを分別できないため、海事局において、「外航海運業における税制利用状況調査」、「内航海運業に係る税制利用状況調査」を実施し、適用状況の把握を行っている。

(外航船舶)

【減収見込み】

(単位:百万円)

	H24年度	H25年度	H26年度 (見込み)	H27年度 (見込み)	H28年度 (見込み)
外航日本船舶	463	532	249	249	249
外航日本船舶 以外の船舶	10,033	7,163	8,598	8,598	8,598

※海事局外航課による「外航海運業における税制利用状況調査」より

※H26年度以降については過去の実績をもとに推計

(内航船舶)

【減収見込み】

(単位:百万円)

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
内航環境低負荷船舶	285	462	367	367	449	490
高度内航環境低負荷船舶	132	317	589	589	639	639

※海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」より

※H26 年度以降については過去の実績をもとに推計

※算出根拠式:平成25年から過去5年の平均取得新造船船価×利用推計隻数((上記適用数等)の利用隻数推計の隻数)×特償率×法人税率

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》

(外航船舶) (分析対象期間:平成24年度~平成28年度)

オペレーターが必要とする規模の船舶の供給が可能となる船舶特別償却制度により、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大の実現及び環境負荷低減船舶の導入促進が可能。

(内航船舶) (分析対象期間:平成23年~平成28年)

本租税特別措置により生じるキャッシュフローの確保によって、内航海運事業者の初期投資負担が大幅に軽減されることから、経営体質強化につながり、内航海運事業者の建造意欲を増進させている。また、一定の環境設備要件を組み込んでいることによって、環境への負荷低減に効果的な設備を有する内航環境低負荷船への転換を促進しており、内航海運の安全・安定かつ環境にやさしい効率的な輸送サービスが図られている。

なお、定量的な効果・達成目標の実現状況については、上記「必要性等」①「政策目標及びその根拠」欄に記載。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》

(外航船舶) (分析対象期間:平成24年度~平成28年度)

平成25年度においては、我が国商船隊の輸送比率の目標値である約10%を達成できた。今後も引き続きその輸送比率を維持することを目標とする。

(内航船舶) (分析対象期間:平成平成23年~平成28年)

内航環境低負荷船の取得時において、船舶特別償却によって生じる手元資金によって、資金調達に係るコスト負担が軽減され、一層の内航環境低負荷船の導入の促進を図ることが可能となる。

・内航環境低負荷船の増加に伴って、CO2及びNOX排出削減量が增大する。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》

(外航船舶) (分析対象期間:平成27年度~平成28年度)

仮に本制度が認められなかった場合、

①オーナーは、船隊整備の際に必要なキャッシュフローを確保できず、保有する船舶の船隊整備を円滑に行うことができなく

		<p>なり、安定的に日本商船隊への船舶の供給ができなくなる恐れがあり、日本商船隊の国際競争力の維持・確保に影響を及ぼす。</p> <p>②環境負荷低減船の普及を妨げることになる。</p> <p>③外航日本船舶建造のインセンティブが失われ、経済安全保障確立の観点から必要最低限な外航日本船舶450隻の確保も困難になる。</p> <p>(内航船舶) (分析対象期間:平成27年~平成28年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期投資に必要な手元資金を確保できないため、内航環境低負荷船への代替建造を妨げることになる。 ・内航環境低負荷船への代替建造が進まず、既存船舶による運航が継続することとなるため、CO2及びNOX排出削減に関する目標達成が困難となる。 <p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>(外航船舶) (分析対象期間:平成24年度~平成28年度)</p> <p>本租税特別措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高い。</p> <p>本租税特別措置により、船舶の建造サイクルを加速することができ、日本商船隊に対するオーナーの船舶供給維持に大きな効果を及ぼす。これにより日本商船隊の船隊規模の維持・拡大を図り、日本商船隊の国際競争力を強化することができ、船隊規模の拡大を実現することで、約10%である我が国海外航海運企業のシェアを維持することが可能となる。また、経済安全保障を確立するために必要な外航日本船舶450隻の実現を加速化することができる。</p> <p>(内航船舶) (分析対象期間:平成23年~平成28年)</p> <p>内航船については、CO2の排出量の多い大型老朽内航船から内航環境低負荷船への代替が効果的に行われていくことによって、内航海運業界全体としての環境負荷低減の底上げを図っていくことが可能となる。</p> <p>また、減収額957百万円(平成25年度)に対して、CO2排出削減率を平成32年度までに25%の削減を行い、(平成16年度比)、また、NOX削減率にあっても、新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%の削減の実現に寄与していることから、税込額を是認する効果が認められる。</p>
9	相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>(外航船舶)</p> <p>本租税特別措置により生じるキャッシュフローを原資として、より大きな規模の船舶投資がなされるという制度であり、政策目的を実現するために有効な手段であるとともに、課税の繰延であるため国庫負担も小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。</p> <p>なお、国の補助金による支援措置は、WTOサービス貿易一般協定(内国民待遇※)に抵触するおそれがあることから、本租税特別措置による支援が妥当である。</p> <p>※…他の加盟国のサービス提供者に対して、自国の同種のサ</p>

		<p>ービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。</p> <p>(内航船舶)</p> <p>本租税特別措置により生じるキャッシュフローを原資として、より大きな規模の船体投資がなされるという制度であるが、課税の繰延であり国庫負担も小さいことから、政策目的を実現するための必要最小限の措置である。また、環境トプランナー支援の対象となる厳格な環境設備要件を満たす必要があることから、対象船舶(総トン数300G/T以上)に対しての適用隻数が僅少であるとは言えず、妥当であると考えられる。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>(外航船舶)</p> <p>外航海運業に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、外航日本船舶を中核とした日本国商船隊の国際競争力の強化を図っている。</p> <p>これらの制度の充実の必要性については、第169回国会「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第53号)審議」における附帯決議では、「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン税以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」とされており、本措置はこれを実現するものとして相当性を有するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶特別償却制度・買換特例制度：外航海運事業者の再投資の促進 ・国際船舶の固定資産税軽減措置：外航海運事業者の船舶保有コストの低減 ・国際船舶の登録免許税の税率軽減措置：外航海運事業者の船舶取得時の負担低減 <p>なお、規制、補助金等はない。</p> <p>(内航船舶)</p> <p>内航船舶取得の支援策として、3つの租税特別措置が併存。中小企業投資促進税制は中小零細事業者の船舶取得を支援、買換特例制度は船価の高騰時における船舶の代替の促進を目的としていることに対して、本租税特別措置は、環境負荷低減の技術革新等諸要件に対応した船舶の普及・促進を目的としており、明確な役割分担がなされている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年9月